

岐阜・西濃地域基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 10 月 1 日現在における岐阜・西濃地域（岐阜県岐阜市、大垣市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町）の 17 市町の行政区域とする。概ねの面積は、約 23 万 2 千ヘクタールで県全体の約 22%を占めている。

ただし、岐阜県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域（能郷白山、時山、岩の子、鳥帽子岳）は除く。

また、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、当促進区域には存在しない。

なお、当促進区域は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国定公園（揖斐関ヶ原養老）及び県立自然公園（千本松原、揖斐、伊吹）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域等を含むものであるため、８において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

促進区域・自然環境保全地域 （「別紙１」参照）

自然公園指定区域 （「別紙２」参照）

鳥獣保護区域 （「別紙３」参照）

（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

ア 地理的条件

岐阜県は、日本のほぼ中央に位置し、全国では数少ない内陸県の一つである。面積は 10,621.29 ㎢で国土の約 2.8%を占め、全国で 7 位の広さである。北部及び東部の大部分は山地、南部には濃尾平野の一部である美濃平野が広がっており、木曽川、長良川、揖斐川の木曽三川に囲まれた水資源にも恵まれた地域である。

また、本県の平均気温の平年値（1981 年～2010 年観測データの平均値）は、美濃地方の岐阜が年平均気温は 15.8℃と温暖であるのに対し、飛騨地方の高山は、標高が高いこともあり、年平均気温は 11℃と寒冷的な気候である（出典：岐阜地方気象台ホームページ）。このような南北に長い岐阜県は、気候も変化に富んでいる。

当促進区域は、岐阜県の西部に位置し、南は愛知県と三重県、西は滋賀県、北は福井県と隣南部は木曽、長良、揖斐の三大河川の流域で形成された平野で、輪中が存在する全国有数の水郷地帯となっており、豊富な水資源に恵まれている。岐阜県における濃尾平野の大半を占めているものの、多くが優良農地である。北部は福井県境の山地に向けて中山間地域を形成している。

当促進区域内の養老町の養老の滝／菊水泉は環境省の昭和の名水百選にも選定（昭和 60 年）され、また大垣市の加賀野八幡神社井戸は平成の名水百選に選定（平成 20 年）されるなど、そ

れら豊かな自然からもたらされる豊富な水は田畑を潤し、様々な生き物をはぐくみ、県の魚であるアユ（漁獲量全国4位（出典：平成27年漁業・養殖業生産統計））など豊かな恵みを与えている。

イ インフラの整備状況

当促進区域は、交通網が発達しており、主要幹線道路である国道21号が東西に貫いているほか、名神高速道路、JR東海道本線、東海道新幹線等が整備され、国内最大の製造業集積地である愛知県や、関西経済圏へのアクセスが容易である。更に、東海環状自動車道西回り区間が順次延伸しつつあり、直近では、平成29年10月22日に名神高速道路養老ジャンクションから養老インターチェンジ間が開通するなど、西回り区間全通に際しては、三重県北勢地域への交通の利便性が飛躍的に向上すると期待されている。

ウ 産業構造

当促進区域の産業については、古くから豊富な地下水を活用して紡績工場が多数立地し、愛知県の「尾州」と結びついて日本最大の繊維産業の集積地として発展してきた。その後は、電子部品・デバイス製造業、プラスチック製品製造業、輸送用機器製造業など多様な産業の集積地へ発展を遂げている。

また、当促進区域においては、世界農業遺産の「清流長良川の鮎」、ユネスコ無形文化遺産「大垣祭の軸行事」といった世界に誇る遺産のほか、世界三大古戦場の一つと称する関ヶ原古戦場、不破関、国の重要無形民俗文化財でもあるぎふ長良川鵜飼、岐阜城、奥の細道むすびの地記念館、中山道の宿場町「加納宿、河渡宿、美江寺宿、赤坂宿、垂井宿、関ヶ原宿、今須宿」（「岐阜の宝もの＊1」に認定された「中山道ぎふ17宿」のうちの7宿）、千代保稲荷神社、養老公園、谷汲山華厳寺、ローカル鉄道の「樽見鉄道」「養老鉄道」など、豊富な観光資源を有し、区域内の観光入込客数は約1,933万人（出典：平成28年岐阜県観光入込客統計調査）となっており、これら観光資源を活かした観光関連産業は、地域の雇用経済を支えている。

岐阜市（人口41万人）と大垣市（人口16万人）を中心に都市化が進みサービス業の比率が高く、大型商業施設が多数立地し、県内外から多くの集客がある。一方、電気機械や輸送用機械を中心とする機械関連産業の比率も依然として高いため、外的要因や経済変動に伴い、大きな影響を受けやすい特性を持っている。当促進区域は、従業者数の約18%（83,486人／455,163人、出典：平成24年経済センサス活動調査）、売上高の約27%（1,698,963百万円／6,314,299百万円、出典：平成24年経済センサス活動調査）、付加価値額の約24%（351,370百万／1,481,535百万円、出典：平成24年経済センサス活動調査）が製造業であり、製造業を中心とした経済構造を形成している。

＊1 岐阜の宝もの

岐阜県では、全国に誇れる新たな地域資源を掘り起こし、今後の魅力向上の取り組みによって全国に通用する観光資源になることが期待されるものを「岐阜の宝もの」として認定しており、現在、6資源を認定している（うち、当促進区域内で1資源）。

エ 人口分布

人口分布の状況としては、平成 22 年の国勢調査時人口は約 100 万人（当促進区域合計）であったが、その後 5 年間で 20,272 人減少し、980,103 人（出典：平成 27 年国勢調査）となっている。その中で、生産年齢人口（15～64 歳）は 579,723 人、高齢者人口（65 歳以上）は 262,467 人となっている。当促進区域の合計特殊出生率は、最高水準が輪之内町の 1.64 人、最低水準が山県市の 1.28 人となっている（出典：H20-24 人口動態 保健所・市町村別統計（厚生労働省））。少子高齢化が続く一方で、出生数 7,502 人（当促進区域合計、出典：平成 28 年岐阜県人口動態統計）に対し、死亡数が 10,255 人（当促進区域合計（出典：同上））となっており、自然減少が続いている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

当促進区域は、製造業中心の産業構造であり、繊維製品製造業の集積や、プラスチック製品製造業、食料品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業などの様々な業種の製造業企業が集積している。

岐阜県では、「岐阜県成長・雇用戦略」を策定し、全県内で戦略的な工場用地開発の推進と新たな企業誘致戦略を展開すべく、平成 26 年 8 月に岐阜県企業誘致戦略推進本部を立ち上げるとともに、地域（エリア）の特性を生かした企業誘致を推進するため、同推進本部の下に 4 エリアの推進協議会を設立した。当促進区域は、当該戦略に示す「西回りエリア」に相当する。

今後、当促進区域における前述の製造業の集積を生かし、成長性の高い事業への参入を後押しするとともに、物流等の関連産業も含めた生産性改革をすすめ、質の高い雇用の創出を行う。

また、地域内経済において、卸売・小売業、宿泊業・飲食業などのサービス業の割合（付加価値額）も約 23%（出典：平成 24 年経済センサス活動調査）と大きく、天下分け目の関ヶ原古戦場をはじめ、壬申の乱の不破関、織田信長公ゆかりの岐阜城やぎふ長良川鶴飼、養老改元 1300 年を迎えた養老、松尾芭蕉の奥の細道むすびの地大垣、中山道の宿場町、草創 1300 年を迎える西国三十三所の満願霊場谷汲山華嚴寺など、歴史資源の宝庫として、区域内の観光入込客数は約 1,933 万人（出典：平成 28 年岐阜県観光入込客統計調査）となっている。これらの観光資源を活用した観光関連産業も重要な位置を占めていることから、順次整備が進みつつある東海環状自動車道などの交通インフラを活用しつつ、当促進区域を牽引する産業の一つとしてさらなる産業化を図っていくとともに、宿泊施設のキャパシティの充実を図るなど、観光産業の育成に努め、付加価値の創出を図る。

（2）経済的効果の目標

1 件あたり 3,800 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 9 件創出し、これらの地域経済牽引事業が当促進区域で 1.37 倍の波及効果をあたえ、約 4.7 億円の付加価値創出を目指す。

また、K P I として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額 (製造業・宿泊業・飲食サービス業)	—	470 百万円	—

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	3,800 万円	—
地域経済事業の新規事業件数	—	9 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の（１）から（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進にあたって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が、3,762 万円（岐阜県の１事業所あたり平均付加価値額（出典：平成 24 年経済センサス活動調査））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、当促進区域において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 1.5%増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 5 %あるいは 5 名以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 5 %増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

本計画における重点促進区域は、工場立地の特例対象区域とするため、以下の大字及び字の区域とする。なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区は存在しない。また、農用地区域及び市街化調整区域を重点促進区域に含む場合、土地利用調整区域を設定せずに個別法により土地利用の調整を行う。

【重点促進区域１：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市浅中１丁目、３丁目、浅西３丁目（大垣市鉄工工業団地周辺）

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 11.5 ヘクタールである。

当重点促進区域は、名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約３分（約 1.5km）のところに位置している。

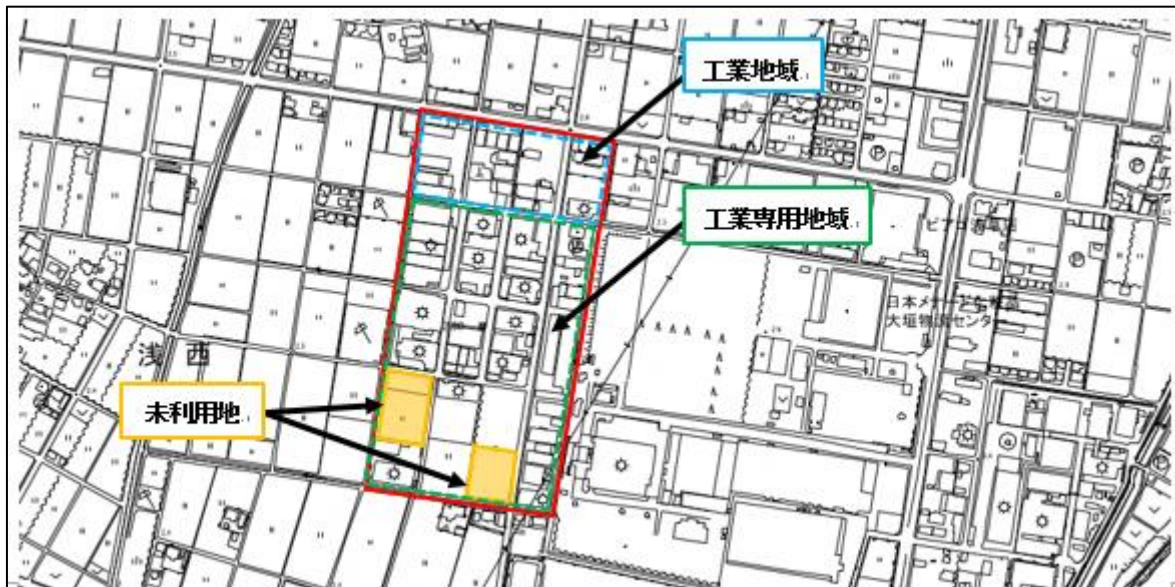
なお、当重点促進区域の中心部に位置する大垣市鉄工工業団地の南側に、未利用の農地（工業専用区域内）がある。（遊休地：大垣市浅西３丁目 71～73、86-1 約 9,000 ㎡）

区域区分は市街化区域（工業地域、工業専用地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導を図る地区に位置づけられており、工業用地等として土地利用の有効な活用を図り、周辺の環境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域２：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市横曽根２丁目、３丁目（横曽根工業団地）

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は４．２ヘクタールである。

当重点促進区域は、名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約３分（約１．５km）のところに位置している。

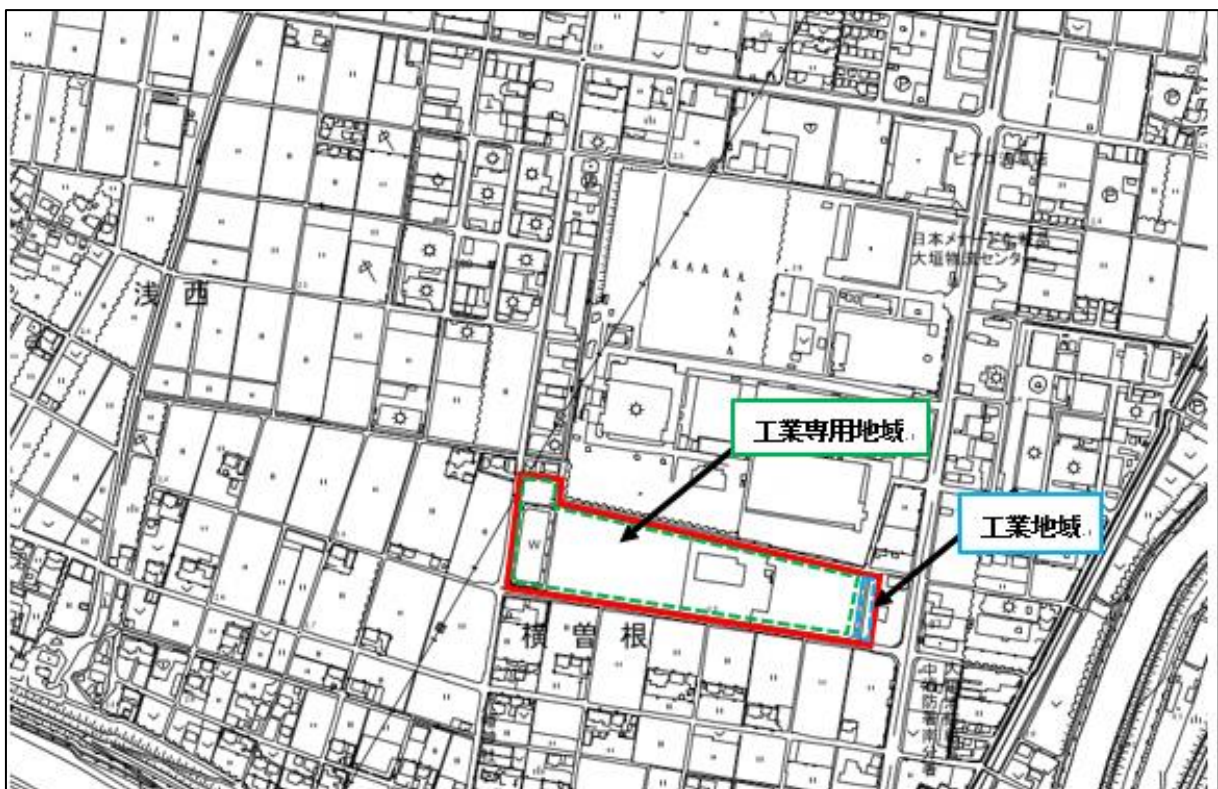
団地内区画（４区画）は全て分譲済みで、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域、工業専用地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導を図る地区に位置づけられており、工業用地等として土地利用の有効な活用を図り、周辺の環境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域３：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市宿地町、笠縫町、南一色町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 11.3 ヘクタールである。

当重点促進区域は、東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約５分（約 2.4km）のところに位置している。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域４：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市加賀野３丁目、４丁目、小野４丁目、今宿５丁目、６丁目
（ソフトピアジャパン）

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 12.5 ヘクタールである。

国道 21 号和合インターチェンジからは車で約 2 分（約 1 km）のところに位置する。

情報産業を育成、振興、集積する「ソフトピアジャパン」を中心としたエリアに、高度 IT 人材育成拠点となる「I AMAS（情報科学芸術大学院大学）」をはじめ IT 関連企業が集積している。地域経済活性化に寄与する IT 関連企業のさらなる誘導により、産業拠点の形成を図るもの。

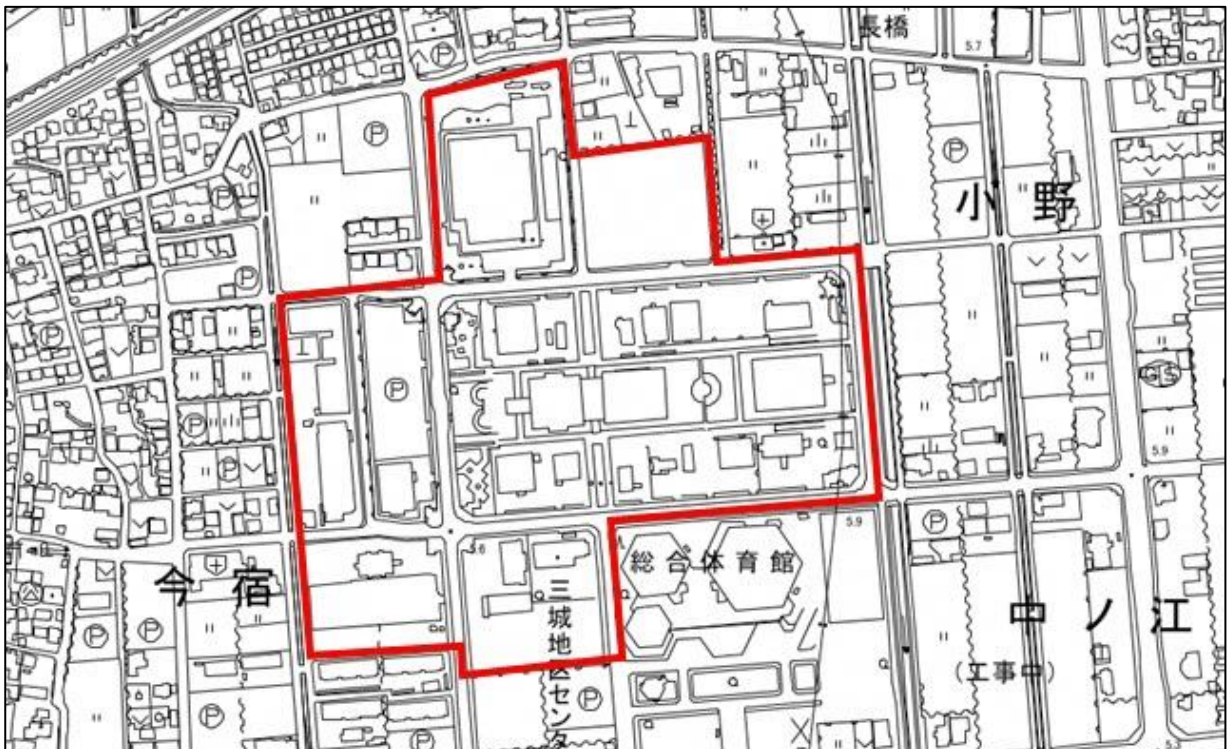
当重点促進区域内には、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、「産業誘導ゾーン」に位置づけられており、情報産業の拠点性を高め本市産業の活性化を図るため、関連産業の誘導等必要に応じた土地利用を推進するなど、周辺的环境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域５：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市野口３丁目

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は５．４ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約７分（約４km）のところに位置する。

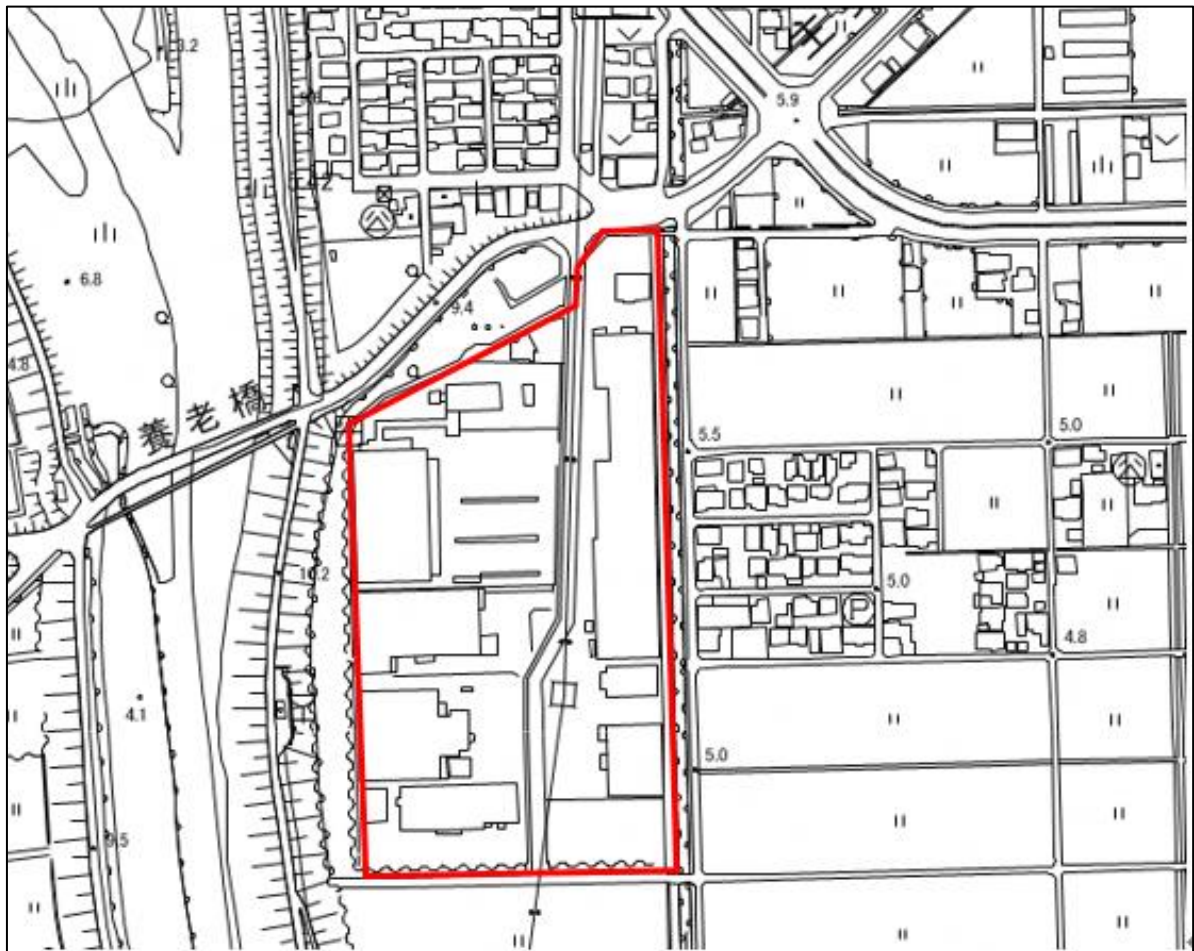
当重点促進区域内は、全て企業用地として利用されており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域6：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市長松町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は2.0ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約3分（約2.6km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域7：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市領家町、西之川町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は1.8ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約9分（約5.1km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（第1種中高層住宅地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域８：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市上石津町牧田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 7.8 ヘクタールである。

名神高速道路関ヶ原インターチェンジからは車で約 9 分（約 4.2km）のところに位置する。

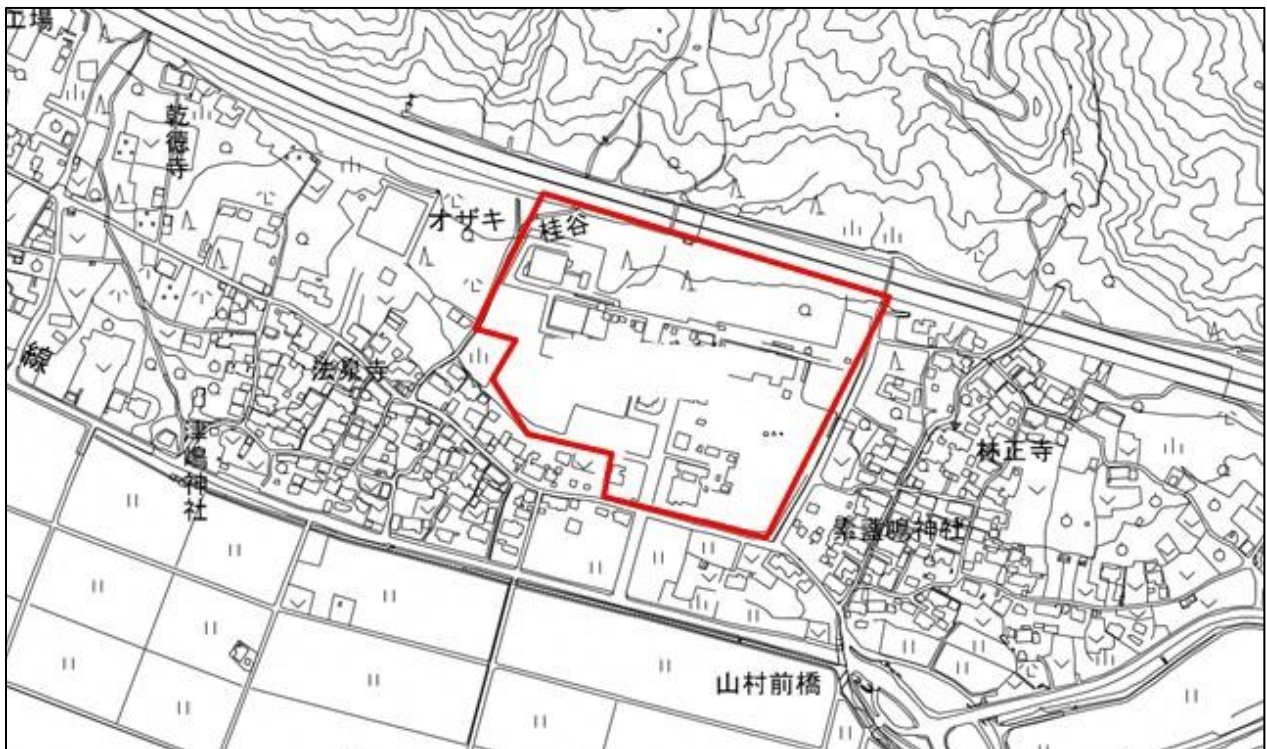
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

都市計画区域外であり、農業振興地域内であるが、現況宅地である。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域9：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市青柳町、割田町、外野町、割田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は9.8ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約8分（約4.5km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 10：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市神田町、西崎町、木戸町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 7.8 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 8 分（約 2.5km）のところに位置する。

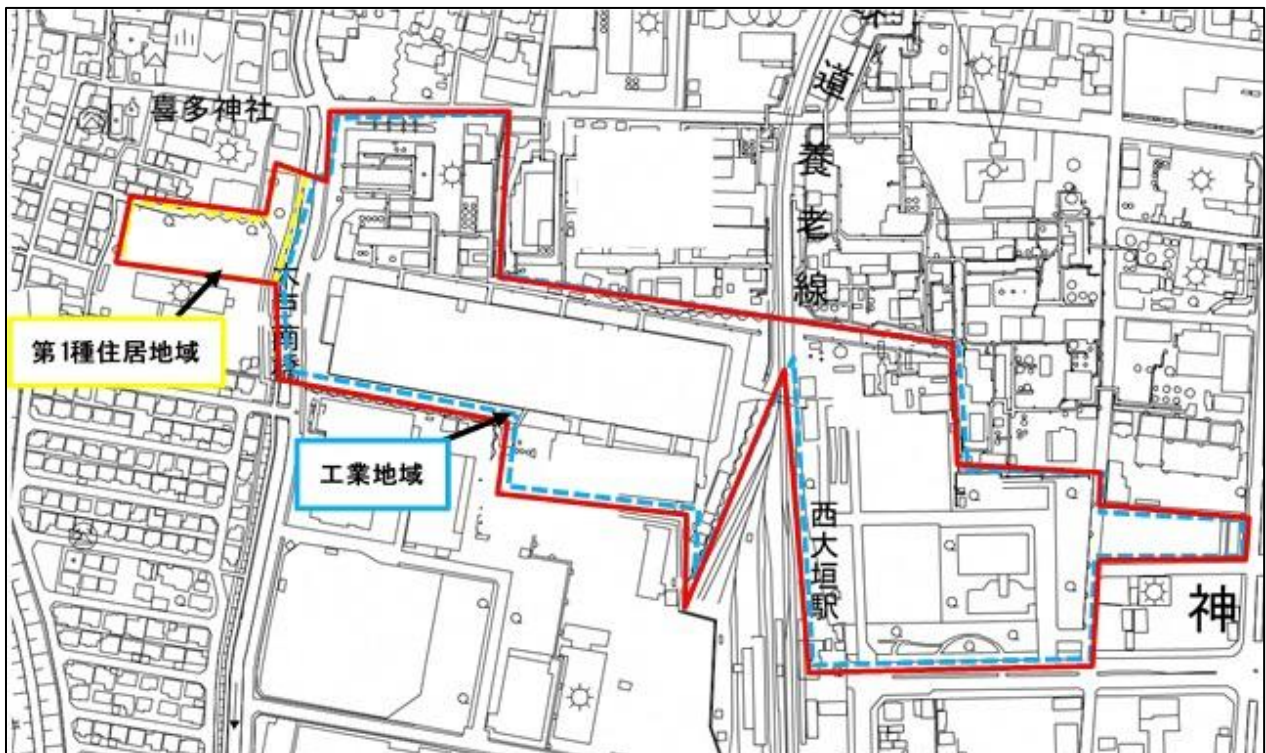
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域、第 1 種住居地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 11：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市河間町、興福地町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 5.6 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 7 分（約 3.3km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

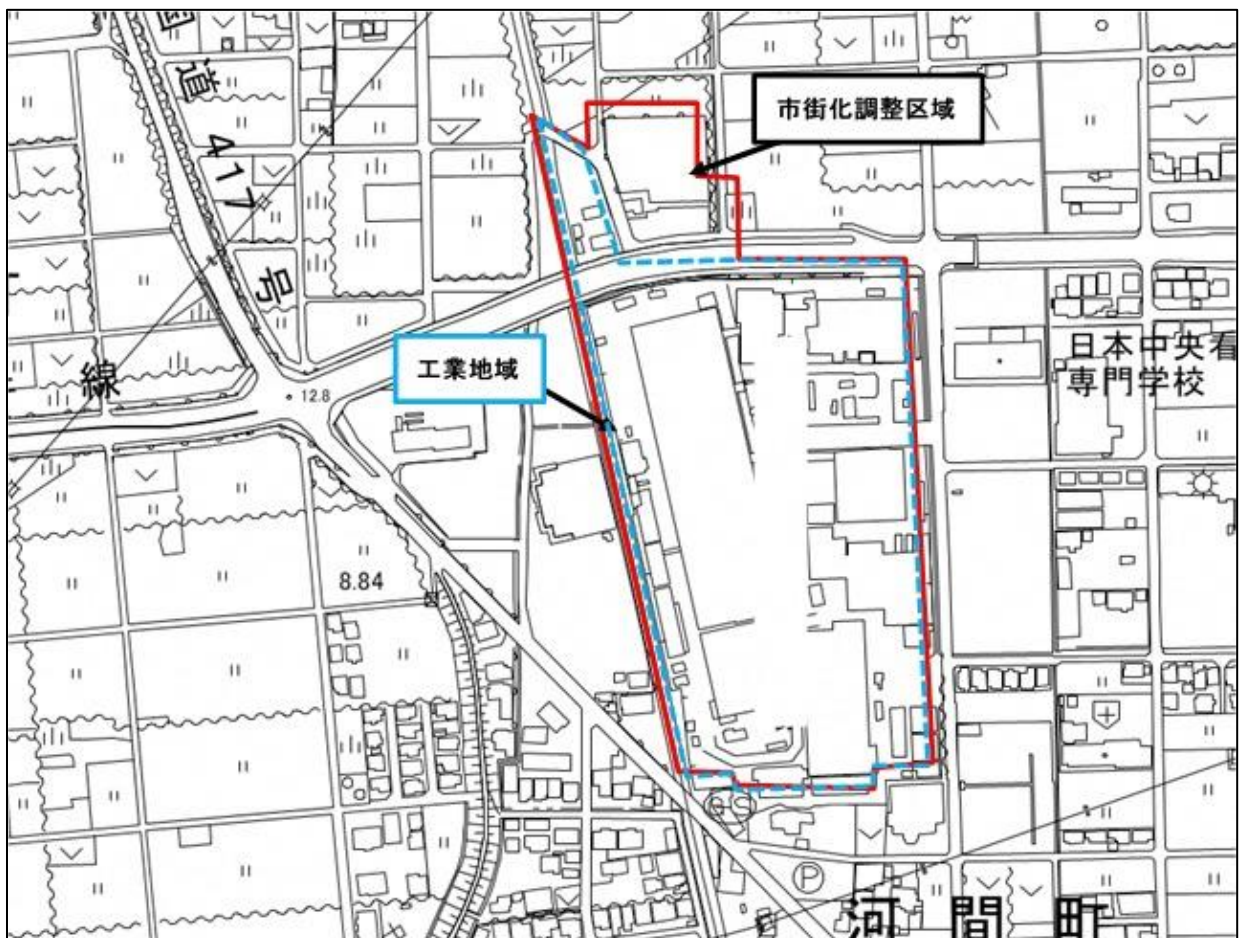
区域区分は市街化区域（工業地域）及び市街化調整区域である。

市街化区域は農業振興地域ではなく、市街化調整区域部分は農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 12：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市草道島町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.2 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 8 分（約 4.8km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化調整区域であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 13：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市荒尾町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.1 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 5 分（約 1.4km）のところに位置する。

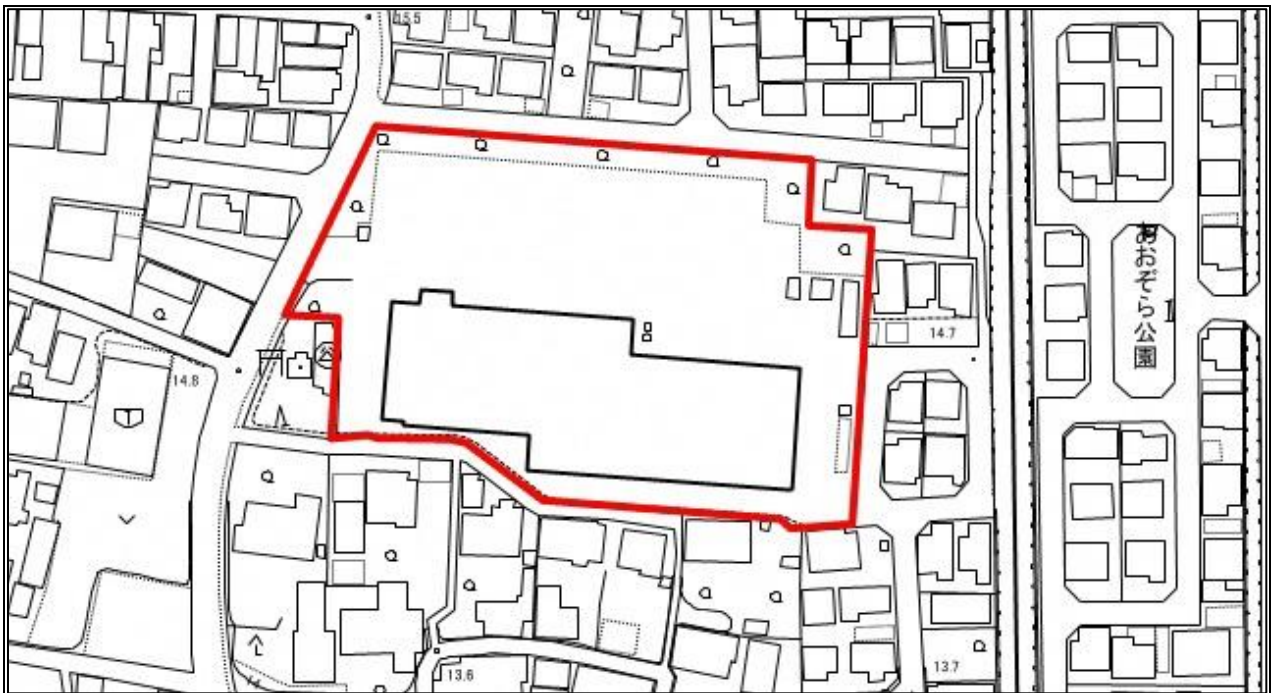
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 14：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市木戸町、日の出町、久瀬川町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 8.7 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 6 分（約 2.8km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 15：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市上石津前ヶ瀬

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 3.8 ヘクタールである。

名神高速道路関ヶ原インターチェンジからは車で約 15 分（約 10.0km）のところに位置する。

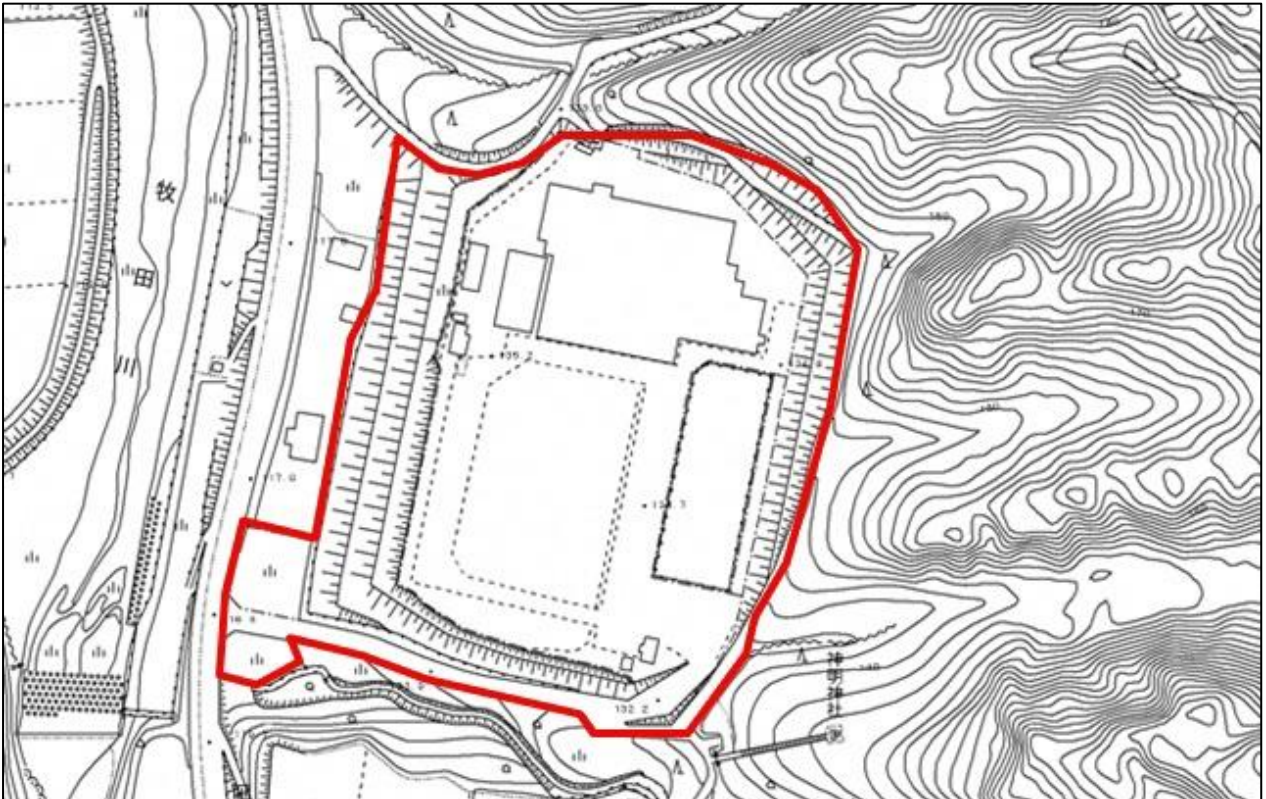
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は都市計画区域外であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 16：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市昼飯町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は、0.8ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約6分（約2.1km）のところに位置する。

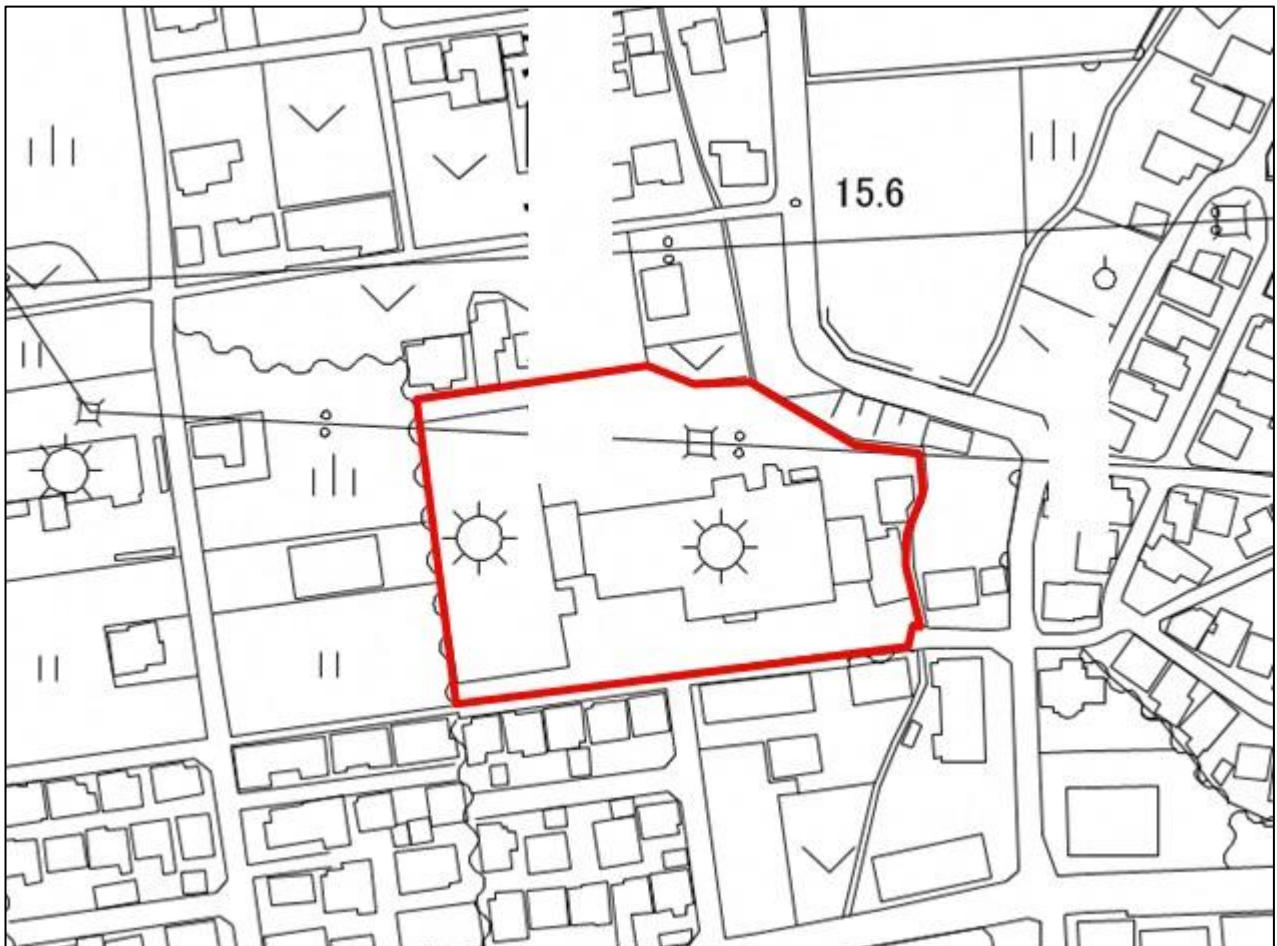
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 17：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市米野町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 3.8 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 4 分（約 2.0km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）及び市街化調整区域である。

市街化区域は農業振興地域ではなく、市街化調整区域部分は農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 18：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市室村町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 6.0 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 6 分（約 3.5km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 19：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市十六町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.4 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 6 分（約 3.0km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化調整区域であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 20：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市釜笛

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 0.8 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 3 分（約 1.3 km）のところに位置する。

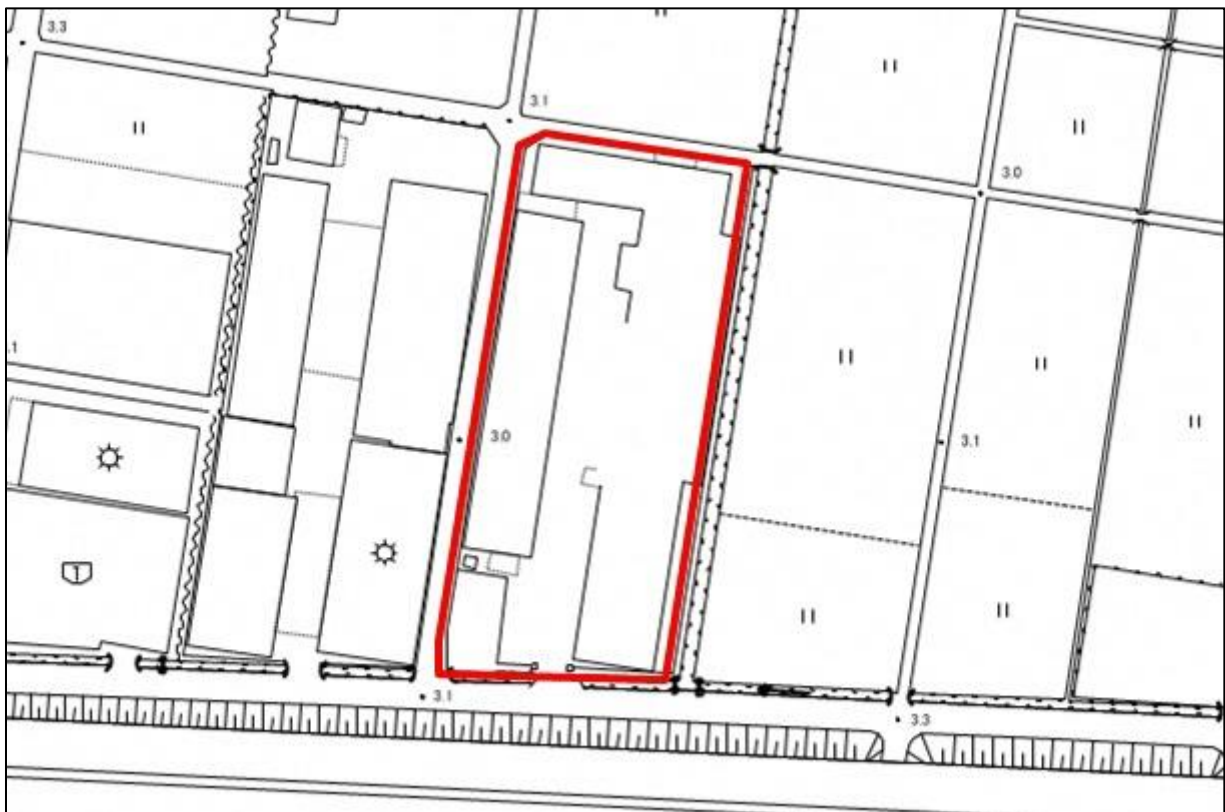
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化調整区域であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導を図る地区に位置づけられており、工業用地等として土地利用の有効な活用を図り、周辺的环境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域 21：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市外野、外洩

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.1 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 5 分（約 2.3km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導を図る地区に位置づけられており、工業用地等として土地利用の有効な活用を図り、周辺の環境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域 22：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市本今町、外野町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 10.6 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 7 分（約 3.2km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 23：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市久徳町、桜町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 10.6 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 3 分（約 1.3km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 24：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市浅西、横曽根、浅草

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 16.1 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 3 分（約 1.6km）のところに位置する。

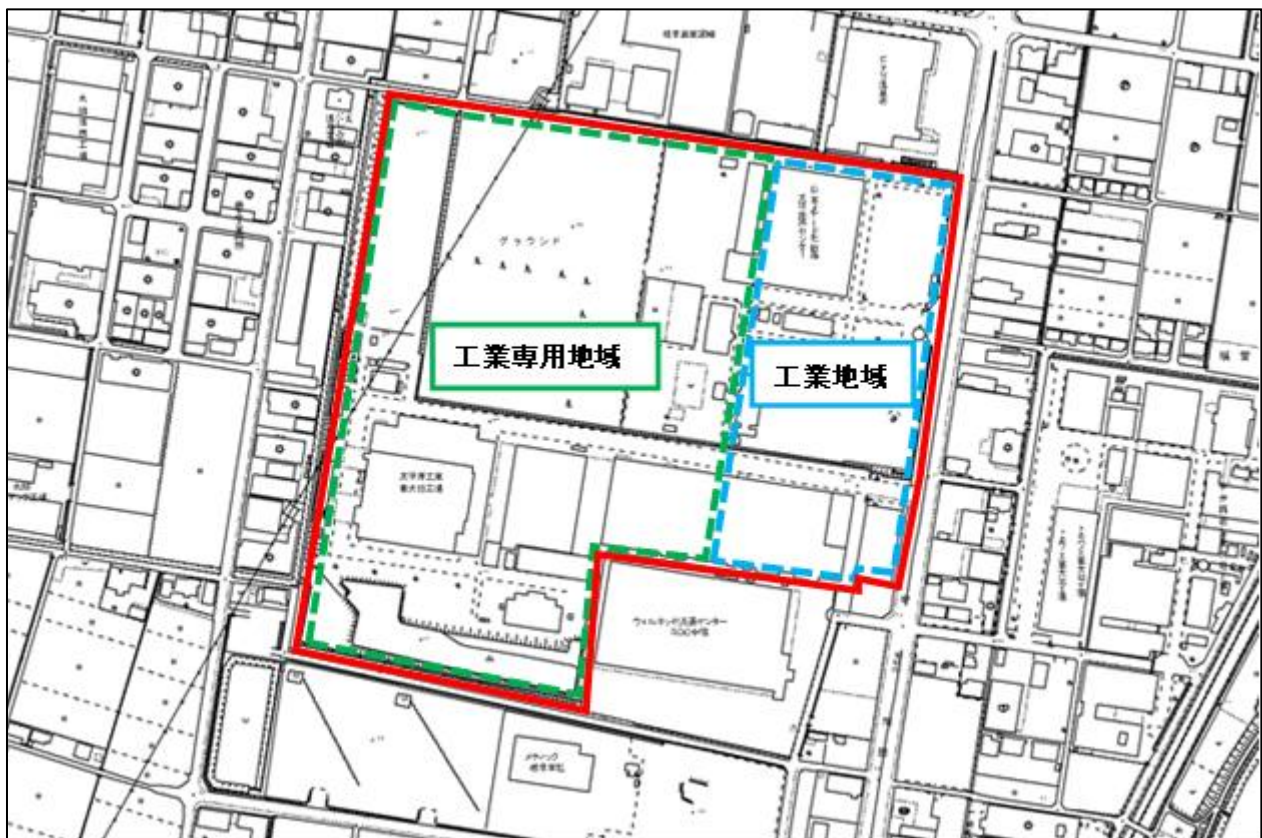
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域、工業専用地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導を図る地区に位置づけられており、工業用地等として土地利用の有効な活用を図り、周辺的环境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域 25：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市荒川町、桧町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 3.1 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で 2 分（約 1.5km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 26：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市浅西

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.8 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 5 分（約 2.7km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化調整区域であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導を図る地区に位置づけられており、工業用地等として土地利用の有効な活用を図り、周辺的环境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域 27：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市横曽根

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.9 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 5 分（約 1.7km）のところに位置する。

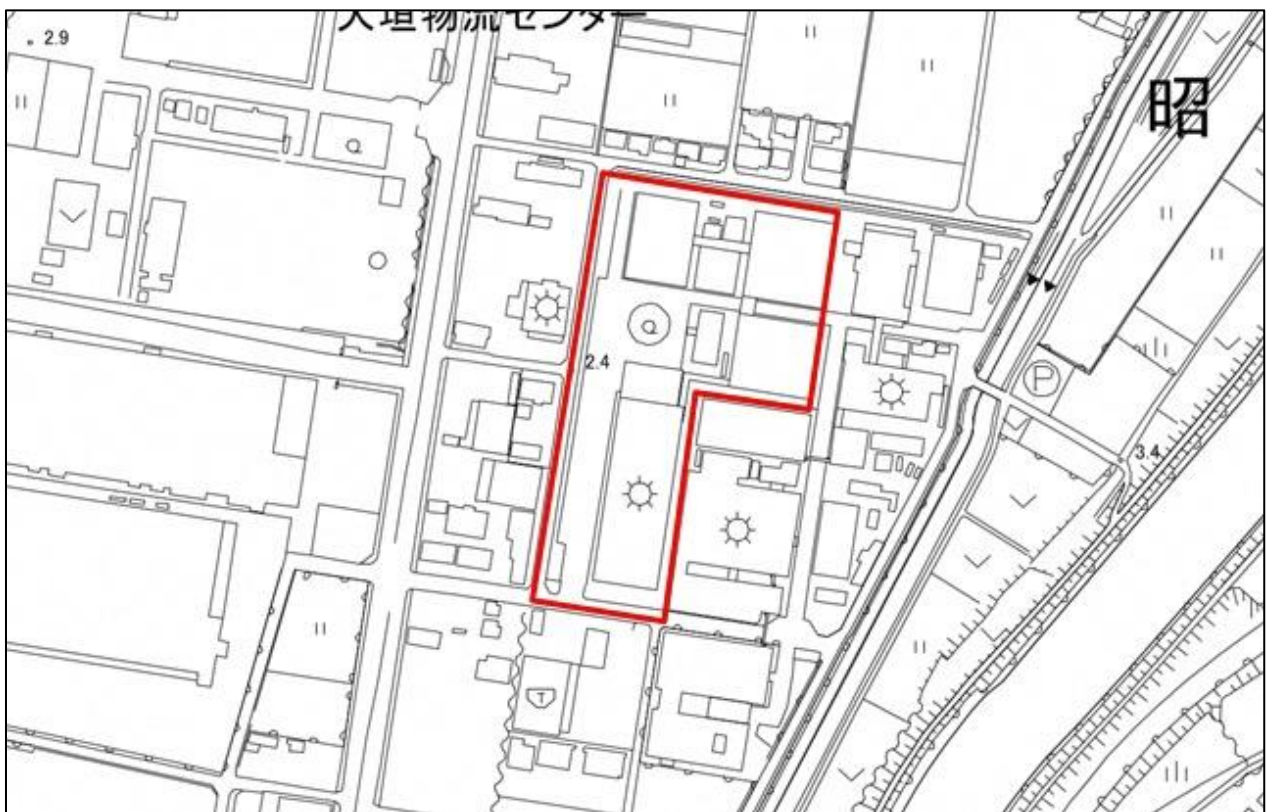
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導を図る地区に位置づけられており、工業用地等として土地利用の有効な活用を図り、周辺的环境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域 28：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市上石津町乙坂

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 4.6 ヘクタールである。

名神高速道路関ヶ原インターチェンジからは車で約 10 分（約 6.5km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は都市計画区域外であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

土地利用の調整は不要である。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 29：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市三塚町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 0.7 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 13 分（約 4.6km）のところに位置する。

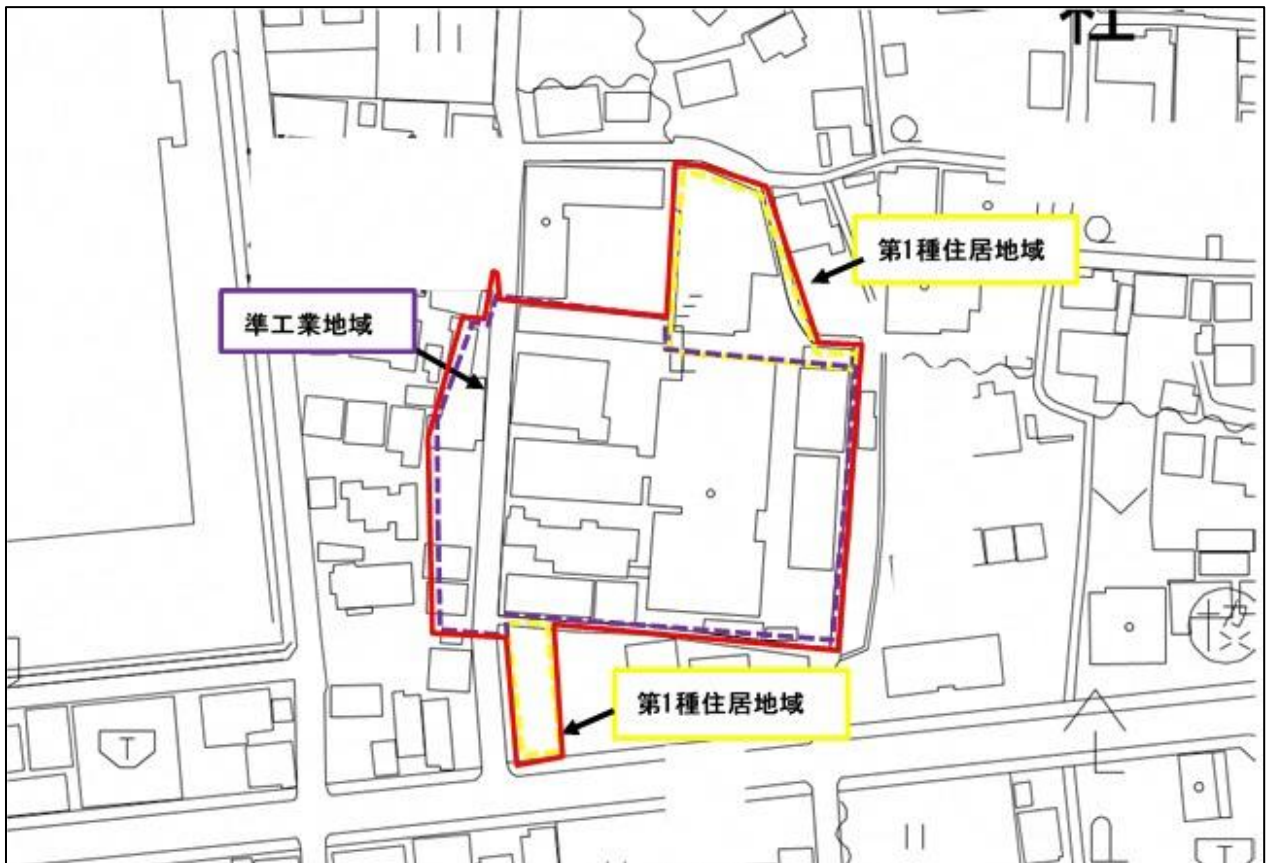
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域、第 1 種住居地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 30：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市本今町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.4 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 10 分（約 4.0km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 31：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市木戸町、神田町、西崎町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 9.6 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 6 分（約 2.4km）のところに位置する。

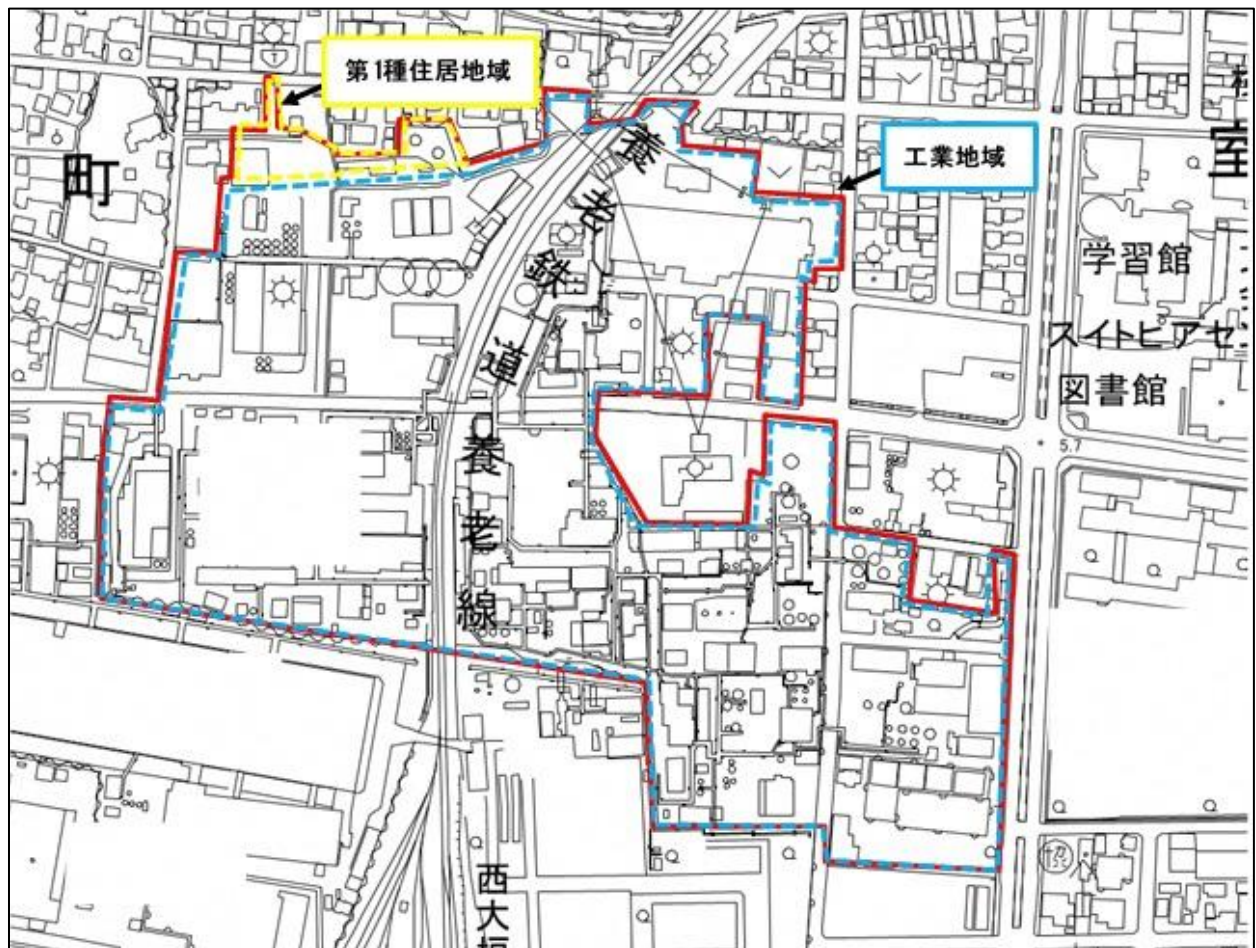
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域、第 1 種住居地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 32：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市中曽根町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 5.0 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 5 分（約 1.3km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域、準工業地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 33：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市横曽根、昭和

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.0 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 3 分（約 1.7km）のところに位置する。

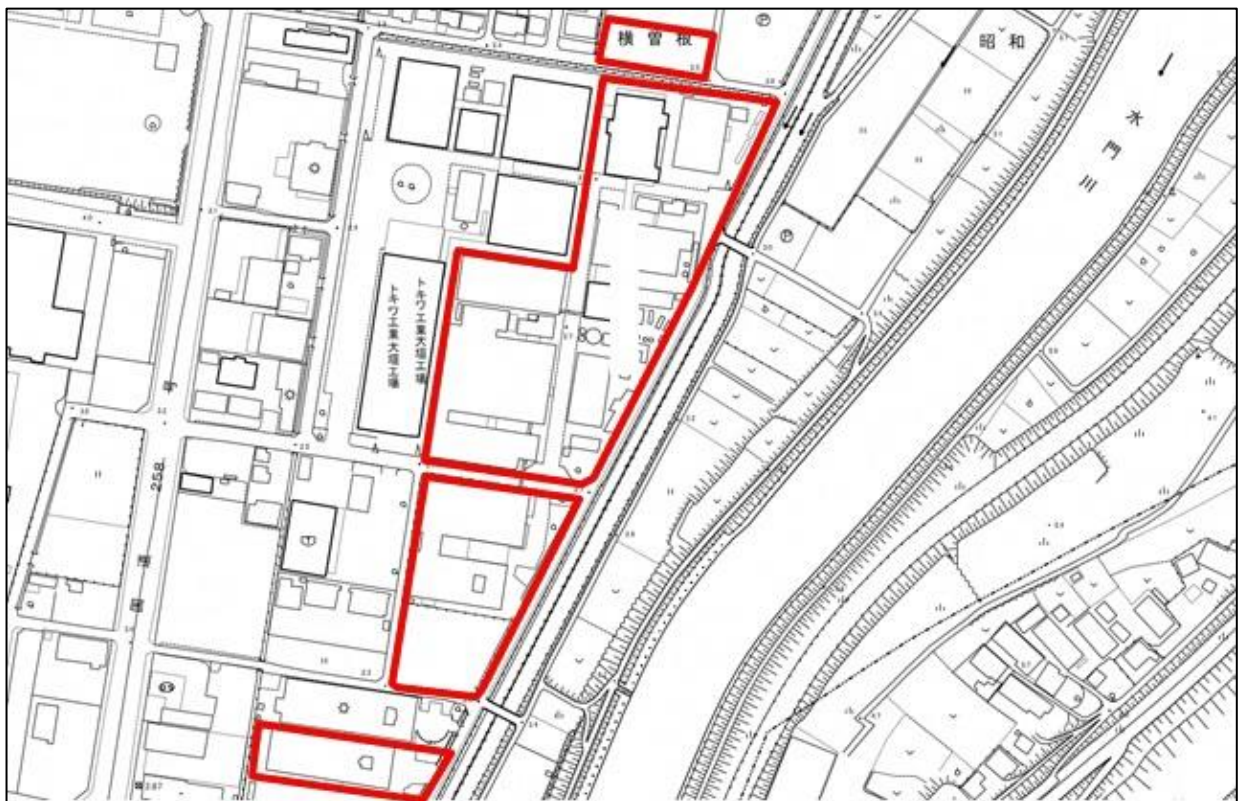
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣市都市計画マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導を図る地区に位置づけられており、工業用地等として土地利用の有効な活用を図り、周辺的环境と調和した地区として整備を進めることとされている。

（地図）



【重点促進区域 34：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市本今町、本今

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 21.8 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 6 分（約 3.3km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域、工業地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 35：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市上石津町牧田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 3.7 ヘクタールである。

名神高速道路関ヶ原インターチェンジからは車で約 5 分（約 2.8km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は都市計画区域外あり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 36：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市上石津町牧田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.5 ヘクタールである。

名神高速道路関ヶ原インターチェンジからは車で約 6 分（約 3.2km）のところに位置する。

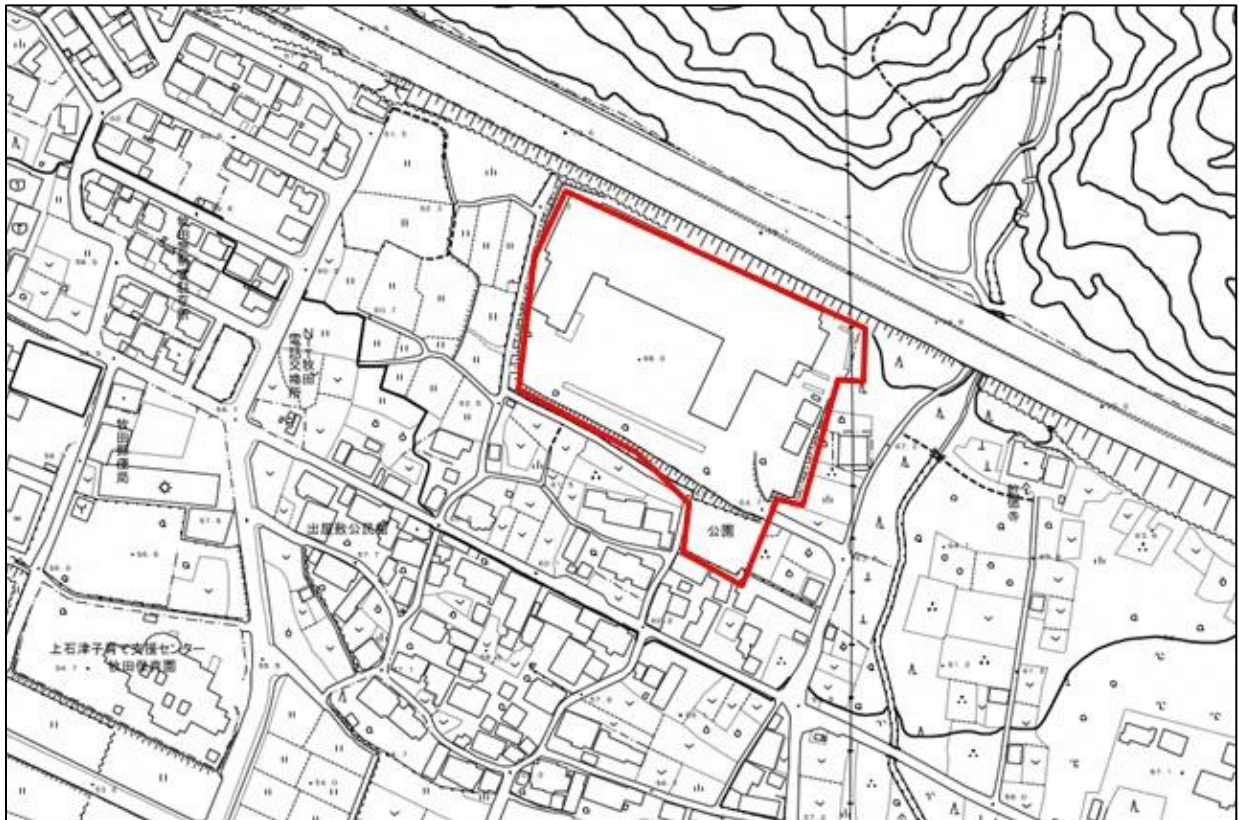
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は都市計画区域外であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 37：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市上石津町乙坂

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 6.1 ヘクタールである。

名神高速道路関ヶ原インターチェンジからは車で約 9 分（約 6.3km）のところに位置する。

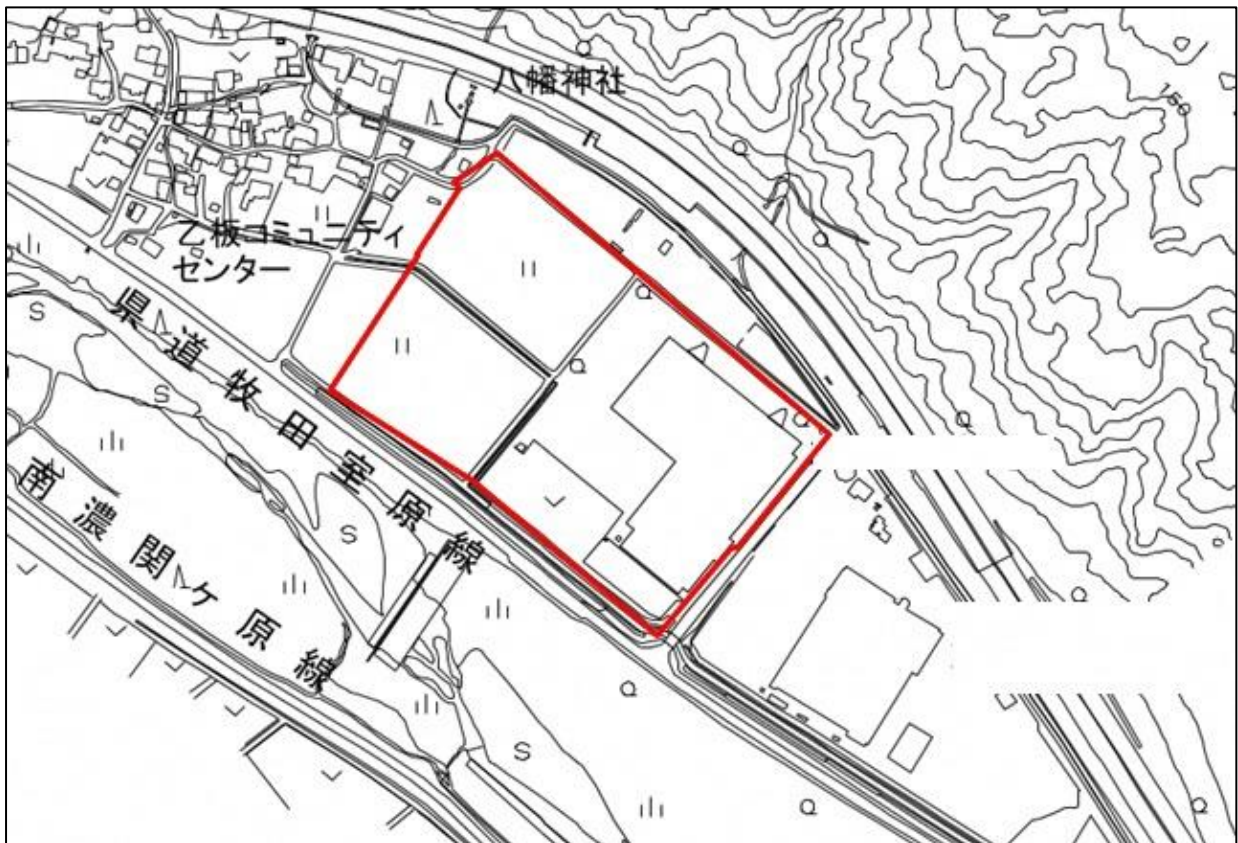
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は都市計画区域外であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 38：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市曾根町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 3.4 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 10 分（約 6.3km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は、市街化調整区域であるが、地区計画を予定しており、工業用地として利用する。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 39：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市上石津町牧田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.1 ヘクタールである。

名神高速道路関ヶ原インターチェンジからは車で約 1 分（約 0.5km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は都市計画区域外であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 40：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市寿町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.1 ヘクタールである。

国道 21 号和合インターチェンジからは車で約 6 分（約 2.7km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が進出しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域）であり、農業振興地域ではない。

土地利用の調整は不要である。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 41：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市上石津町牧田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.8 ヘクタールである。

名神高速道路関ヶ原インターチェンジからは車で約 4 分（約 2.4km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は都市計画区域外であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

土地利用の調整は不要である。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 42：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市上屋

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 4.9 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 3 分（約 1.9km）のところに位置する。

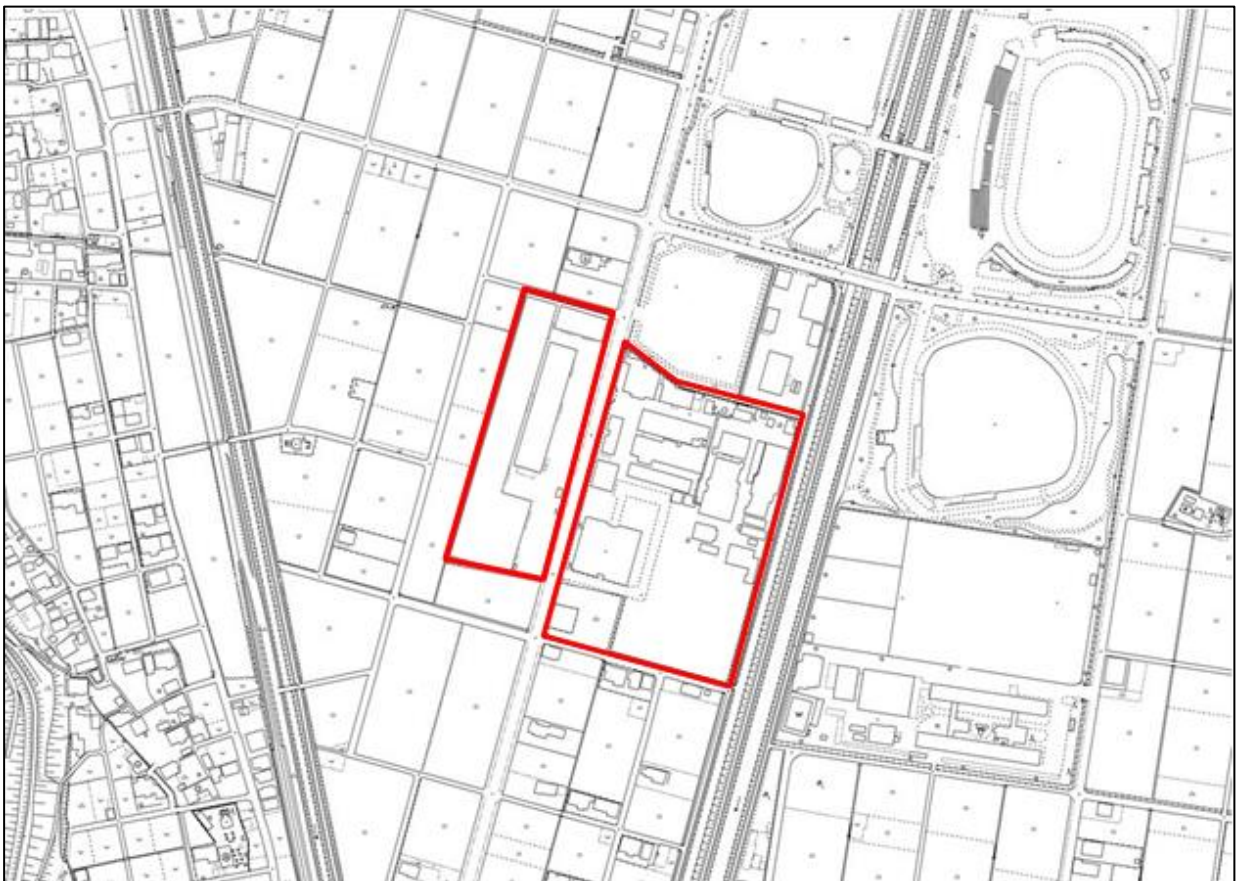
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化調整区域（現況：造成済み宅地）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、大垣都市計画区域マスタープランにおいて、交通の利便性を生かした、工業系の土地利用として誘導を図る地区として整備を進めていく予定である。

（地図）



【重点促進区域 43：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市南市橋町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.3 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 11 分（約 5.1km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域）及び市街化調整区域（現況：造成済み宅地）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 44：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市南市橋町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 3.5 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 10 分（約 4.8km）のところに位置する。

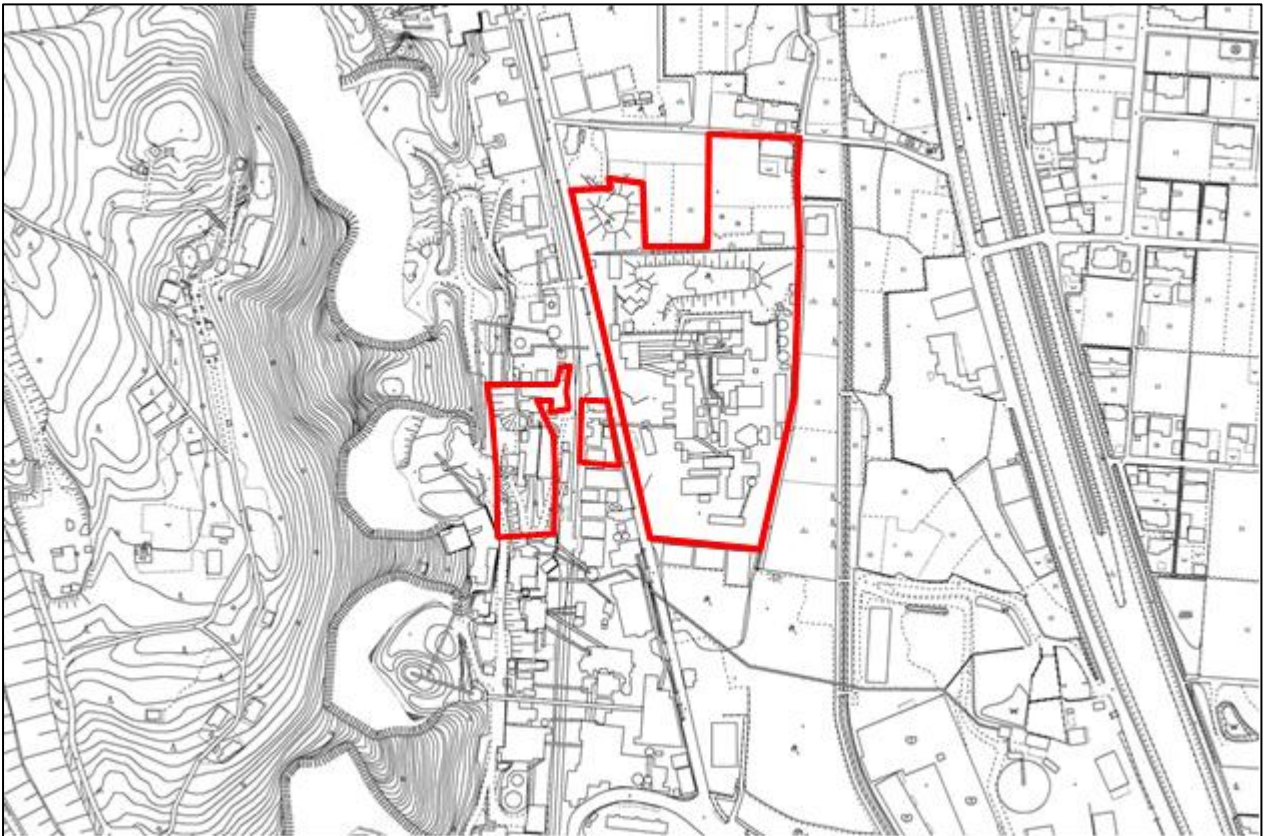
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域、工業地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 45：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市昼飯町、赤坂町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.2 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 11 分（約 4.1km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 46：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市南市橋町、赤坂町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 8.5 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 11 分（約 5.7km）のところに位置する。

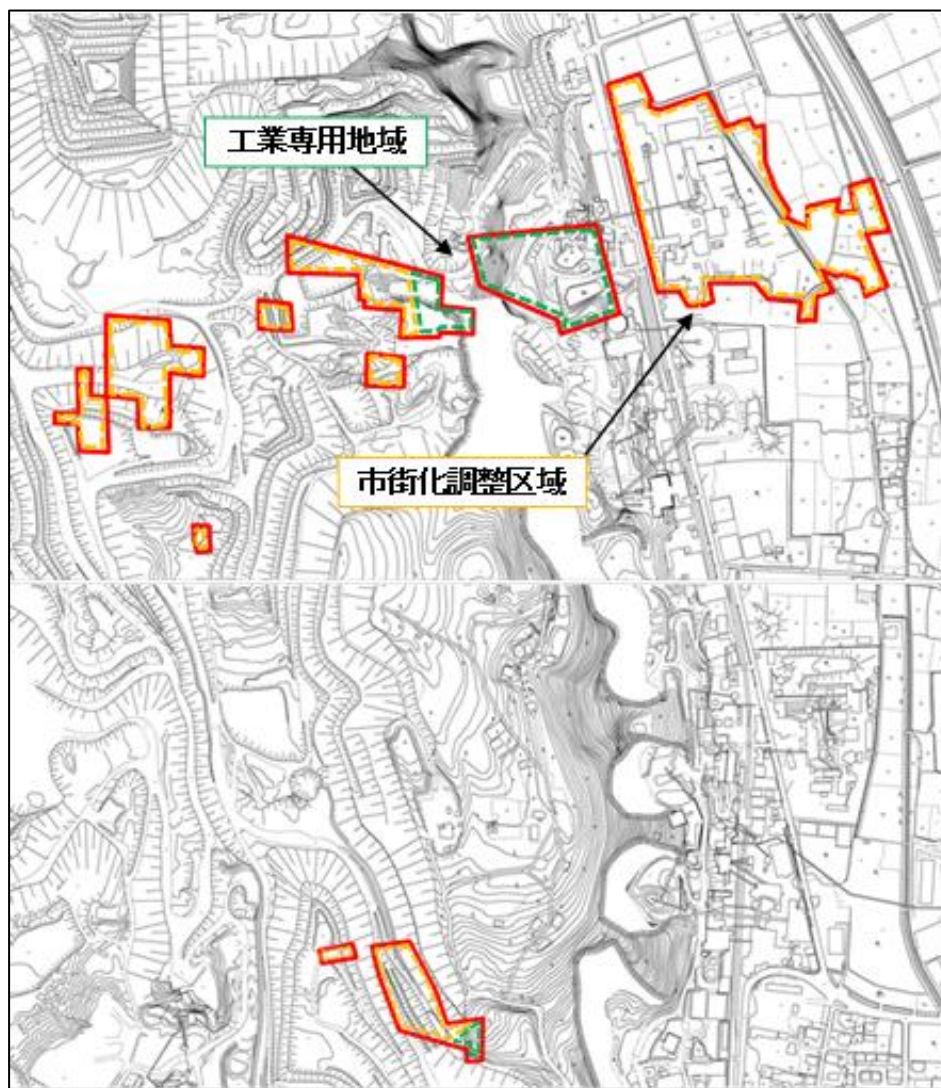
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域）及び市街化調整区域（現況：造成済み宅地及び石灰の採掘場）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 47：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市赤坂町、昼飯町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 18.7 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 12 分（約 5.2km）のところに位置する。

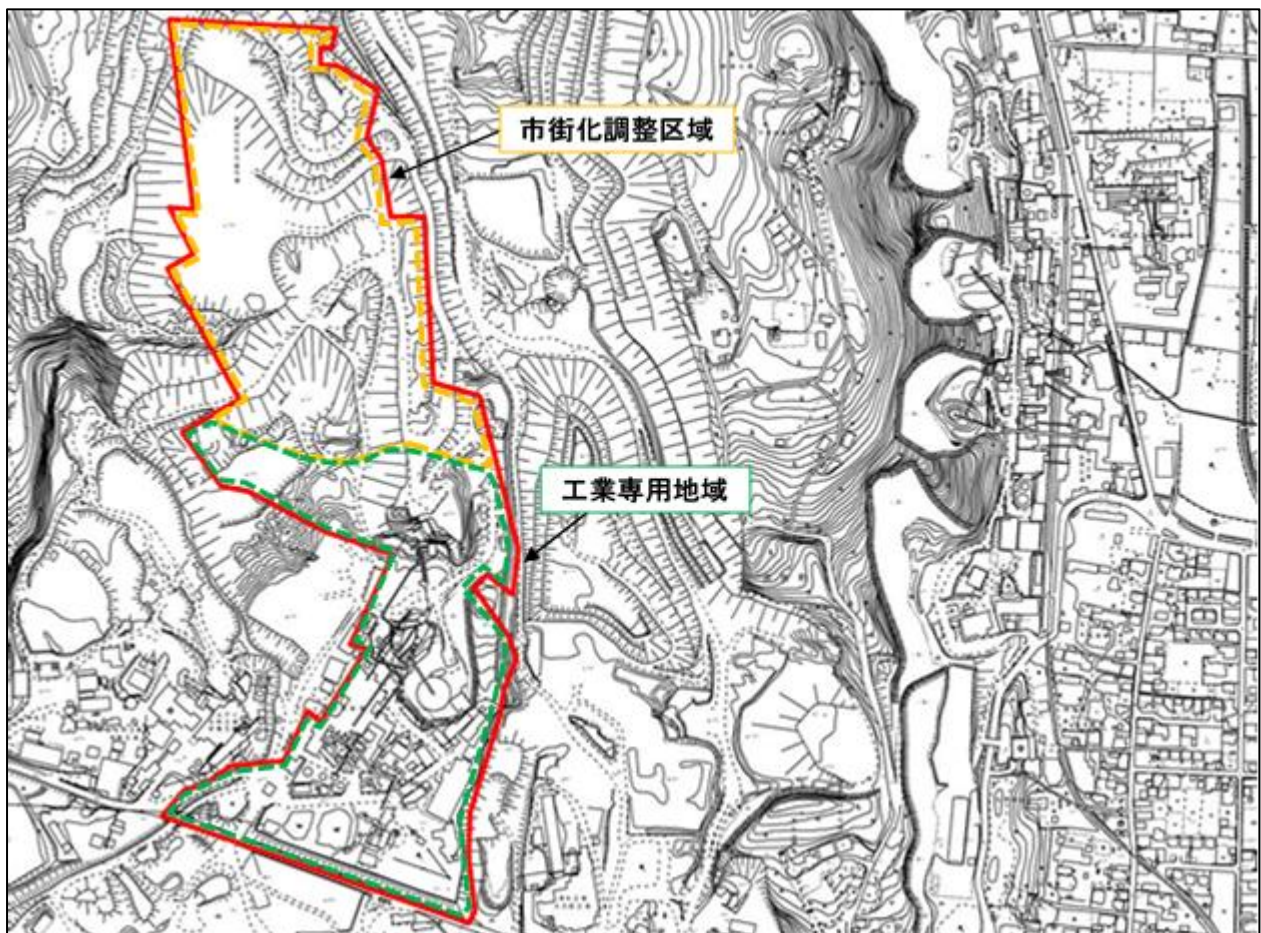
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域）及び市街化調整区域（現況：石灰の採掘場）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 48：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市赤坂町、南市橋町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 5.1 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 10 分（約 4.6km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業専用地域、工業地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 49：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市赤坂町、赤坂新田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 11.6 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 12 分（約 5.2km）のところに位置する。

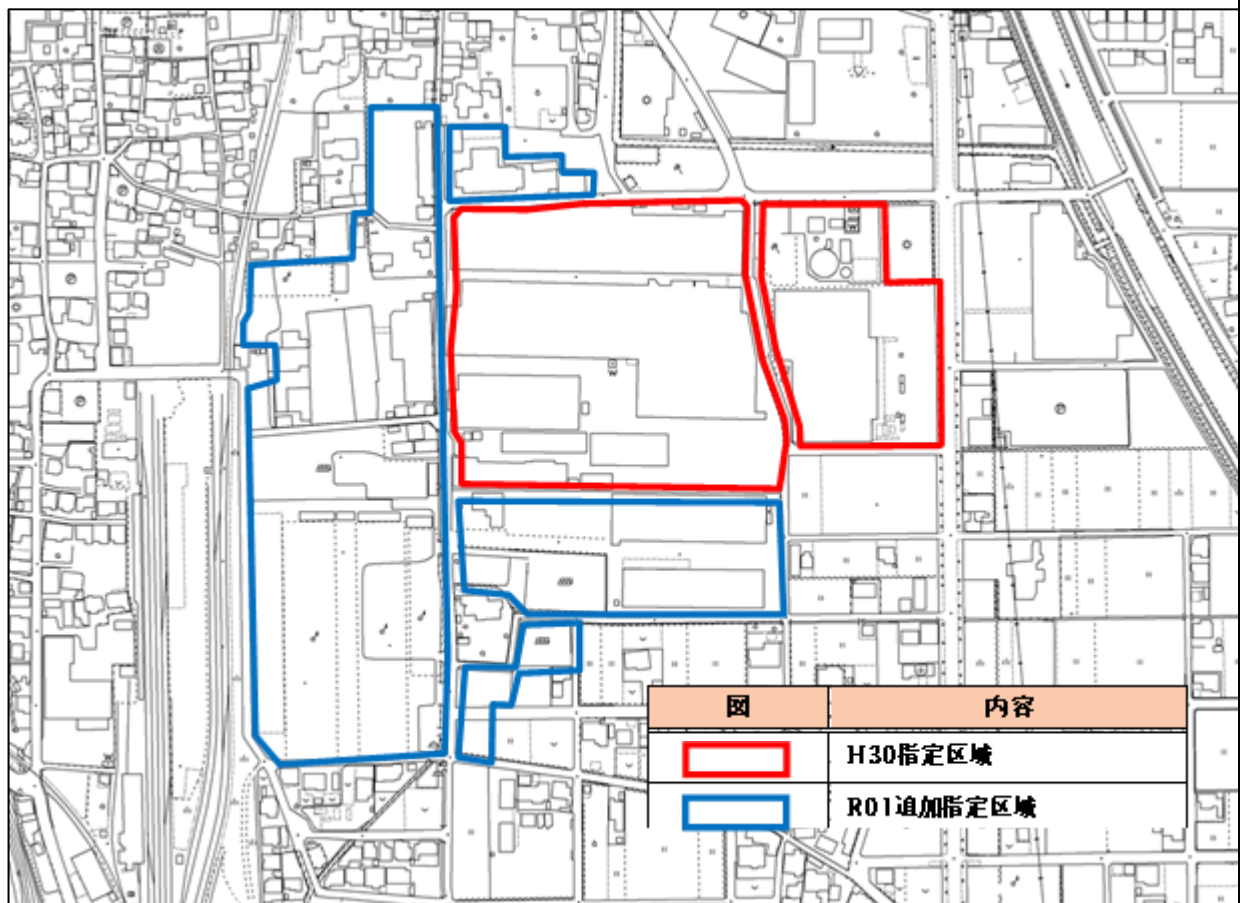
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（工業地域）及び市街化調整区域（現況：造成済み宅地）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 50：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市大村

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.4 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 13 分（約 7.0km）のところに位置する。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化調整区域（現況：造成済み宅地）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 51：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市美和町、世安町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 8.2 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 11 分（約 4.4km）のところに位置する。

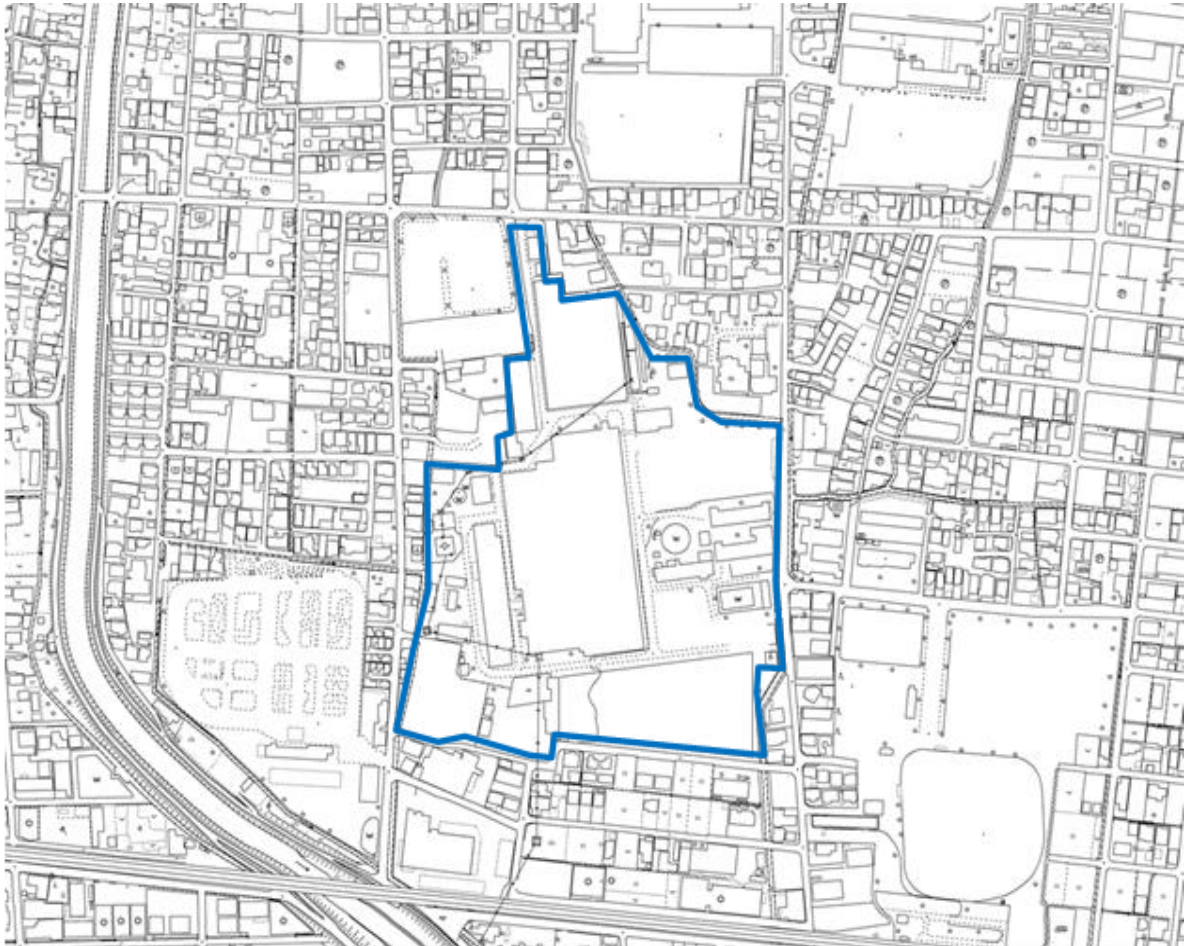
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 52：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市大井

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.0 ヘクタールである。

名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 8 分（約 4.3km）のところに位置する。

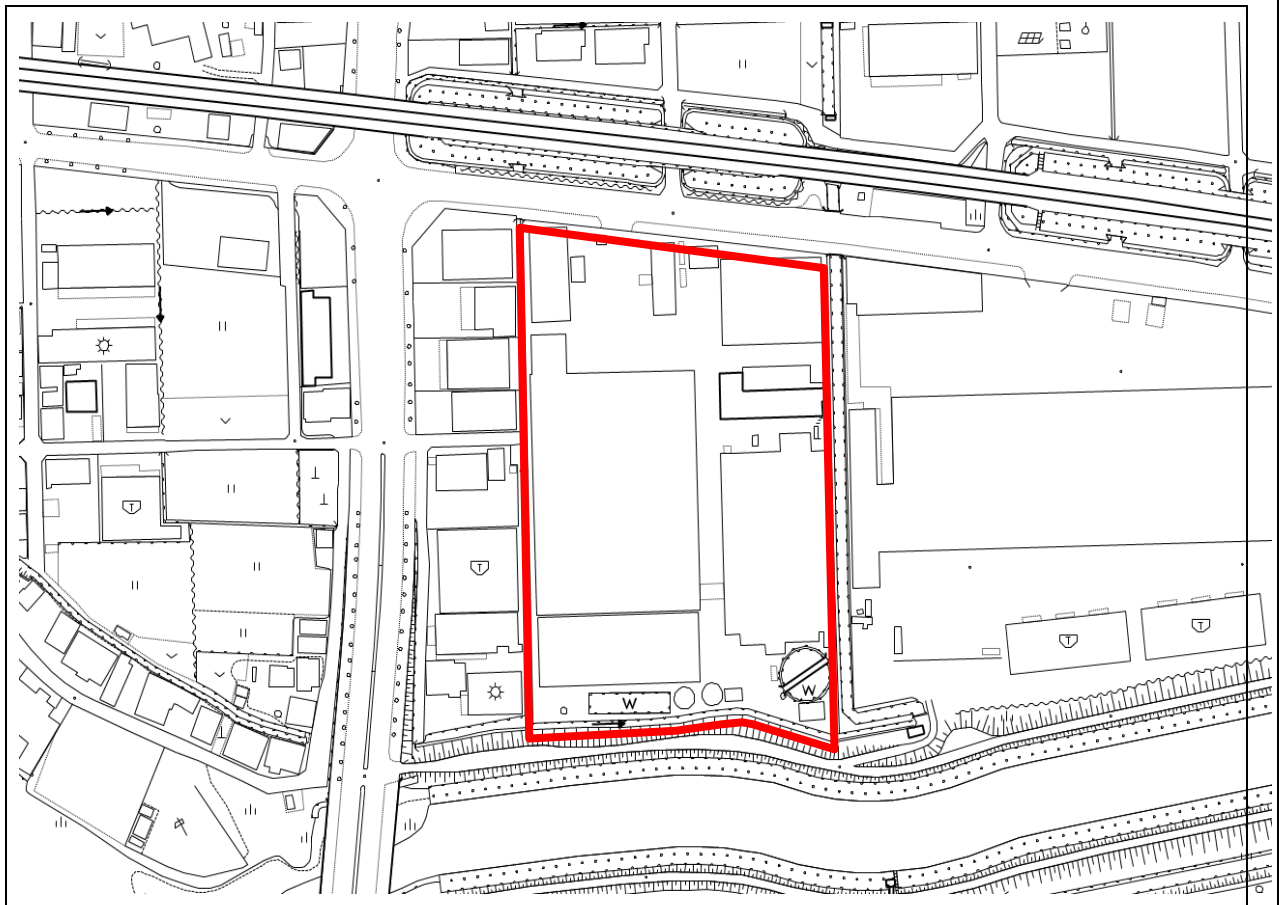
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化区域（準工業地域）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 53：地図上の位置（下図のとおり）】

大垣市十六町

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 6.6 ヘクタールである。

東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 8 分（約 3.8km）のところに位置する。

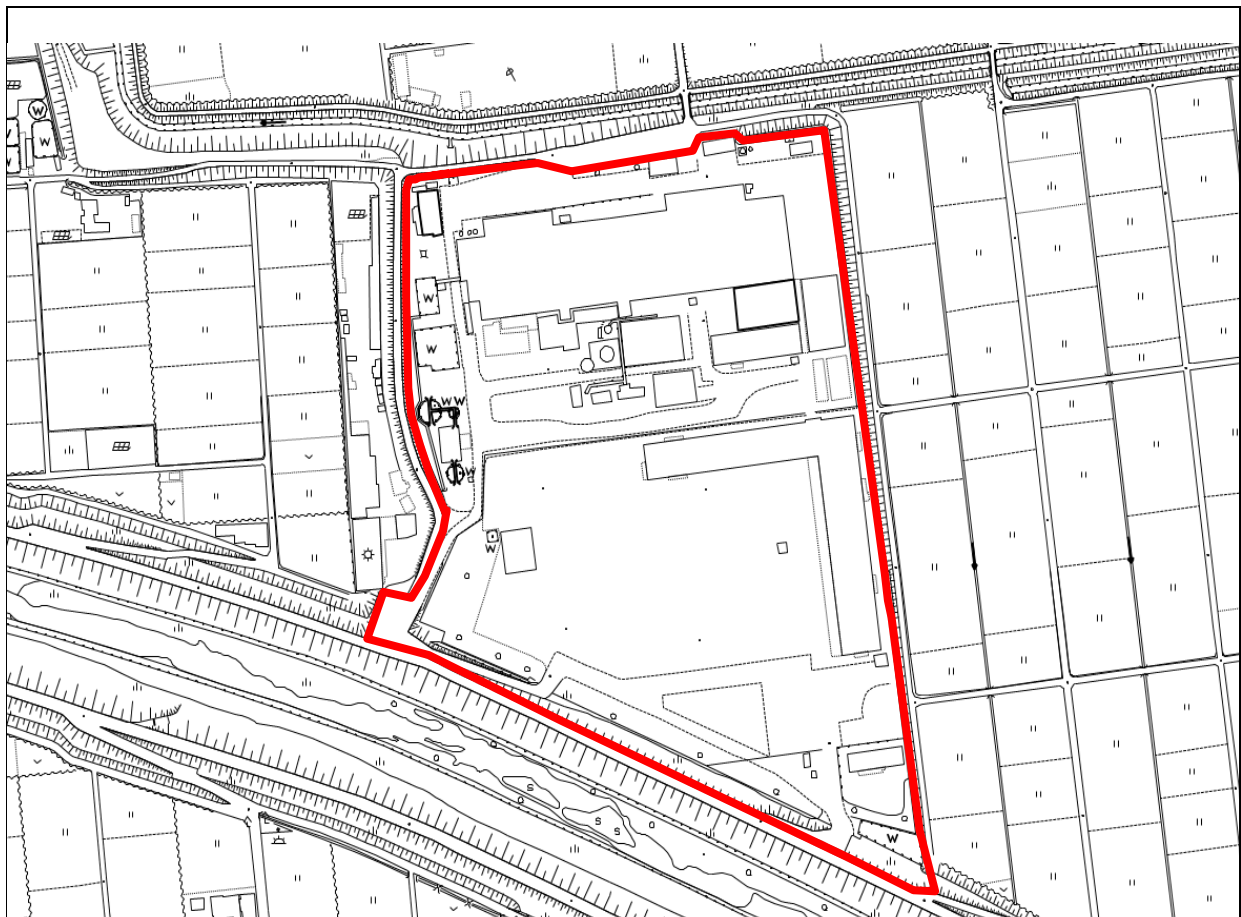
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

区域区分は市街化調整区域であり、農業振興地域内であるが、宅地である。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 54：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市南濃町徳田字大原

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 5.9 ヘクタール程度である。

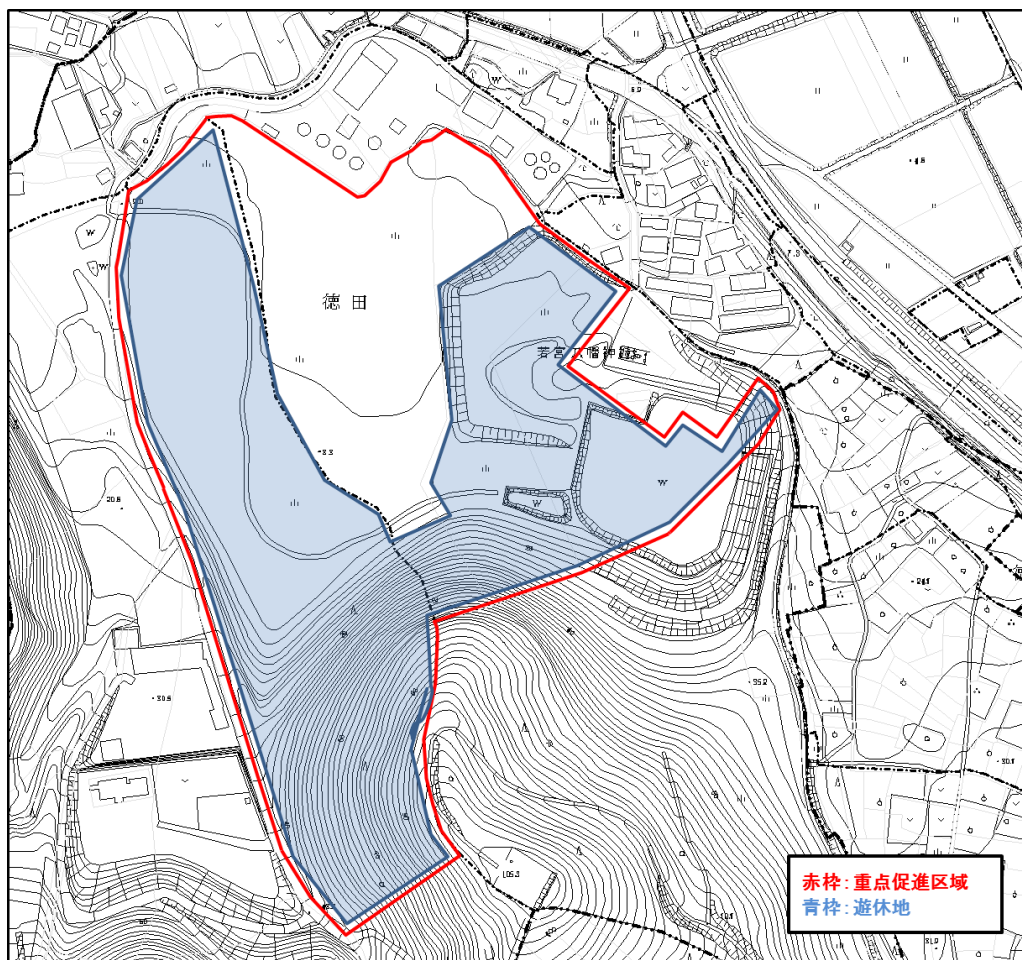
当重点促進区域は県道南濃関ヶ原線沿いにあり、東海環状自動車道の用地が一部かかっている。名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 25 分、東海環状自動車道養老インターチェンジからは、車で約 10 分の距離に位置している。海津市は、東海環状自動車道のスマートインターチェンジ（（仮称）海津スマートインターチェンジ（事業中））の整備を目指している。

現在、約 2.0 ヘクタールの用地で太陽光発電所が操業中である。残る約 3.9 ヘクタールが遊休地（山林（低木））である。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 55：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市南濃町駒野字赤札等の地区、庭田字口庭田等の地区（駒野工業団地）

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 12.6 ヘクタール程度である。（分譲可能面積：10.3ha）

国道 258 号にアクセス用道路を整備する予定となっている。また、海津市は、東海環状自動車道のスマートインターチェンジの整備を目指している。名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 20 分、東海環状自動車道の養老インターチェンジからは車で約 10 分の距離に位置し、一級河川である津屋川沿いにある。

当重点促進区域は、全域が遊休地である。

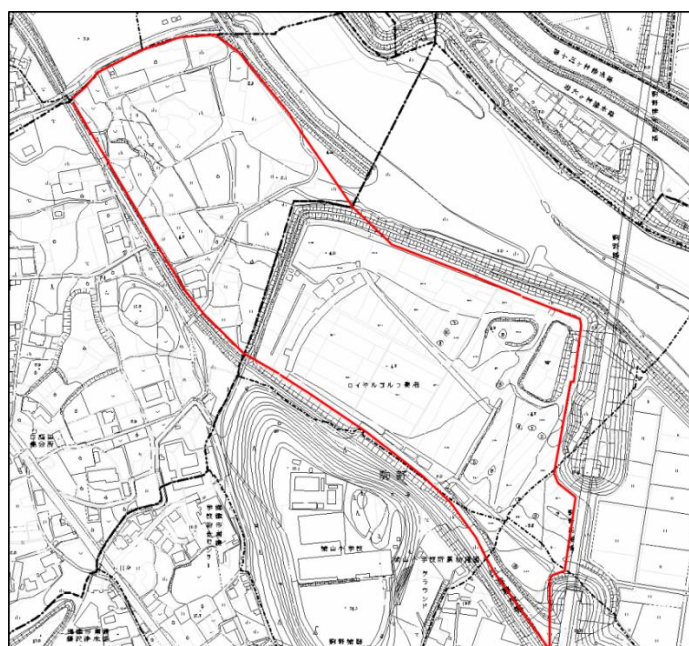
（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、旧企業立地促進法に基づく重点区域としても位置付けられており、その際、「当該用地には農地が含まれていることから、「企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画における施設整備と農業振興地域制度及び農地転用許可制度との調整について」（平成 19 年 6 月 25 日付 19 農振第 578 号）に基づく事前調整を岐阜県農政部農業振興課と行い、平成 21 年 2 月 12 日付で終了」と整理されている。

海津都市計画区域マスタープランにおいて、工業系土地利用として、魅力ある優良企業の誘致に努め、工業の振興を図るとされている。

「海津市第 2 次総合計画 実施計画書（平成 29～31 年度）」（平成 29 年 1 月）において、市として造成とともに企業誘致を推し進めるべき対象地と位置付けている。

（地図）



【重点促進区域 56：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市南濃町駒野字白樫

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.0 ヘクタール程度である。

当重点促進区域は県道津島南濃線沿いにあり、海津市が東海環状自動車道のスマートインターチェンジの整備を目指しているところである。名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 23 分、東海環状自動車道養老インターチェンジからは、車で約 13 分に位置する。

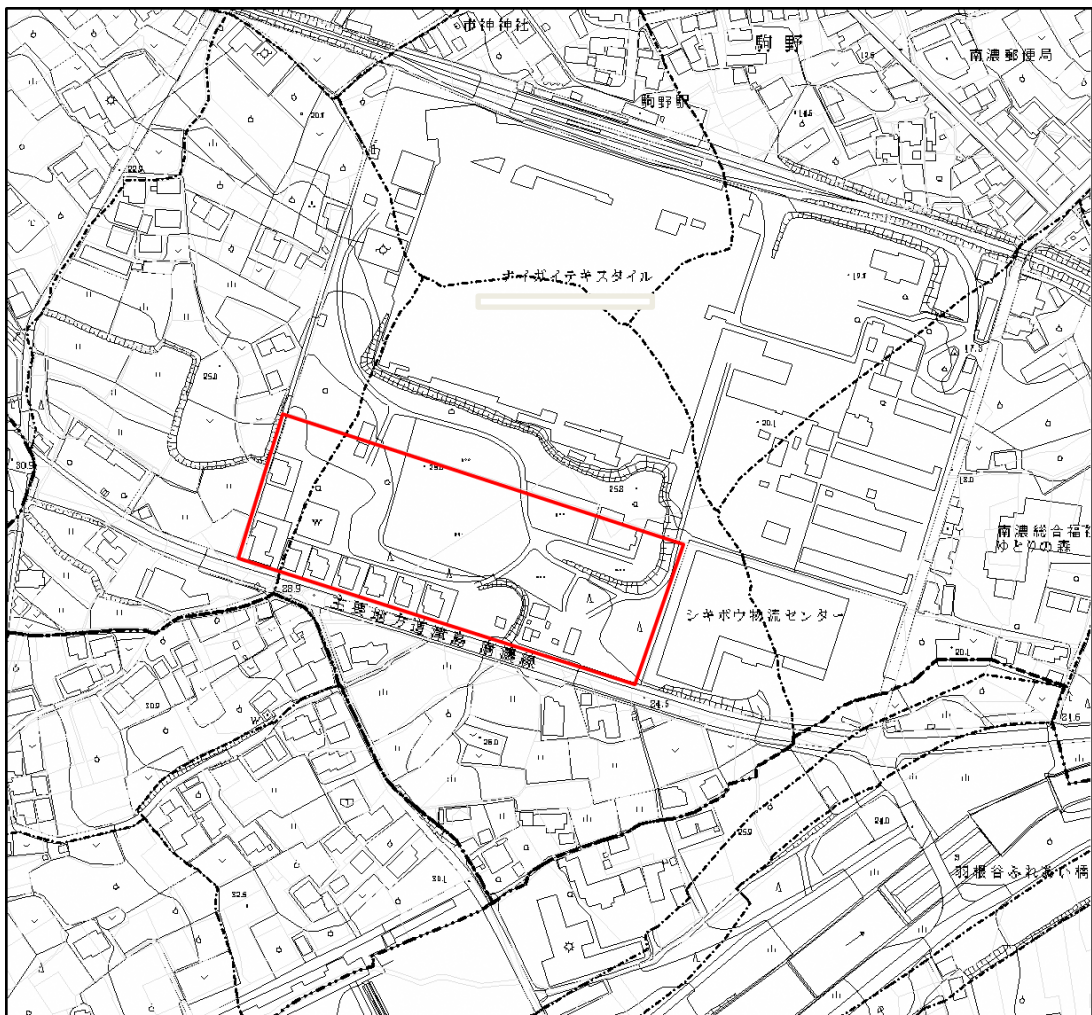
この土地は現状雑種地で、敷地の隅に廃屋になった元社宅（個別建屋）9 件と、貯水池があるが、他に大きな構造物等はない。（現況：宅地（工場跡地））

当重点促進区域は、全域が遊休地である。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 57：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市南濃町上野河戸字山田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 4.1 ヘクタールである。面積は大きい、山の裾あたりに広がる土地で、更地部分は、あまり広くない。

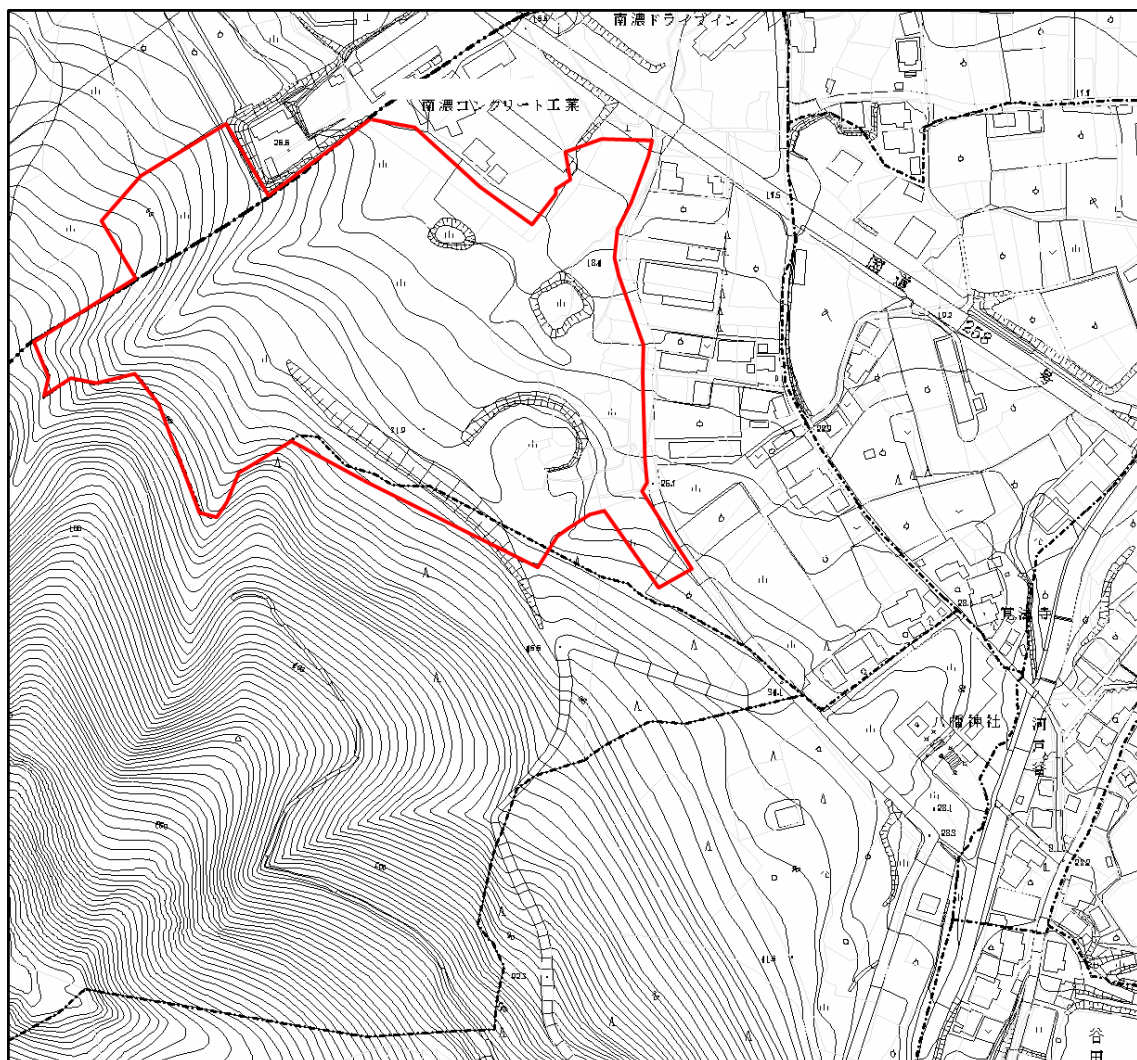
当重点促進区域は国道 258 号沿いである。名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 30 分、東海環状自動車道養老インターチェンジからは、車で約 16 分のところに位置する。（現況：造成済み雑種地）

当重点促進区域は、全域が遊休地である。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 58：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市平田町幡長字外畑

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.4 ヘクタールである。

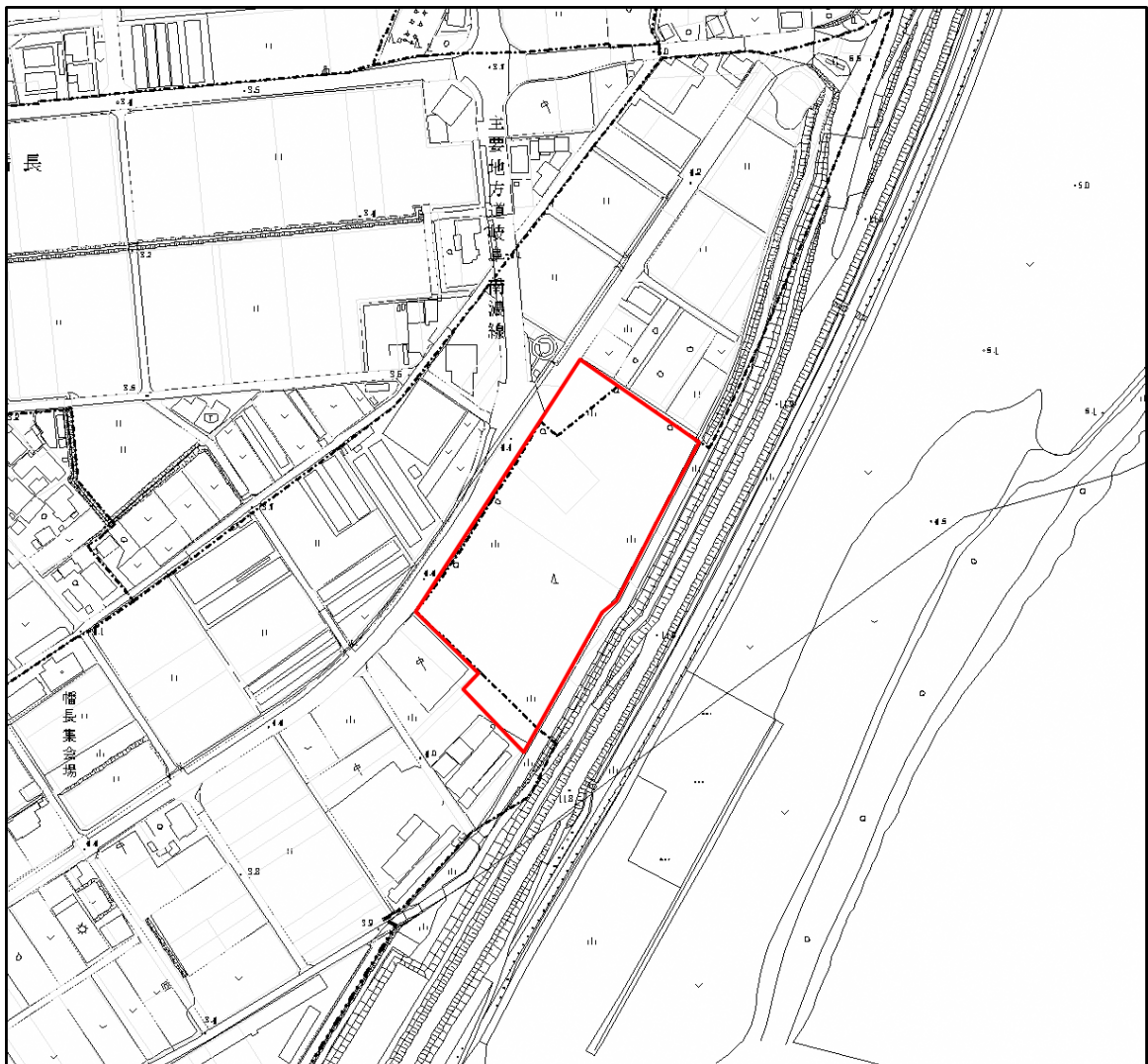
当重点促進区域は県道岐阜南濃線沿いと一級河川長良川の右岸堤防沿いにあり、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジからは車で約 10 分、東海環状自動車道養老インターチェンジからは、車で約 20 分のところに位置する。

現在、約半分がストックヤードとして利用されているが、構造物、建築物等はない。残る半分は遊休地である。（現況：造成済み雑種地）

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 59：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市南海津町平原字高須田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.1 ヘクタールである。

当重点促進区域は県道岐阜南濃線の付近にあり、名神高速道路羽島インターチェンジからは車で約 22 分、東海環状自動車道養老インターチェンジからは車で約 20 分のところに位置する。隣接会社のストックヤードとして約 0.7 ヘクタールの土地が使用されているが、今後同社が工場拡張用地として使用する計画を持っている。その他、工場等はない。（現況：造成済み雑種地）

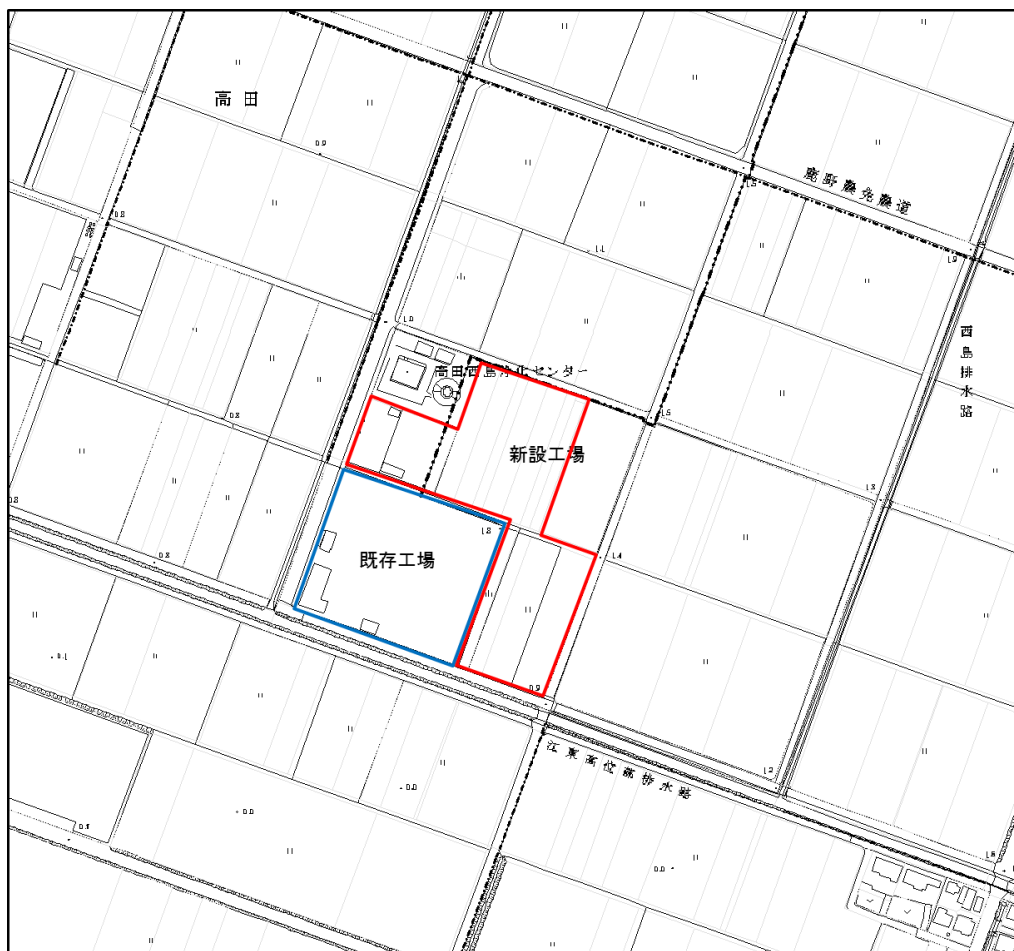
当重点促進区域に遊休地はない。

区域区分は都市計画区域（非線引き・無指定）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 60：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市南濃町津屋字大堀

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 2.0 ヘクタールである。

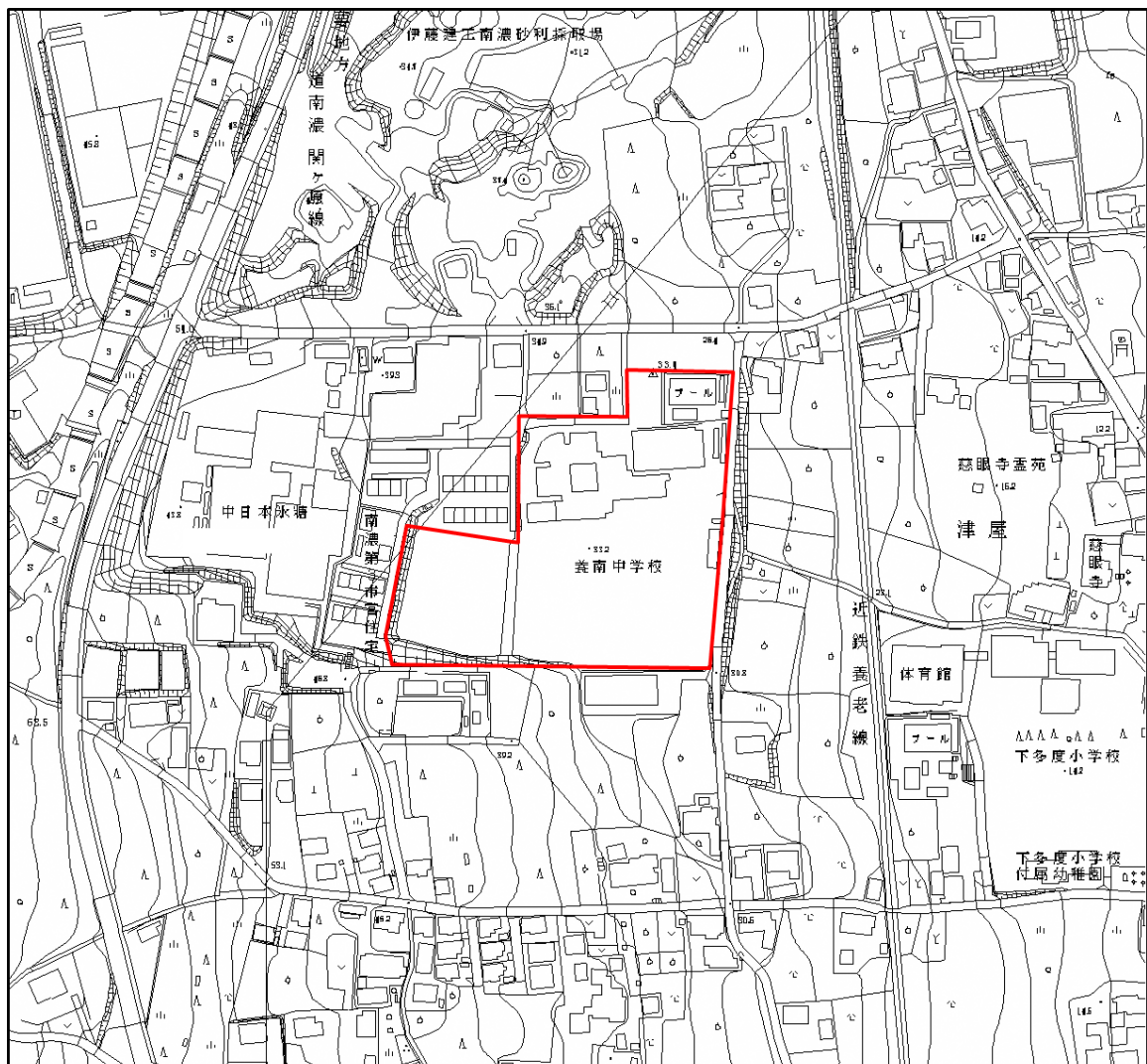
当重点促進区域は県道南濃関ヶ原線沿いにあり、名神高速道路大垣インターチェンジからは車で約 20 分、東海環状自動車道養老インターチェンジからは、車で約 10 分の距離に位置する。海津市は、東海環状自動車道のスマートインターチェンジの整備を目指している。

土地は、養南中学校の敷地であったが、廃校になったため、およそ半分を近接企業が取得し、残る半分が遊休地となっている。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 61：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市海津町平原字貫川

（概要及び公共施設等の整備状況）

おおむね面積は 0.5 ヘクタールである。

当重点促進区域は県道岐阜南濃線沿いにあり、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから車で約 22 分、東海環状自動車道養老インターチェンジからは車で約 20 分のところに位置する。

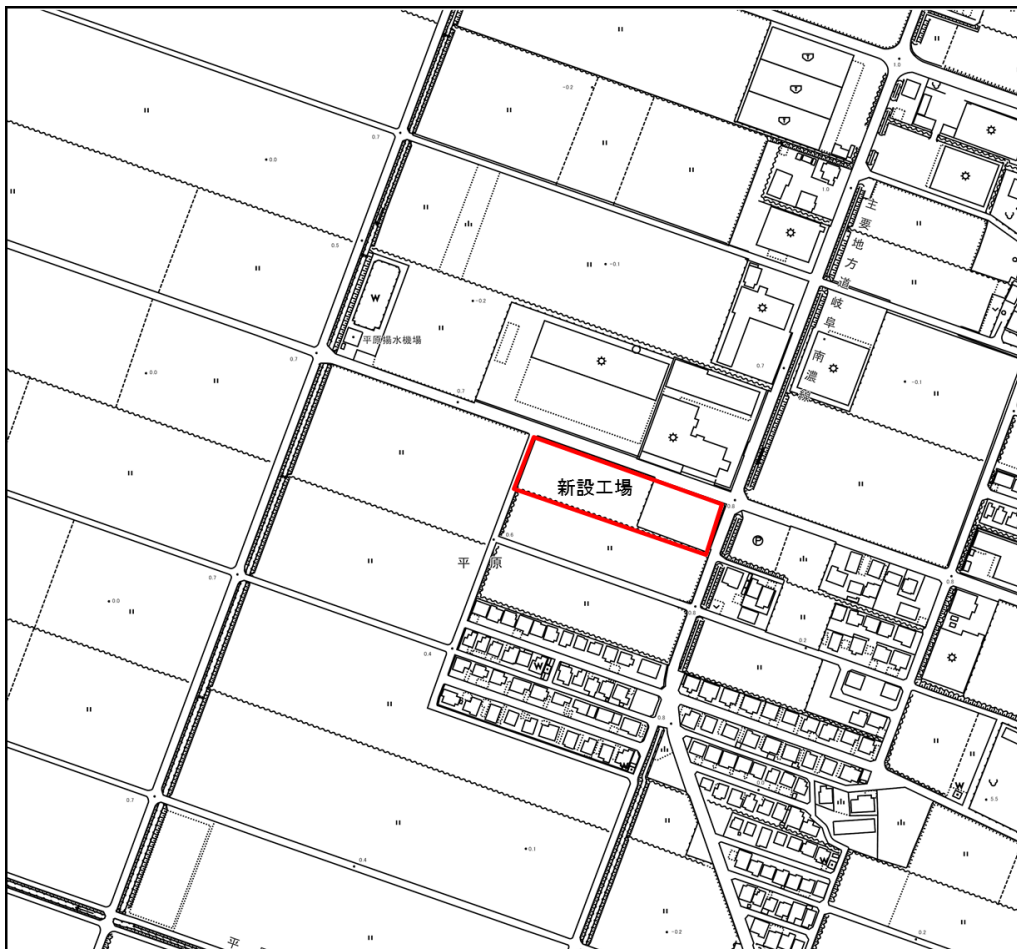
既存工場の隣接地に未利用地があり、当該工場の拡張用地として使用する計画がある。（現況：造成済み雑種地）

都市計画区域（非線引き・無指定）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 62：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市平田町土倉字江東

（概要及び公共施設等の整備状況）

おおむね面積は 5.9 ヘクタールである。

当重点促進区域は、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから車で約 20 分、東海環状自動車道養老インターチェンジからは車で約 15 分のところに位置する。

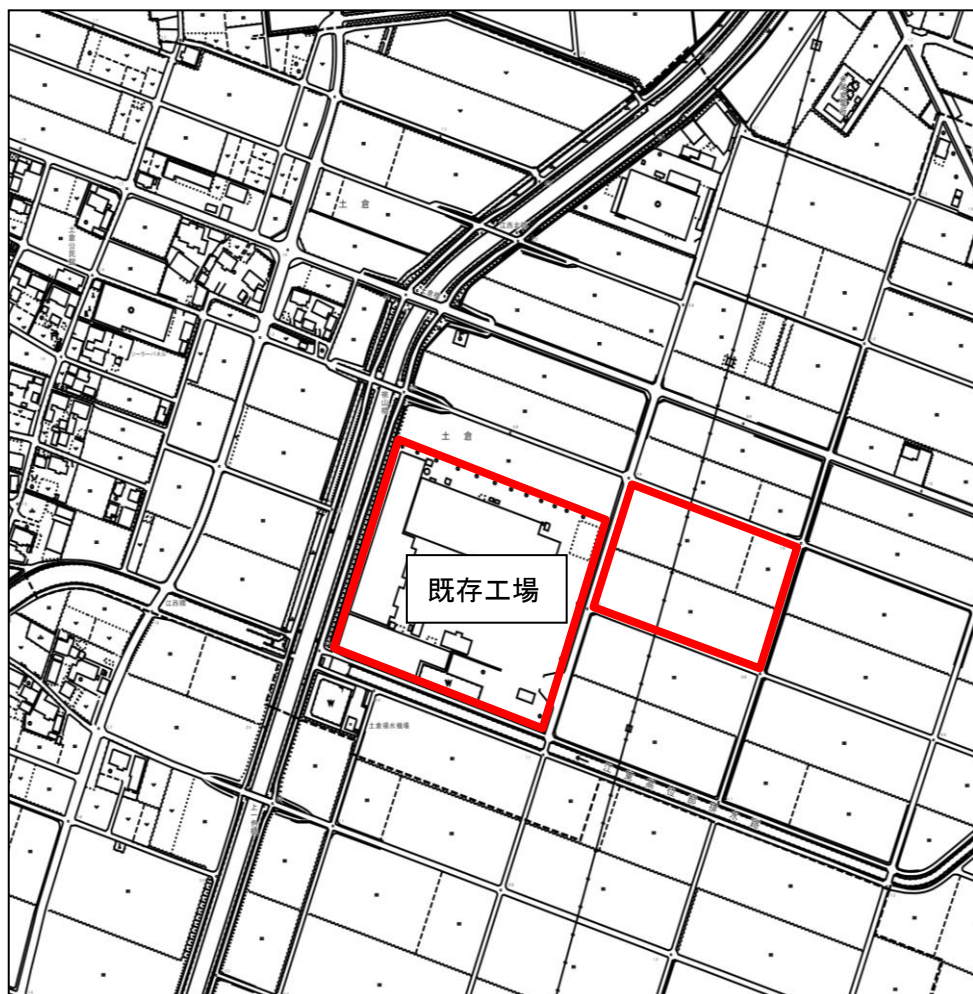
既存工場の隣接地に未利用地があり、当該工場の拡張及び本社移転用地として使用する計画がある。

都市計画区域内（非線引き・無指定）であり、新規工場用地は農業振興地域である。なお、地域未来法に基づく土地利用調整は行わず、各個別法上の手続きにより、これを行う。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 63：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市南濃町吉田字村合

（概要及び公共施設等の整備状況）

おおむね面積は 0.9 ヘクタールである。

当重点促進区域は、東海環状自動車道養老インターチェンジから車で約 23 分、東名阪自動車道桑名東インターチェンジからは車で約 15 分のところに位置する。

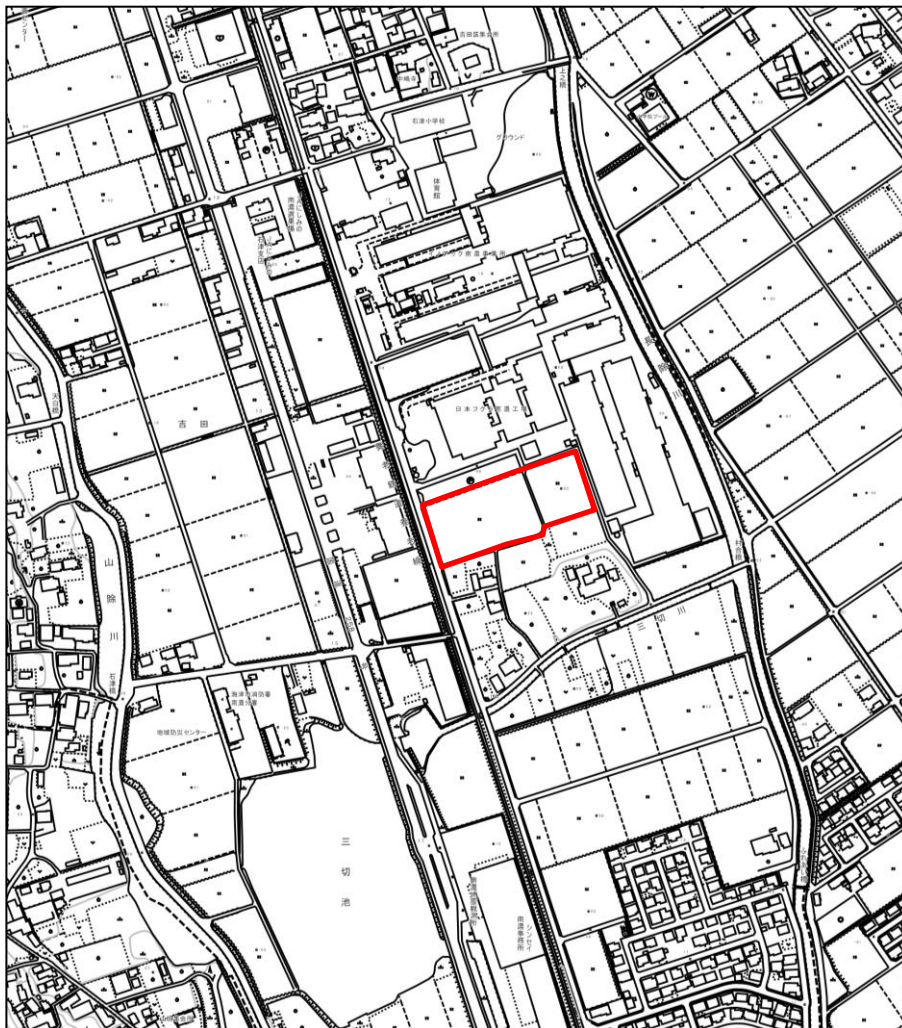
既存工場の隣接地に未利用地があり、当該工場の拡張用地として使用する計画がある。

都市計画区域内（非線引き・無指定）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 64：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市海津町松木字村前

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.7 ヘクタールである。

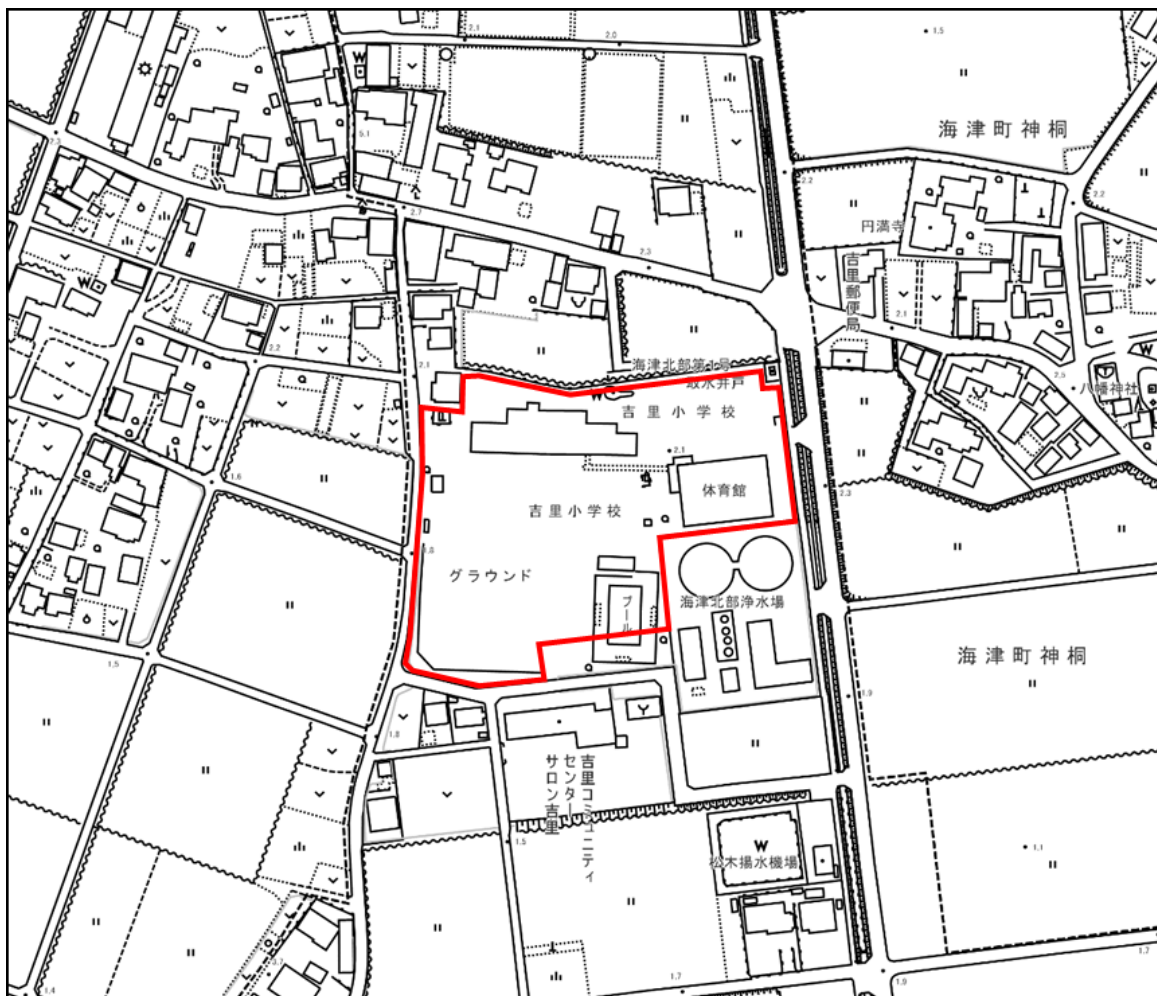
当重点促進区域は、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから車で約 15 分、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから車で約 25 分、東海環状自動車道養老インターチェンジから車で約 20 分の距離で、令和 8 年に供用開始予定の東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジからは車で約 15 分の距離に位置する。

当区域は、海津市立吉里小学校の学校敷地である。令和 6 年 3 月 31 日をもって同校が廃校となるため、同年 4 月以降に、民間事業者等による利活用を始め、跡地の有効活用を図っている。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 65：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市海津町駒ヶ江字川田、海津市海津町駒ヶ江字東引田

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.6 ヘクタールである。

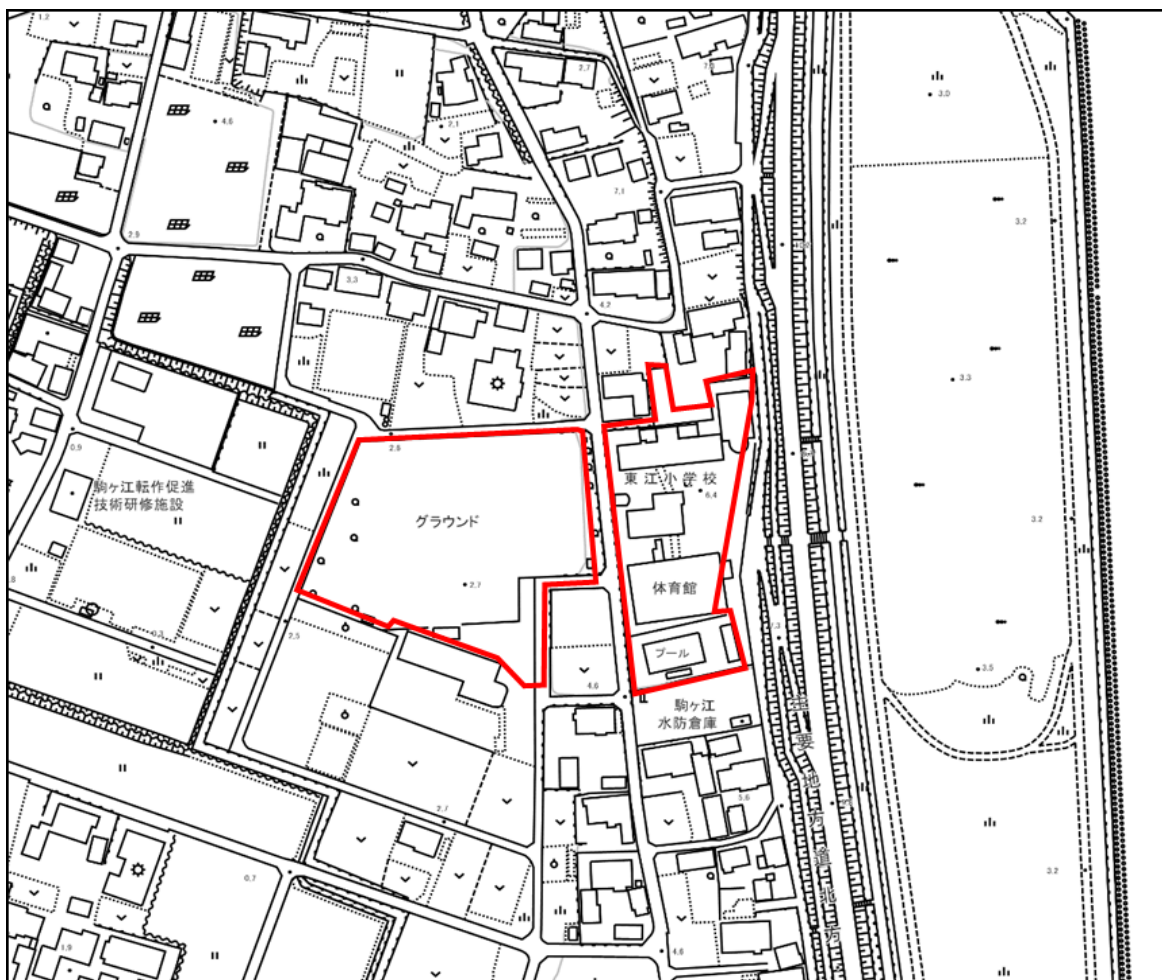
当重点促進区域は、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから車で約 15 分、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから車で約 25 分、東海環状自動車道養老インターチェンジから車で約 25 分の距離で、令和 8 年に供用開始予定の東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジからは車で約 20 分の距離に位置する。

当区域は、海津市立東江小学校の学校敷地である。令和 6 年 3 月 31 日をもって同校が廃校となるため、同年 4 月以降に、民間事業者等による利活用を始め、跡地の有効活用を図っている。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 66：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市海津町古中島字上村

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.1 ヘクタールである。

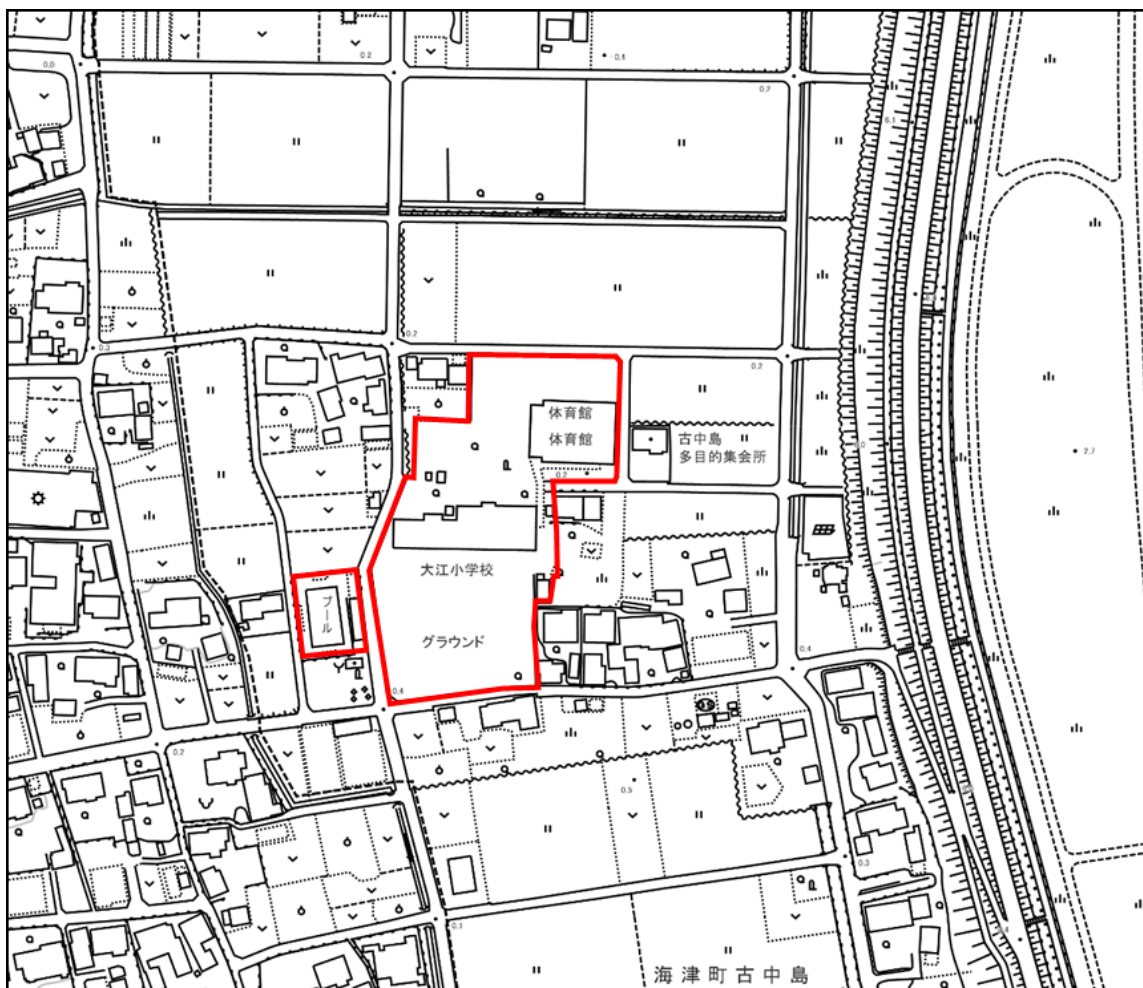
当重点促進区域は、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから車で約 15 分、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから車で約 25 分、東海環状自動車道養老インターチェンジから車で約 30 分の距離で、令和 8 年に供用開始予定の東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジからは車で約 25 分の距離に位置する。

当区域は、海津市立大江小学校の学校敷地である。令和 6 年 3 月 31 日をもって同校が廃校となるため、同年 4 月以降に、民間事業者等による利活用を始め、跡地の有効活用を図っている。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 67：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市海津町安田字村中、海津市海津町安田新田字大代

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.4 ヘクタールである。

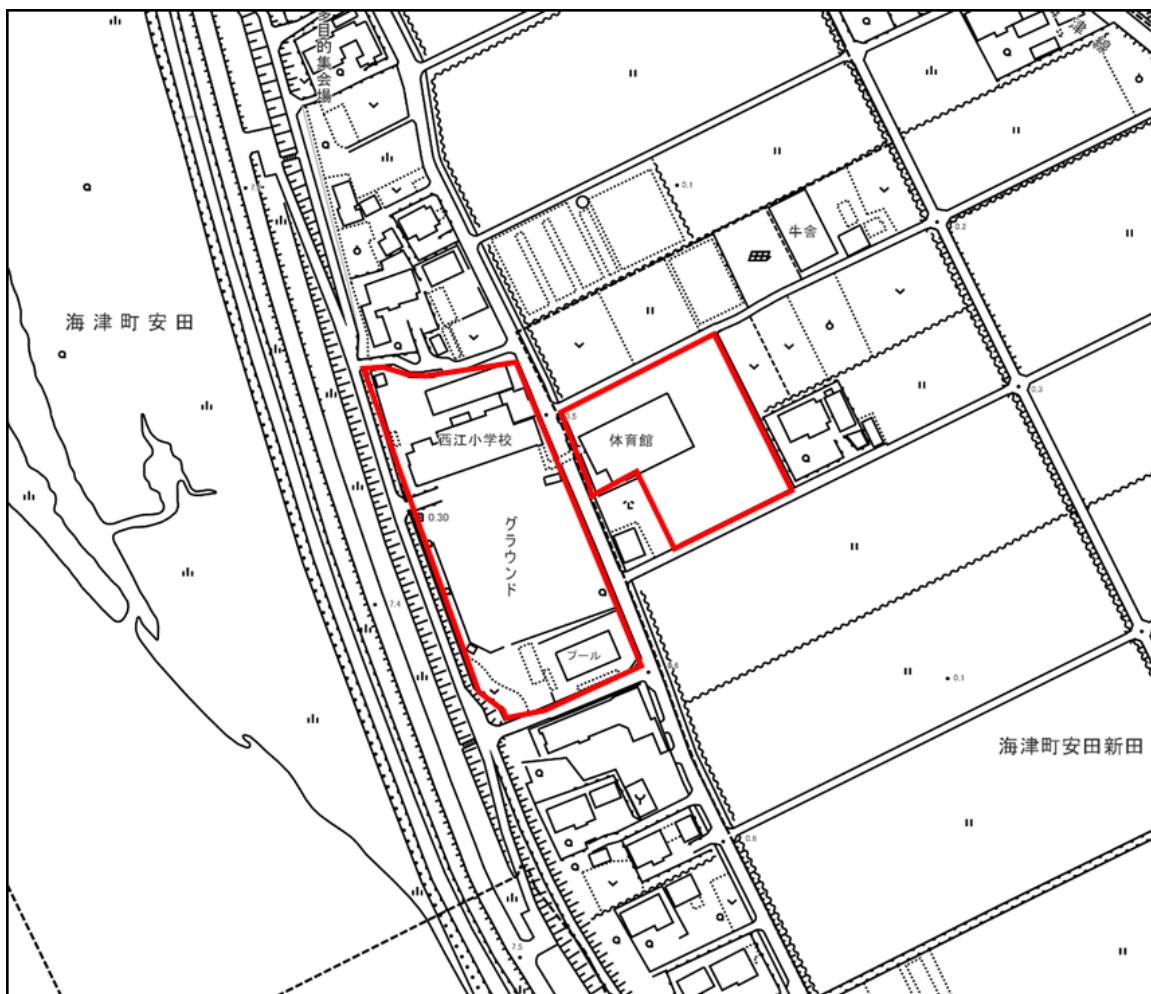
当重点促進区域は、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから車で約 15 分、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから車で約 25 分、東海環状自動車道養老インターチェンジから車で約 25 分の距離で、令和 8 年に供用開始予定の東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジからは車で約 20 分の距離に位置する。

当区域は、海津市立西江小学校の学校敷地である。令和 6 年 3 月 31 日をもって同校が廃校となるため、同年 4 月以降に、民間事業者等による利活用を始め、跡地の有効活用を図っている。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 68：地図上の位置（下図のとおり）】

海津市南濃町太田字出口、海津市南濃町吉田字一切

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 1.0 ヘクタールである。

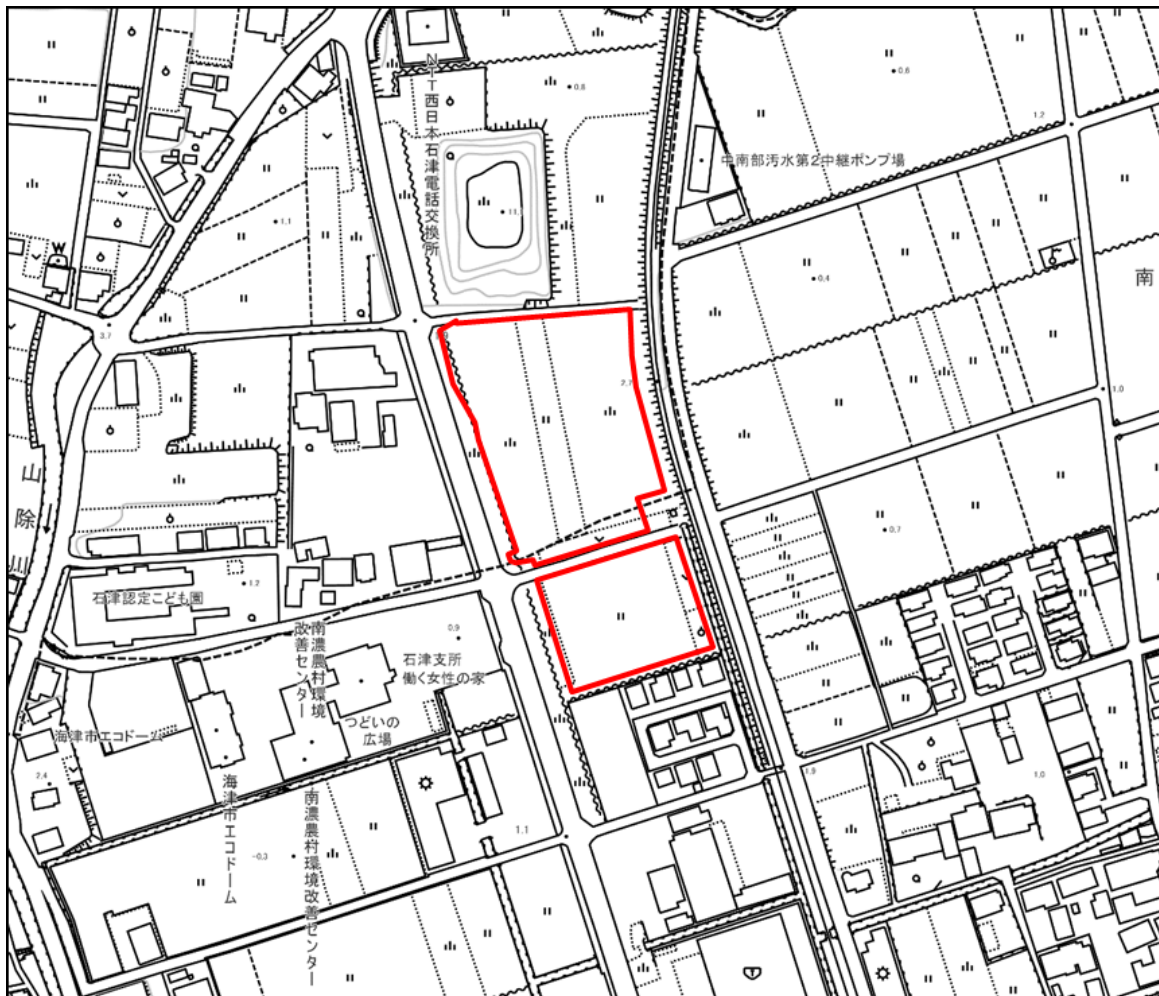
当重点促進区域は国道 258 号沿いにあり、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから車で約 15 分、名神高速道路大垣インターチェンジから車で約 25 分、東海環状自動車道養老インターチェンジから車で約 20 分の距離で、令和 8 年に供用開始予定の東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジからは車で約 15 分の距離に位置する。

当区域は、都市計画区域（非線引き・無指定）であり、農業振興地域内の農用地ではない。

（関連計画における記載等）

既存計画においての位置づけはなされていない。

（地図）



【重点促進区域 69：地図上の位置（下図のとおり）】

垂井町栗原字大正

（概要及び公共施設等の整備状況）

おおむね面積は 19.1 ヘクタールである。

当重点促進区域は、東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 12 分、名神高速道路養老サービスエリアスマートインターチェンジからは車で約 7 分の距離に位置する。

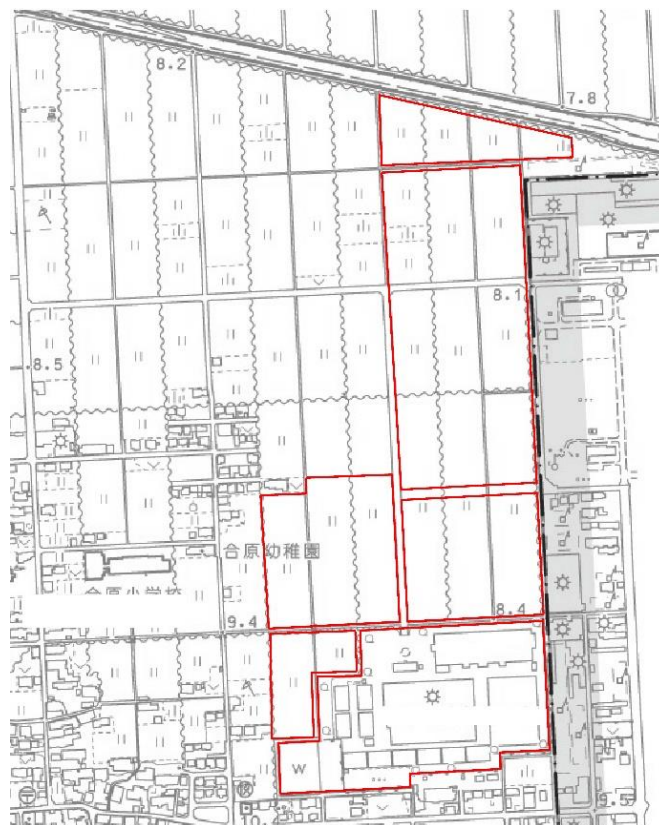
当重点促進区域は、約 15.2 ヘクタールの既存工場敷地及び約 3.9 ヘクタールの造成予定地からなっており、遊休地はない。

区域区分は市街化調整区域であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

造成予定地については、令和元年 6 月 27 日付けで農振農用地からの除外、及び令和元年 11 月 29 日付けで農地転用の許可が下りており、また、大垣都市計画地区計画において土地利用の方針として、既存工業団地に隣接し、交通アクセスも良い地区であることから、建築物の用途の制限を行いながら、緩衝帯などを設け周辺環境に配慮した一体的、適正な工業団地としての土地利用を図るものとしている。

（地図）



【重点促進区域 70：地図上の位置（下図のとおり）】

垂井町府中字岡田、市之尾字離山、市之尾字山之腰、市之尾字米野（府中離山工業団地）

（概要及び公共施設等の整備状況）

おおむね面積は 6.7 ヘクタールである。

当重点促進区域は、東海環状自動車道大垣西インターチェンジからは車で約 11 分、名神高速道路養老サービスエリアスマートインターチェンジからは車で約 12 分、名神高速道路関ヶ原インターチェンジからは車で約 11 分の距離に位置する。

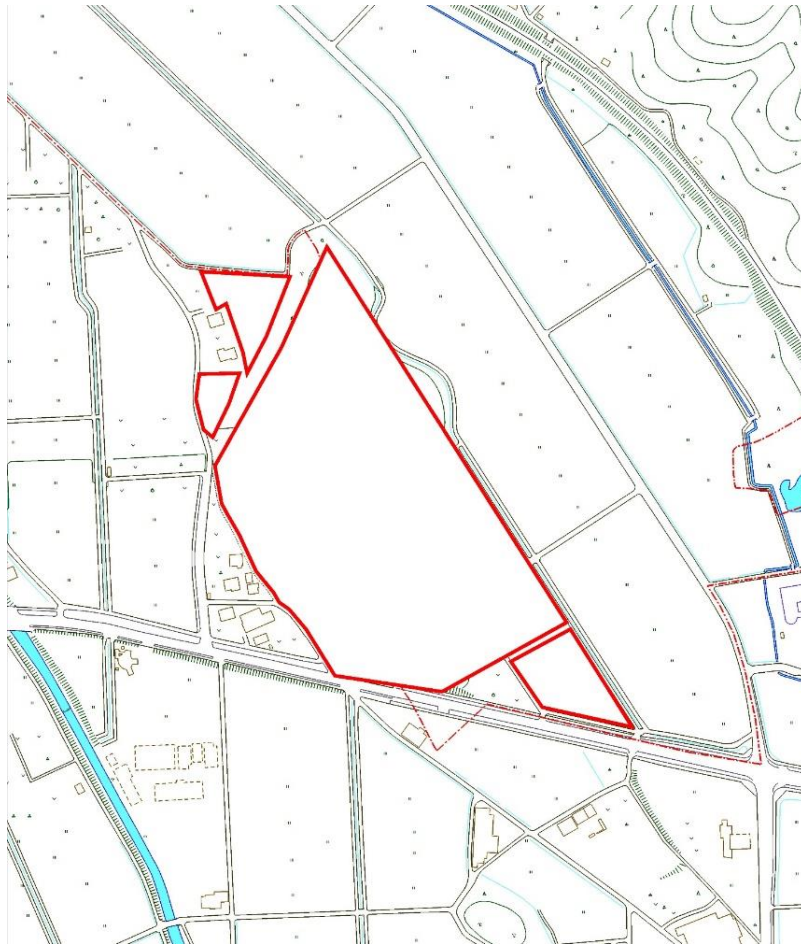
当重点促進区域には、既に企業の進出が決定しており、遊休地はない。

区域区分は市街化調整区域（造成済み宅地）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：大垣都市計画地区計画において土地利用の方針として、交通アクセスも良い地区であることから、建築物の用途制限を行いながら、緩衝帯などを設け周辺環境に配慮した良好な工業団地としての土地利用を図るものとしている。

（地図）



【重点促進区域 71：地図上の位置（下図のとおり）】

北方町高屋石末 3 丁目・北方町柱本池之頭 3 丁目・柱本池之頭 2 丁目

（概況及び工場施設等の整備状況）

おおむねの面積は 10 ヘクタール程度である。

当重点促進区域は都市計画において市街化調整区域とされている。地域再生計画（農商工連携による雇用の創出と緑あふれる健康まちづくり）において、市街化調整区域を主な事業実施区域として、地の利を生かし、北方町の新たな成長力のある産業の場を創出することより地域経済活性化及び雇用の創出を図るエリアとして設定されている。

当重点促進区域は、南側と北側の 2 区画に分け宅地造成中である。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：岐阜都市計画地区計画において土地利用の方針として、県の「市街化調整区域内地区計画策定に関する指針」に基づく基本方針を基本として、工業系市街地開発型の土地利用を図り、地域経済活性化に寄与する製造業の企業の誘導により、新たな産業拠点の形成を図るものとしている。

北方町都市計画における記載：本区域は北方町都市計画マスタープランにおいて、「市街化調整区域を土地利用の検討ゾーン」として位置付け土地利用の有効な活用を図り、心あふれるまちづくりを推進する地域として、工業系市街地開発型の土地利用を図るものとされている。

岐阜都市計画地区計画における記載：本地域は、工業系市街地開発型の土地利用を図るものとするものとしている。

（地図）



【重点促進区域 72：地図上の位置（下図のとおり）】

揖斐川町極楽寺字持ヶ渚

（概要及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 3.0 ヘクタール程度である。

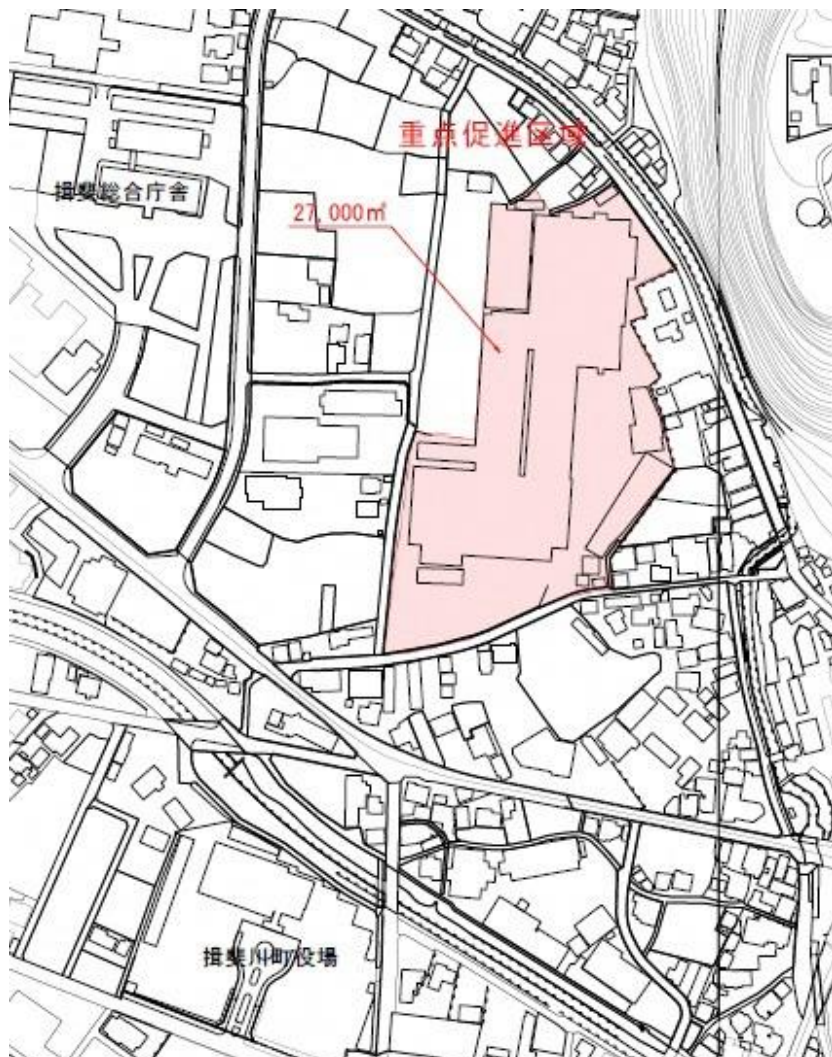
当重点促進区域は北に城台山、南に揖斐川が流れ、その間の平野部に位置している。また国道 303 号沿いには県の現地機関をはじめ、多くの行政機関が集まっており、町の中心部となっている。

当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

（関連計画における記載等）

用途地域：準工業地域

（地図）



【重点促進区域 73：地図上の位置（下図のとおり）】

揖斐川町市場字御富所、市場字下川原、市場字樋ノ河原、黒田字村西、黒田字村前、黒田字岩井社

（概要及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 8.0 ヘクタール程度である。

当重点促進区域は、北に揖斐川、南に粕川が流れ、その間の平野部に位置している。

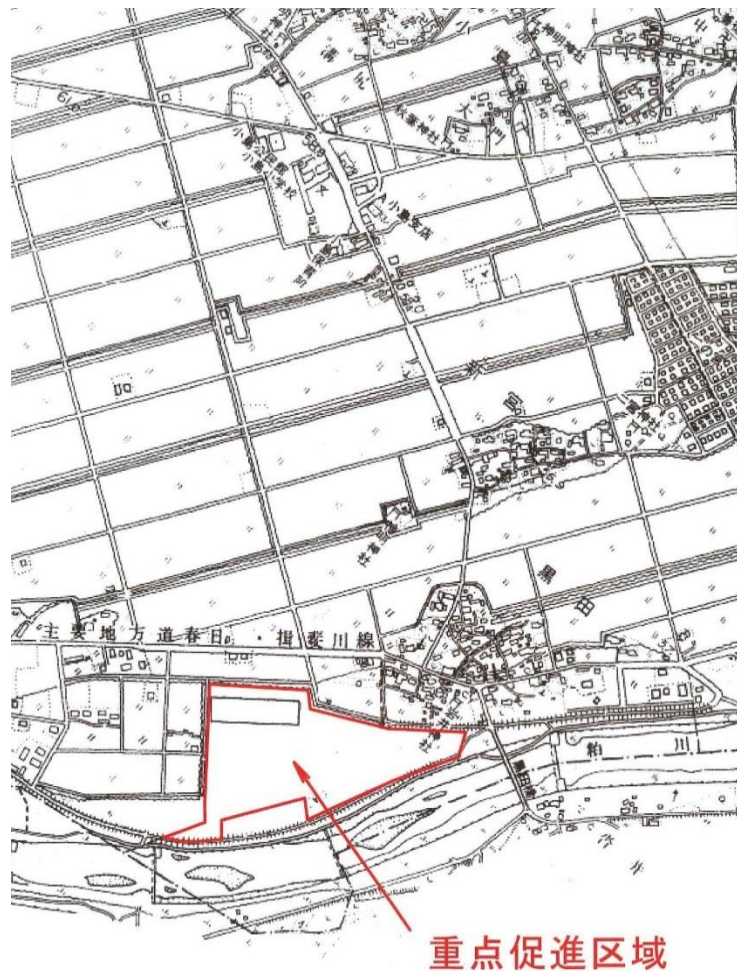
当重点促進区域には、既に企業が立地しており、遊休地はない。

都市計画区域（用途指定無し）であり、農業振興地域ではない。

（関連計画における記載等）

当重点促進区域は、揖斐川町都市計画マスタープランにおいて、工業系のエリアに位置付けられており、工業施設や流通業務施設を中心に誘導する地域として整備を進めることとされている。

（地図）



(2) 区域設定の理由

【重点促進区域 1：大垣市鉄工工業団地周辺】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 1.5 km 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

大垣市は、市街化調整区域のほぼ全域が農業振興地域であり、また、国営事業である西濃用水第二期工事（平成 26 年度完了）の受益地となっていることから、平成 21 年 12 月の農地法等の改正以降、市街化調整区域の農地からの工場用地の整備が困難な状況にある。また、市街化区域内においても、まとまった面積の用地はなく、一部のまとまった用地においても、形状が非整形であることや、幹線道路までの幅員が狭いなどの理由により活用できない状況にあり、慢性的な用地不足が発生している。

こうした状況の中、工場立地法の対象企業が、既存用地を有効活用し、工場の増設及び設備投資を積極的に進め、事業の高度化を図るとともに、最先端技術の導入により生産性及び競争力を高めていくことを可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 2：横曽根工業団地】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 1.5 km 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 3：大垣市笠縫町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 2.4 km 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。

また、おおむねの面積は、約 11.3 ヘクタールであり、本区域にはイビデン(株)が立地しており、この地域の電子回路基板生産に係る大きな拠点のひとつとなっている。電子部品、デバイス、電子回路基板は、本地域の製造品出荷額の約 25% を占め、地域産業を支えており、今後も地域経済牽引事業として重点的に促進するために、重点促進区域として設定する。

なお、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 4：ソフトピアジャパン】

国道 21 号和合インターチェンジから約 1.0 km 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。

また、おおむねの面積は、約 12.5 ヘクタールであり、当該区域には、ソフトピアジャパンセンタービルへの入居企業をはじめ、センタービル周辺には一定数の事業所が立地している。

さらに、当重点促進区域においては、I T関連企業の集積や優れた情報基盤を生かして、地域産業の高度化を担う人材を育成・供給するとともに、新サービス・新商品の創造支援、県内中小企業の実情に即した情報化及び競争力向上の支援、また、県内産業のニーズを踏まえたI T人材の育成を行っている。これらの、拠点、組織及び人材育成拠点を活用した、生産用機械器具製造、電気機械器具製造、情報通信機械器具製造、情報通信業などのさらなる集積と拡充を目指すことで、地域経済の活性化、地域における雇用の創出などを重点的に促進するために、重点促進区域として設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域1と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域5：大垣市野口】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約4.0km程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域1と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域6：大垣市長松町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約2.6km程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域1と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域7：大垣市領家町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約5.1km程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域1と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域8：大垣市上石津町牧田】

名神高速道路関ヶ原インターチェンジから約4.2km程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域1と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 9：大垣市青柳町ほか】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 4.5 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。

また、おおむねの面積は、約 9.8 ヘクタールであり、本区域にはイビデン㈱が立地しており、この地域の電子回路基板生産に係る大きな拠点のひとつとなっている。電子部品、デバイス、電子回路基板は、本地域の製造品出荷額の約 25% を占め、地域産業を支えており、今後も地域経済牽引事業として重点的に促進するために、重点促進区域として設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 10：大垣市神田町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 2.5 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。

また、おおむねの面積は、約 7.8 ヘクタールであり、本区域にはイビデン㈱が立地しており、この地域の電子回路基板生産に係る大きな拠点のひとつとなっている。電子部品、デバイス、電子回路基板は、本地域の製造品出荷額の約 25% を占め、地域産業を支えており、今後も地域経済牽引事業として重点的に促進するために、重点促進区域として設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 11：大垣市河間町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 3.3 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。

また、おおむねの面積は、約 5.6 ヘクタールであり、本区域にはイビデン㈱が立地しており、この地域の電子回路基板生産に係る大きな拠点のひとつとなっている。電子部品、デバイス、電子回路基板は、本地域の製造品出荷額の約 25% を占め、地域産業を支えており、今後も地域経済牽引事業として重点的に促進するために、重点促進区域として設定することとする。

なお、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 12：大垣市草道島町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 4.8 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 13：大垣市荒尾町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 1.4 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラ

ラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 14：久瀬川工業団地周辺】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 2.8 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 15：大垣市上石津前ヶ瀬】

名神高速道路関ヶ原インターチェンジから約 10.0 k m 程度の近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 16：大垣市昼飯町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 2.1 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 17：大垣市米野町】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 2.0 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 18：大垣市室村町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 3.5 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 19：大垣市十六町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 3.0 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 20：大垣市釜簞】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 1.3 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 21：大垣市外野ほか】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 2.3 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 22：大垣市本今町ほか】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 3.2 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 23：大垣市久徳町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 1.3 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 24：大垣市浅西ほか】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 1.6 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である

ため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 25：大垣市荒川町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 1.5 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 26：大垣市浅西】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 2.7 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 27：大垣市横曽根】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 1.7 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 28：大垣市上石津町乙坂】

名神高速道路関ヶ原インターチェンジから約 6.5 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 29：大垣市三塚町】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 4.6 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 30：大垣市本今町】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 4.0 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 31：大垣市神田町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 2.4 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 32：大垣市中曽根町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 1.3 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 33：大垣市横曽根ほか】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 1.7 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 34：大垣市本今町ほか】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 3.3 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 35：大垣市上石津町牧田】

名神高速道路関ヶ原インターチェンジから約 2.8 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 36：大垣市上石津町牧田】

名神高速道路関ヶ原インターチェンジから約 3.2 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 37：大垣市上石津町乙坂】

名神高速道路関ヶ原インターチェンジから約 6.3 k m 程度の近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 38：大垣市曾根町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 6.3 k m 程度の近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 39：大垣市上石津町牧田】

名神高速道路関ヶ原インターチェンジから約 0.5 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 40：大垣市寿町】

国道 21 号和合インターチェンジから約 2.7 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 41：大垣市上石津町牧田】

名神高速道路関ヶ原インターチェンジから約 2.4 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 42：大垣市上屋】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 1.9 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 43：大垣市南市橋町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 5.1 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 44：大垣市南市橋町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 4.8 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 45：大垣市昼飯町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 4.1 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 46：大垣市南市橋町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 5.7 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 47：大垣市赤坂町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 5.2 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 48：大垣市南市橋町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 4.6 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 49：大垣市赤坂町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 5.2 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 50：大垣市大村】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 7.0 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 51：大垣市美和町ほか】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 4.4 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 52：大垣市大井】

名神高速道路大垣インターチェンジから約 4.3 km 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定する。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 53：大垣市十六町】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 3.8 km 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定する。

また、本区域についても、重点促進区域 1 と同じ理由により、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 54：海津市南濃町徳田字大原】

東海環状自動車道海津スマートインターチェンジ（整備予定）から直線距離で約 1.5 km 程度の至近距離にあり、また、県道 56 号線（南濃関ヶ原線）に接し、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域については、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 55：海津市南濃町駒野字赤札等の地区、庭田字口庭田等の地区】

東海環状自動車道海津スマートインターチェンジ（整備予定）から直線距離で約 2.0 km 程度の至近距離にあり、また、国道 258 号に接し、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域については、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 56：海津市南濃町駒野字白檜】

東海環状自動車道海津スマートインターチェンジ（整備予定）から直線距離で約 4.0 km 程度の至近距離にあり、また、県道 8 号線（津島南濃線）に接し、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域については、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 57：海津市南濃町上野河戸字山田】

東海環状自動車道海津スマートインターチェンジ（整備予定）から約 6.0 km の至近距離にあり、また、国道 258 号に接し、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域については、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 58：海津市平田町幡長字外畑】

名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから約 7.0 k m 程度の至近距離にあり、また、県道 1 号線（岐阜南濃線）に接し、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域については、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 59：海津市南海津町平原字高須田】

名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから約 12 k m、東海環状自動車道海津スマートインターチェンジ（整備予定）から約 7.0 k m 程度の至近距離にあり、また、県道 1 号線（岐阜南濃線）に近接し、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域については、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 60：海津市南濃町津屋字大堀】

東海環状自動車道海津スマートインターチェンジ（整備予定）から約 2.0 k m、同自動車道養老インターチェンジから約 8.0 k m の至近距離にあり、また、県道 56 号線（南濃関ヶ原線）に近接し、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域については、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 61：海津市海津町平原字貫川】

名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから約 12 k m、東海環状自動車道海津スマートインターチェンジ（整備予定）から約 7.5 k m 程度の至近距離にあり、また、県道 1 号線（岐阜南濃線）に接し、交通インフラも充実している。このため、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域については、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 62：海津市平田町土倉字江東】

名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから約 13 k m、東海環状自動車道養老インターチェンジから約 9 k m 程度の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域については、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

なお、本区域には遊休地が存在しておらず、更に既成市街地及び企業のニーズを満たす農振白地地域が存在しない。しかしながら、既存の工場の拡張を予定しているため、新たに地域経済牽引事業を実施する際には、農用地区域において、重点促進区域を設定する必要がある。

【重点促進区域 63：海津市南濃町吉田字村合】

東海環状自動車道養老インターチェンジから約 16 km、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約 11 km の距離にあり、また、国道 258 号に近接し、交通インフラも充実している。このため、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域については、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 64：海津市海津町松木字村前】

名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから約 9.4 km、令和 8 年に供用開始予定の東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジから約 9.1 km の距離にあり、また、岐阜県道 8 号（津島南濃線）に近接し、交通インフラも充実している。このため、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域については、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 65：海津市海津町駒ヶ江字川田、海津市海津町駒ヶ江字東引田】

名神高速道路岐阜羽島インターチェンジから約 12 km、令和 8 年に供用開始予定の東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジから約 12 km の距離にあり、また、岐阜県道・三重県道 23 号（北方多度線）に近接し、交通インフラも充実している。このため、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域については、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 66：海津市海津町古中島字上村】

東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約 13 km、令和 8 年に供用開始予定の東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジから約 14 km の距離にあり、また、岐阜県道・三重県道 23 号（北方多度線）に近接し、交通インフラも充実している。このため、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域については、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 67：海津市海津町安田字村中、海津市海津町安田新田字大代】

東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約 13 km、令和 8 年に供用開始予定の東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジから約 10 km の距離にあり、また、岐阜県道 220 号（安八海津線）に近接し、交通インフラも充実している。このため、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域については、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 68：海津市南濃町太田字出口、海津市南濃町吉田字一切】

東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約 11 km、令和 8 年に供用開始予定の東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジから約 11 km の距離にあり、また、国道 258 号に接し、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進する

ことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域については、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 69：垂井町栗原字大正】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 7.0 km、名神高速道路養老サービスエリアスマートインターチェンジから約 3.5 km の至近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。本区域には、旧企業立地促進法に基づく工場立地法の緑地緩和の対象区域が含まれており、引き続きこの措置を継続していく必要があることから、工場立地特例対象区域についても設定することとする。

【重点促進区域 70：府中離山工業団地】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 7 km、名神高速道路養老サービスエリアスマートインターチェンジから約 7 km、名神高速道路関ヶ原インターチェンジから約 7 km の近距離にあり、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域については、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 71：北方町】

北方町の南北には県道北方多度線、東西には国道 157 号、県道岐阜関ヶ原線が通り、交通インフラも充実している。このため、本地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域については、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 72：揖斐川町極楽寺字持ヶ渕】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 15 km の距離にあり、また、国道 303 号に近接し、交通インフラも充実している。また、企業跡地である当地はすでに基本的な設備が整っていることから、当区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域については、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 73：揖斐川町市場字御富所等の地区、黒田字村西等の地区】

東海環状自動車道大垣西インターチェンジから約 15 km の距離にあり、また、主要地方道春日揖斐川線が通り、交通インフラも充実している。このため、当区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域については、工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

(3) 重点促進区域に存する市町が指定しようとする工場立地特例対象区域

別表のとおり

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 当促進区域におけるブランド米「ハツシモ」や「水まんじゅう」等の特産物を活用した食品関連事業
- ② 当促進区域における情報科学技術に関する産業の支援、人材育成機能等を有するソフトピアジャパンの知見を活用した第4次産業革命
- ③ 当促進区域における航空宇宙産業等の輸送用機械器具製造業の産業集積を活用した成長ものづくり
- ④ 当促進区域における東海環状自動車道、名神高速道路などの交通インフラを活用した成長ものづくり
- ⑤ 当促進区域における東海環状自動車道、名神高速道路などの交通インフラを活用した物流産業
- ⑥ 当促進区域におけるぎふ長良川鵜飼、関ヶ原古戦場などの観光資源を活用した観光

(2) 選定の理由

- ① 当促進区域におけるブランド米「ハツシモ」や「水まんじゅう」等の特産物を活用した食品関連事業

当促進区域の多くは平野になっているため農業が盛んな地域である。また昭和の名水百選（昭和60年環境省）に選定された養老の滝・菊水泉や平成の名水百選（平成8年環境省）に選定された、達目洞、加賀野八幡神社井戸などをはじめとする清らかな水資源に恵まれている。そのため、昭和25年に品種登録されて以来、岐阜県を代表するブランド米となっている「ハツシモ」（平成28年産品種別作付面積割合では、ハツシモが39%となっている）を使った米粉や、当促進区域の水を活かした水まんじゅう（明治30年ころ考案されたといわれ、大垣市を代表する和菓子となっている。2013年には大垣市観光協会の「大垣市特選推奨観光土産品」に認定された。）、日本酒（ワイングラスでおいしい日本酒アワード2014金賞（大吟醸酒部門）受賞、平成24年度名古屋国税局酒類鑑評会優等賞受賞など、各賞受賞の日本酒が存在）等、多岐にわたって様々な食料品製造業が存在している。

食料品製造業は当促進区域において出荷額ベースで県内の約50%を占めている。（15,853,481万円／31,890,835万円、出典：平成26年工業統計調査）また、企業数においても県内の約37%（188社／512社）、県内の従業員の約42%（6,761人／16,258人、出典：平成26年工業統計調査）となっており、生産から流通まで様々な段階における食品関連産業が集積している。

上記の魅力ある地域の特産品を活用し、他業種連携、付加価値の高い製品の開発、6次産業化等により裾野を広げていくような地域経済牽引事業を創出し、地域経済の活性化、地域における雇用の創出などを行う。

- ② 当促進区域における情報科学技術に関する産業の支援、人材育成機能等を有するソフトピアジャパンの知見を活用した第4次産業革命

当促進区域においては、IT関連企業の集積や優れた情報基盤を生かして、地域産業の高度

化を担う人材の育成・供給拠点であるソフトピアジャパン*2がある。ソフトピアジャパンは、岐阜県成長・雇用戦略で定めた「第4次産業革命推進プロジェクト」を遂行する上での中核拠点となり、県内中小企業の生産性向上や、新商品・技術開発、付加価値向上への支援並びに高度IT・IoT人材の育成に取り組んでいる。同組織が行う「IT経営応援隊」は、IT活用に関する相談対応・支援（中小企業に対する無料の経営相談・支援の他、ITアドバイザーの派遣（有料）、セミナー・研修の開催）などを実施し、平成17年度から28年度の12年間で、1,568社、4,095回の豊富な支援実績がある。これらの実績により、ソフトピアジャパンには、中小企業等に対する情報科学技術に関する支援、人材育成支援等のノウハウ、知見が蓄積されており、これらを活用したさらなる取組が期待される。

加えて、ソフトピアジャパン内の情報科学芸術大学院大学（IAMAS）では、未来社会の新しいあり方を創造的に開拓する「高度な表現者」を養成し、学術文化の向上及び地域の振興に寄与しており、共同研究や受託研究を通じ、企業支援を行っている。

また、これらの拠点、組織及び人材育成拠点を活用した、生産用機械器具製造、電気機械器具製造、情報通信機械器具製造、情報通信業などのさらなる集積と拡充を目指すことで、地域経済の活性化、地域における雇用の創出などにも寄与させていく。

*2 ソフトピアジャパン

岐阜県の進める、情報産業を育成、振興、集積するための中核拠点。

拠点としてのソフトピアジャパンを中心に、（公財）ソフトピアジャパンが情報サービス産業の振興、ネットショップをはじめとするITビジネス活用の促進、新商品・新サービスの産学官共同開発の促進などを総合的に支援する。

③ 当促進区域における航空宇宙産業等の輸送用機械器具製造業の産業集積を活用した成長ものづくり

岐阜県における輸送用機械器具製造業の順位は、全国第16位であり（出荷額814,304百万円、出典：平成26工業統計調査）、また、当促進区域は事業所数で県内の約30%（103社／348社）、従業者の約20%（5,936人／29,552人、出典：平成26工業統計調査）であり、集積している。また、区域内には、Tier1装備品メーカーであるナブテスコ株式会社（出典：「日本の航空機産業が目指す方向とCMIへの期待」（平成29年10月、経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課））も立地しており、大規模な設備投資を実施しているところである。

なお、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区は、欧米先進区域と肩をならべ、アジア等新興国の追随を許さない航空宇宙産業の一大集積地の形成を図るため、総合特別区域法に基づき国から指定を受けたものである。当促進区域には、その特区に参加している企業は13社（岐阜県56社）あり、区域内での航空宇宙産業の広がりを促し、より裾野を広げていくことで、アジアNo.1航空宇宙産業クラスターの成長を促していく。また、クラスターのネットワークを活用し、さらなる集積と生産能力の拡充を目指すことで、地域経済の活性化、地域における雇用の創出などに寄与していく。さらに、当該特区の取り組みにより、航空宇宙産業の高付加価値化のみならず、当促進区域に立地する自動車、機械、素材産業の技術の向上波及効果が期待できる。例えば、自動車産業におけるエンジンの電子制御、ターボチャージャー、ディスクブレー

キ、機械産業における難切削材の加工技術、アクチュエーター技術、素材産業における軽量・高強度複合材料、軽量、耐熱超合金等である。

これら航空宇宙産業等の輸送用機械器具製造業の集積を活用し、次世代金型やCFRP等の新技術開発に積極的に取り組むことによって、本地域に集積する、自動車、機械、電気、部品、素材といった幅広いものづくり分野における企業の付加価値の向上につなげていく。

④ 当促進区域における東海環状自動車道、名神高速道路などの交通インフラを活用した成長ものづくり

東海環状自動車道は、愛知、岐阜、三重県を名古屋市の周辺 30～40 km 圏を結ぶ総延長約 150 km（未開通部分あり）の環状自動車道であり、当促進区域に弧を描いて縦断している。また名神高速道路は、愛知県小牧市から兵庫県西宮市を結ぶ自動車専用道路であり、当促進区域を横断している。当促進区域は、岐阜県の中西部にあり、愛知県まで約 40 km で 30 分（岐阜各務原インターチェンジ～名古屋インターチェンジ）、大阪府まで約 160 km で 2 時間（岐阜羽島インターチェンジ～なんばインターチェンジ）と高速道路網の整備とそれのもたらす利便性の高い地域である。

また東海環状自動車道により結ばれる、愛知県には国際拠点港湾である名古屋港があるが、大垣市から、名古屋港まで約 60 km で、約 1 時間でアクセスすることができ、輸出入にも利便性が高い地域であるといえる。

さらに、当促進区域に弧を描いて通過する東海環状自動車道西回りについては、その東回り区間が愛知県豊田市から岐阜県関市を結びすでに通行可能となっているが、さらに西回り区間においても順次整備が進められており、直近では平成 29 年 10 月 22 日に名神高速道路養老ジャンクションから養老インターチェンジまでの約 3 km の区間が開通したところである。今後、西回り区間が全通された際には、さらに利便性が高くなるといえる。

平成 29 年上期の立地動向調査の結果によると、岐阜県西濃地方の製造業立地件数は、8 件と岐阜県の他地域と比べ、最も高くなっており、高速道路の延伸が影響したと考えられる。なお、当促進区域内には、岐阜市に柳津地区ものづくり産業集積地、大垣市に横曽根工業団地、羽島市に岐阜羽島インター南部東地区、本巣市に屋井工業団地等、多くの工業団地が存在し産業が集積している。

さらに、当促進区域には、国道 21 号、156 号、258 号、303 号、417 号などが当促進区域各地を結んでおり、前記高速道路網を補完している。

このインフラを用いることが想定される製造業の状況は、事業所数が 5,745 事業所で県内の約 40%、従業者数は約 69 千人で県内の約 36%（出典：平成 26 年経済センサス基礎調査）となっており、当促進区域の産業の中心的役割を担っている。

当促進区域の産業は、繊維製品製造業（混紡そ毛糸 出荷額全国 1 位、その他の糸織物出荷額全国 1 位（出典：岐阜県順位、平成 26 年経済センサス）、パルプ・紙・紙加工品製造業（さらに包装紙、特殊印刷用紙、障子紙・書道用紙 出荷額全国 2 位、紙製衛生材料 3 位（出典：平成 26 年経済センサス基礎調査）、など集積が進んでいるほか、製造品出荷額の多い業種から順に 1 位「プラスチック製品製造業」、2 位「食料品製造業」、3 位「窯業・土石製品製造業」、4 位「金属製品製造業」、5 位「生産用機械器具製造業」などの集積がみられる。また、岐阜県における

家具・装備品製造業の出荷額順位は全国３位（出典：平成 26 年工業統計調査）であるが、当促進区域は、そのうち約 39%を占めており、家具・装備品製造業の集積も進んでいるといえる。

そのほか、前述したパルプ・紙・紙加工品製造業における当促進区域の出荷額に占める割合は、約 20%であり、同製造業の集積もみられる。加えて、電子部品・デバイス・電子回路製造業については、当促進区域において第 6 位、輸送用機械器具製造業については、当促進区域において第 8 位ではあるが、当促進区域において、タイヤバルブコアのシェア国内 100%を占める企業があるなど、それぞれ高速道路等のインフラを用いる製造業種が立地している。ほかにも、印刷・同関連業、化学工業、はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業などの製造業が立地している。また、前項④で述べた通り、食料品製造業も多数立地しており、「地域の食品、商品」を域外に新鮮の状態で素早く届けるためにも交通インフラは極めて重要な要素だと言える。

当促進区域において、上記の交通インフラの利便性を活用した各種製造業企業の地域経済牽引事業を促進することにより、ものづくり産業の振興も含め地域経済の活性化を目指す。

⑤ 当促進区域における東海環状自動車道、名神高速道路などの交通インフラを活用した物流産業

上記④に記載している通り、当促進区域は岐阜県の中西部にあり、主要幹線道路である国道 21 号が東西に貫き、また東海環状自動車道が弧を描いて縦断し、また名神高速道路が当促進区域を横断している。これらの交通インフラにより、隣接する愛知県の国際拠点港湾である名古屋港や、国際拠点空港である中部国際空港、三重県においては、国際拠点港湾である三重県の四日市港が結ばれている。

また、当促進区域（岐阜市）には、インランド・デポ（保税物流基地）を実施している企業が 4 社あり、輸出入にも利便性が高い地域である。さらに、当促進区域を弧を描いて通過する東海環状自動車道西回り（整備中）については、その東回り区間が愛知県豊田市から岐阜県関市を結びすでに通行可能となっているが、さらに西回り区間においても順次整備が進められており、直近では 10 月 22 日に名神高速道路養老ジャンクションから養老インターチェンジまでの約 3 k m の区間が開通したところである。今後、西回り区間全通された際には、特に三重県北勢地域への交通の利便性が飛躍的に向上することが期待されている。

これら交通インフラの好条件のもと、当促進区域内に関連した物流としての重要性は高く、物流関連企業のさらなる集積を図りつつ、今後も、道路貨物運送業、運輸に附随するサービス業といった物流分野への支援を通じて、地域経済牽引事業を促進し、地域経済の活性化、地域における雇用の創出に寄与することを目指す。

⑥ 当促進区域におけるぎふ長良川鵜飼、関ヶ原古戦場などの観光資源を活用した観光

岐阜県では、産業政策の基本方針「岐阜県成長・雇用戦略 2017」（平成 29 年 3 月策定）において「観光産業の基幹産業化プロジェクト」を掲げ、岐阜県ならではの周遊・滞在型観光を促進することで、観光消費額のさらなる拡大を実現させるべく、各種施策に取り組んでいる。

当促進区域のうち、岐阜地域においては、世界農業遺産「清流長良川の鮎」にも含まれるぎふ長良川鵜飼（平成 28 年観光入込客数：10 万 9 千人（出典：平成 28 年岐阜県観光入込客数統計

調査))のほか、長良川温泉(平成28年観光入込客数:22万9千人(出典:同上))、岐阜城(平成28年観光入込客数:24万9千人(出典:同上))といった、織田信長公ゆかりの観光地として人気があり、県の南の玄関口(JR岐阜駅・JR岐阜羽島駅)としても、観光誘客に取り組んでいる。

西濃地域においては、広域周遊観光の新たな核づくりとして関ヶ原古戦場の再生に取り組んでおり、ベルギーのワーテルロー古戦場、アメリカのゲティスバーグ古戦場とあわせた世界三大古戦場としてそのブランドを国内外に発信するとともに、継続的なイベント展開や観光拠点施設となる(仮称)関ヶ原古戦場ビジターセンターの整備に取り組んでいる。そのほか、孝子伝説の養老の滝を含めた養老公園(平成28年観光入込客数:50万3千人)や、千代保稲荷神社(平成28年観光入込客数:164万2千人)など、名古屋地区からも多数の観光客が訪れる散策スポットとなっている。さらには、豊かな自然環境を背景に、地元市町(大垣市、本巣市、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町)による「西美濃夢源回廊協議会」を中心に、養老鉄道利用とあわせて西美濃エリアを周遊する「西美濃サイクルツーリズム」の取組が進められるなど、東海環状自動車道西回りルート of 全線開通を見据えつつ、誘客拡大に取り組んでいる。

このような特色ある観光資源を活かした観光関連産業は、県内各地の雇用・経済を支えており、その効果は宿泊業や飲食業、運輸業にとどまらずその他の幅広い分野への好影響が期待される。

このことから、観光資源を活用した宿泊施設支援をはじめ、周遊ルートの整備、飲食店、商業施設、体験施設等に関する需要に対応するための受入環境整備などを行い、交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

豊富な水資源を用いた食料品製造等地域の特性を生かして、成長ものづくり分野等を支援していくためには、地域の事業者ニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、東海産業競争力協議会が策定した中部地域の成長戦略である「TOKAI VISION」を踏まえるなど、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 企業立地に関する補助金(岐阜県企業立地促進事業補助金等)

工場や本社機能、研究所について県や市町村では新規誘致のみならず、既存企業の増設に対しても、その規模に応じた助成制度を適用している。

② 固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の条件を課した上で、固定資産税の減免措置に関する条例を制定する。(山口市、養老町、安八町(全て予定))

③ 融資制度の整備

県は、地域経済牽引事業の承認を受けた事業のために必要な事業資金を融資するため、県融

資制度関係規定の改正を行い支援を図る。

④ 地方創生関係施策

平成30年度～令和5年度の地方創生推進交付金を活用し、

- ① 当促進区域におけるブランド米「ハツシモ」や「水まんじゅう」等の特産物を活用した食品関連事業
- ② 当促進区域における情報科学技術に関する産業の支援、人材育成機能等を有するソフトピアジャパンの知見を活用した第4次産業革命
- ③ 当促進区域における航空宇宙産業等の輸送用機械器具製造業の産業集積を活用した成長ものづくり
- ④ 当促進区域における東海環状自動車道、名神高速道路などの交通インフラを活用した成長ものづくり
- ⑤ 当促進区域における東海環状自動車道、名神高速道路などの交通インフラを活用した物流産業
- ⑥ 当促進区域におけるぎふ長良川鵜飼、関ヶ原古戦場などの観光資源を活用した観光において、設備投資支援による事業環境の整備や販路開拓の強化等を実施する予定。
- ⑤ アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の支援措置
当促進区域には、同特区の区域指定を受けている事業所が県内56社中13社存在する。それらに対する支援措置を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 岐阜県工業技術研究所が有する分析結果、技術情報の情報提供

地域企業の技術力向上のために、県研究機関が保有している情報であって資料として開示する情報について、インターネット公開を進める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

① 相談窓口の設置

下記のとおり、岐阜県及び当促進区域の市町において事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置し、連携して対応する。

県・市町	相談窓口の設置
岐阜県	商工労働部企業誘致課
岐阜市	経済部企業立地推進課
大垣市	経済部産業振興室
羽島市	産業振興部商工観光課
山県市	まちづくり・企業支援課
瑞穂市	商工農政観光課
本巣市	産業建設部産業経済課
海津市	産業経済部商工観光課
養老町	産業観光課
垂井町	建設課

関ヶ原町	地域振興課
神戸町	産業建設部産業環境課
輪之内町	経営戦略課
安八町	企画調整課
揖斐川町	産業建設部商工観光課
大野町	産業建設部まちづくり推進課
池田町	総務部企画課
北方町	政策財政課

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 岐阜県中小企業総合人材確保センターの設置

岐阜県の平成 28 年の有効求人倍率は 1.71 倍で、7 年連続で上昇し、雇用環境は大幅に改善しているものの、県内企業の人手不足は深刻である。

こうした中、岐阜県では、県内企業の人材確保を総合的に支援するために、平成 29 年 4 月に、「岐阜県中小企業総合人材確保センター」を設置した。

本計画に基づく地域経済牽引事業においては、多数の新規雇用が見込まれるため、当センターとの連携を強化する。

② 岐阜県食品科学研究所（仮称）

「食品分野」に関する総合的な研究開発・技術支援の拠点として、岐阜大学内に、岐阜県食品科学研究所（仮称）を設置し、地域食材を生かした研究開発の推進や食品・ヘルスケア関連企業の支援体制を強化する

(6) 実施スケジュール

取組事項	29 年度 (初年度)	30～令和 4 年度	令和 5 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 企業立地に関する補助金 (岐阜県企業立地促進事業 補助金等)	運用中 ・工場、研究所、本 社機能移転等に対 する助成	運用	運用
② 固定資産税の減免措置 (山県市、養老町、安八町)	年度内に整備予定	運用	運用
③ 融資制度の整備	年度内に整備	運用	運用
④ 地方創生関係施策	—	適宜対応	適宜対応
⑤ アジア No. 1 航空宇宙産 業クラスター形成特区の支 援措置	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 岐阜県工業技術研究所が	運用	運用	運用

有する分析結果、技術情報の 情報提供			
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 相談窓口の設置	運用	運用	運用
【その他】			
① 岐阜県中小企業総合人材 確保センターの設置	4月設置・現在運用	運用	運用
② 岐阜県食品科学研究所（仮 称）の設置	－	設置（31年度）	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（１）支援の事業の方向性

当促進区域における地域経済牽引事業の促進にあたっては、岐阜県の産学金官が連携して支援を行う。岐阜県が設置する、岐阜県中小企業総合人材確保センター、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター、岐阜県成長産業人材育成センター、公益財団法人ソフトピアジャパンさらには国立大学法人岐阜大学が連携して支援を行う。

このため、岐阜県及び当促進区域の市町では、本基本計画に基づく地域経済牽引事業推進のための連携を密にし、調整を行う。

（２）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 岐阜県中小企業総合人材確保センター

当センターは、県内企業の人材確保を支援するために、企業の採用力向上や、人材確保の機会創出、学生への魅力PR機会の提供などを通じて、総合的に支援する。

さらに、産学金官と連携し、県内大学の学生の県内企業への就職、定着を強力に支援する。

② 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

本県の産業振興を目的に、販路開拓、新事業創出、デザイン開発、設備貸与、地場産業情報の収集提供等の支援事業を行っている。さらに、経営相談機能も充実しており、よろず支援拠点コーディネーターやモノづくりコーディネーター等、幅広い専門家を配置し、あらゆる経営相談に対応する。

③ 国立大学法人岐阜大学

岐阜大学においては、産業界や企業支援機関との連携について学内に研究推進・社会連携機構産官学連携推進本部を設置し、総合的に実施している。同本部では、新技術開発や生産技術の改善、知的財産マネジメント、共同研究等の情報提供などを行う。

④ 株式会社日本政策金融公庫（岐阜支店）

日本政策金融公庫において取り組んでいる中小企業向けの支援施策（貸付けや情報提供など）を最大限に活用して、地域経済牽引事業計画実施企業を支援していく。

⑤ 岐阜県成長産業人材育成センター

県の人材育成拠点として、航空宇宙、医療福祉機器等の成長分野を中心に、技術者育成のための研修や専門知識を学ぶセミナー等を開催する。また、センターの研修室を各種人材育成活動の場として提供する。

これらの事業を通し、成長分野に取り組む企業、新たに進出しようとする企業を支援する。

⑥ 公益財団法人ソフトピアジャパン

I Tにより地域・企業が活力を持って、新たな価値の創造・革新に取り組む社会を実現すべく、企業・地域・人を繋げるコーディネート機能を強化し、県立の情報科学芸術大学院大学（I A M A S）や他大学等と連携した事業を展開している。

第4次産業革命の時代を迎える中、県産業政策の基本的な方針「岐阜県成長・雇用戦略」における「岐阜県第4次産業革命推進プロジェクト」を遂行する上での中核拠点として、県内中小企業の生産性向上や新商品・技術開発、付加価値向上への支援並びに高度I T・I o T人材の育成に取り組んでいる。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、その他環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等）については、当促進区域に含むものとし、当促進区域で地域経済牽引事業を実施する場合には、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮していく。

（2）安全な住民生活の保全

犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、県民が安全に安心して暮らせることができる社会の実現を図る。

特に、地域経済牽引事業の実施によって犯罪及び事故を増加させ、または地域の安全と平穏を

害することのないよう、岐阜県及び当促進区域の市町は次のことを推進または促進する。

- ・事業所付近で地域住民が犯罪被害にあわないように、防犯灯の設置等を進めること。
- ・道路、公園、事業所等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、空き地等が夜間において地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう、管理を徹底する等防犯に配慮した施設の整備及び管理をすること。
- ・交通事故を防止するために、歩道やガードレールを設置したり、歩道と車道を分離するなど交通安全施設の整備を進めること。
- ・警察、事業者及び地域住民と連携し、協働した防犯活動と地域住民に対する支援をすること。
- ・従業員の遵法意識の高揚と従業員、顧客等が犯罪の被害にあわないための指導をするよう事業者を促すこと。
- ・犯罪や事故の防止、地域の安全確保のために必要な経費等の援助に配慮をすること。
- ・外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、個人を確認するとともに、当該外国人の就労資格の有無を確認する等、事業者が必要な措置を取るよう促すこと。
- ・事業者が地域経済牽引事業を実施する際には、必要に応じて地元説明会を行うなど地域と連携して事業を実施すること。
- ・事件又は事故の発生時における迅速な警察への連絡体制を整備するとともに、捜査へ協力をするよう事業者を促すこと。
- ・事業者が地域経済牽引事業を実施する際には、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び、岐阜県暴力団排除条例に則り、暴力団員等に不当な利益を得させることがないように、事業者を促すこと。

(3) その他

①PDCA体制の整備

毎年度定期的に、基本計画と承認事業計画の進捗状況を調査し、効果の検証と事業の見直しについてホームページ等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

無

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5

年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。)

別表 重点促進区域に存する市町が指定しようとする工場立地特例対象区域

N o	市町名	字・丁目	丁目以下の番地
1	大垣市	浅中 1 丁目	324-1～2, 325, 326-1～4
		浅中 3 丁目	120-1, 120-3, 121-1～2, 122, 125-1～4, 127-1, 127-3～4, 128-1, 128-3, 128-5, 130-1～2, 130-4, 131-1, 132-1, 133-1, 134-1
		浅西 3 丁目	22-3～18, 22-22, 22-24, 26-1, 27-1, 28, 43-1～4, 43-9, 46-1, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 78, 79, 80, 81, 82-1～2, 83, 85-1, 86-1, 88-1, 89-1, 89-3, 90-1～2, 91-1, 92-1
2	大垣市	横曽根 2 丁目	47-1, 47-2
		横曽根 3 丁目	2-1, 2-7, 2-8, 88-1
3	大垣市	宿地町字箕輪	980-1
		笠縫町字横枕	30-1, 30-5
		笠縫町字菅原	100-1～2
		笠縫町字仲沖	165-4, 165-6
		笠縫町字西沖	200-1
		南一色町字猫返	375-1
		南一色町字寺田	445-1
		南一色町字成島	450-1
4	大垣市	加賀野 3 丁目	60-4, 80-1～6, 81-1～2, 82-2～3
		加賀野 4 丁目	1-7～21, 11-4, 11-7～8
		小野 4 丁目	35-6～8, 35-10～11, 35-12, 66-5
		今宿 5 丁目	1-4～5
		今宿 6 丁目	52-11～18
5	大垣市	野口 3 丁目	1-1, 1-23, 1-38～43, 1-45～48, 2-1～26, 33-6, 33-8, 34-3, 35-2, 36-2, 36-4
6	大垣市	長松町	848-1
7	大垣市	領家町 1 丁目	18, 20, 32, 33, 43, 48, 49
		西之川町 1 丁目	292, 293
8	大垣市	上石津町牧田字二又	2801-1

		上石津町牧田 字山村	3600-1, 3630-1～2, 3630-8, 3644-2, 3646-4, 3652-1, 3654-1, 3654-1-5, 3654-2, 3654-14, 3668-1, 3669-3
9	大垣市	青柳町	210, 250, 300, 400, 410, 469-1
		割田町	450, 510, 1472-1
		外野町	630-1
		割田 2 丁目	430-1
10	大垣市	西崎町 4 丁目	28, 29
		神田町 2 丁目	1-1, 1-4, 35-2～5
		木戸町	724, 740, 743, 744, 745, 747, 750-1～2, 751-1, 752-1～2, 758-1, 760, 830-1, 863-3, 885, 889-4, 905-1, 1122-1, 1145-3
11	大垣市	河間町 3 丁目	1-1, 26-1, 29, 30, 146-3, 200-1, 259-2, 200-4, 214-10, 214-13, 302-3～4, 303-2～4, 306-2～3, 308-2
		河間町 2 丁目	5, 6, 7, 8
		興福寺町 3 丁 目	33-1, 34-1～9, 34-11～12
12	大垣市	草道島町字北 出口	11-3, 12-3, 13
13	大垣市	荒尾町字北瀬 古	1122-7, 1128
		荒尾町字瀬々 垣	1671-16
14	大垣市	木戸町字道下	765-2
		木戸町字大多 羅	801-1, 801-2, 926-3
		日の出町 1 丁 目	88-1, 88-3, 88-7
		久瀬川町 7 丁 目	5-1, 5-5, 5-7, 5-8, 5-9
15	大垣市	上石津前ヶ瀬 字貝戸	446-2, 448-7, 448-8
		上石津前ヶ瀬 字東野	453-1, 453-2, 457-1, 459-2, 460-1, 465-3, 473, 474, 480, 496-2, 499-1
		上石津前ヶ瀬 字水上	505, 508, 511, 512
		上石津前ヶ瀬 字北野	552-1, 556-1, 560-1, 566-2, 581
		上石津前ヶ瀬 字下前夫	598, 599-3

16	大垣市	昼飯町字川尻	683-4, 683-5, 696, 838, 838-2, 838-3, 839, 840-1, 844-1, 859-1, 860, 868, 869, 873
17	大垣市	米野町3丁目	3-1, 3-2, 3-4, 4, 5, 6, 17, 17-2, 18, 19, 20-1, 27, 30, 30-3, 31, 34, 39, 42-3, 42-4, 43-2
18	大垣市	室村町3丁目	74-1, 74-3
19	大垣市	十六町字中林	875, 887-1, 896-1, 906-1
20	大垣市	釜笛4丁目	18, 19-1, 19-2, 19-3, 19-4, 19-5, 19-6
21	大垣市	外野3丁目	59-1, 59-2, 59-3, 60-1, 60-2, 60-3, 60-4, 61-1
		外瀬3丁目	35-1, 36-1, 36-2, 37-1, 37-2, 38, 39, 40-1, 40-2, 40-3, 40-4, 40-5, 40-6
22	大垣市	本今町字西之川	1531-1, 1531-4, 1531-5, 1639-4, 1676-3
		本今町字西沼	1682-2, 1682-7, 1682-8, 1682-9, 1682-10, 1682-11, 1705-3, 1705-4, 1705-6, 1706-4, 1706-10, 1706-12, 1710-5, 1720-5
		本今町字治邊殿割	1921-1, 1925-4, 1927-1, 1927-23, 1927-27, 1927-28, 1927-29, 1927-30
		外野町字七ツ割	318-1, 318-6, 318-7
		外野町字菱田	341-1, 341-4, 341-5, 341-6, 341-7
23	大垣市	久徳町字横枕	15-1, 15-2, 16, 18, 22-1, 22-2, 22-3, 23, 24, 69-1, 69-4, 70-1, 70-3, 75-1, 76-1, 76-2, 83, 84, 85, 86, 87, 88-1, 88-2, 89-1, 89-4, 90, 91-3, 92-2, 93-1, 93-3, 93-4, 100, 102, 103-1, 103-2, 103-3, 103-4, 103-5, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114-1, 114-2, 115-1, 115-2, 116, 117
		桧町字笠毛	838-1, 839-1, 840-1
24	大垣市	浅西4丁目	1-1, 1-2
		横曽根3丁目	1-1, 1-4, 99-2, 99-7, 101-1, 101-5, 102
		浅草4丁目	66-1, 66-2, 66-4
25	大垣市	荒川町字木ノ本	351-1～3, 351-6～7352-1～2359-1, 359-3, 360, 361, 362
		荒川町字森元	424-1～2, 424-8, 428
		桧町時寄	450
26	大垣市	浅西1丁目	1-1, 3, 4, 8-1～2, 10-2～3, 11-2～3
27	大垣市	横曽根5丁目	116-2, 125-1, 130-2, 131-1, 137-2, 138-2, 139-1, 140-1, 144-1, 145-6, 146
28	大垣市	上石津町乙坂	168-1, 169, 170-1～2, 171, 172, 173, 174, 175, 234-2, 235-1, 236-1～2, 237-1, 238-1～2, 239-1, 240-1～2, 241-1, 242-1, 243-1～2, 244-1～2

29	大垣市	三塚町	331-1～4, 333, 334, 335, 336-1～3, 344, 345, 346-1～2, 347, 348, 349-2, 356-3, 358-1～3, 359-1～2, 361-2, 356-2, 356-5～6, 359-4, 359-7, 359-3, 1100-1
30	大垣市	本今町	5-1, 6-1, 6-9～10, 15-1, 15-18, 1529-5～6, 1522-3～4, 1531-10, 1713-3
31	大垣市	木戸町	502-1～2, 507, 508, 516-2, 517, 582-1～2, 583-1～2, 583-4, 585-1, 586-1～2, 586-4～5, 588, 589-1～6, 590-1, 591, 592, 593-1, 594-1, 594-3, 595, 596-1, 598-1, 599-6, 600-2, 601-1～2, 602-2～4, 603-2, 608-2, 609-1, 610, 611, 612, 613, 614, 615-1～2, 632-1, 632-4～5, 632-7, 640-1, 641-3, 643-1, 644, 648, 649, 649-1～3, 650, 651, 652-1, 654-2, 656, 657, 658-1～4, 659-1, 660-1, 661, 662-1～3, 663, 664-2, 665-1～4, 666, 667, 668, 669, 670, 671-1, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 679-1～2, 680-1～3, 681-2, 682, 683-1～2, 684, 685-1～2, 686, 688, 690-1, 691-1, 692, 693, 694, 695, 696, 698, 700, 701-1, 702, 702-2, 703-1, 703-3～4, 704, 705, 705-2, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713-1, 714-1, 715-1, 716, 717, 718-1, 719-1, 720-1, 721, 722, 723,
		神田町 2 丁目	1-3～5, 35, 35-5
		西崎町 3 丁目	2, 3-1～2, 3-3, 5-1～2, 6, 7, 8, 9, 10-1, 11, 12, 13, 14-1, 14-4～5, 28, 29, 32-1, 36, 37-1～2, 40-1～2, 60-1～3, 61
		西崎町 4 丁目	1-3, 1-5, 3, 4, 5, 6, 7-1～2, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 20, 21, 22, 23, 26-1～2, 27-1
32	大垣市	中曽根町	520, 526-2, 528-1, 528-5～7, 529-1, 541-2, 543-7, 544-1～2, 545-1, 545-4～6, 550-4, 555-2, 558, 560, 561-1～2, 562-1, 562-4, 563-1, 563-3, 564-5, 574-1, 594-1, 595-1, 596-1, 598, 597-1, 599-1, 600-1, 601-1, 602-1, 603-1, 604-1, 605, 610-1～2, 641-1, 647, 844-1～3, 846, 847-1～2
33	大垣市	横曽根 4 丁目	16, 17, 18, 25-1～2, 26
		横曽根 5 丁目	70, 138-3, 139-4, 140-2, 141-1, 142, 143-1～2, 144-2, 145-1～5, 147-1～3, 148-1～3
		昭和 1 丁目	118, 148, 149, 150, 152, 153
34	大垣市	本今 5 丁目	148-1, 148-4, 148-5, 149-1, 150-1, 151-1～2, 152-1, 152-3, 152-4, 155-1, 155-3
		本今 6 丁目	1-1, 1-24
		本今町字西沼	1706-2, 1706-7, 1706-9, 1709-2
		本今町字新起	1763-1～3, 1763-6, 1763-9, 1776-1
		本今町字東之側	1781-1, 1800-1～2, 1824-2, 1874-2, 1882-2, 1882-6, 1898-2

		本今町字治邊 殿割	1902, 1902-2, 1921-4, 1921-9, 1921-13, 1921-14, 1927-10, 1927-15, 1927-17, 1927-18, 1928-8, 1983-2, 1984-1, 1984-5, 1984-6, 1984-7, 2000-3, 2008-1
		本今町字姥ヶ 池	2122-1, 2122-7, 2122-10, 2122-13～17, 2135-2, 2136-1, 2137-2, 2138-1, 2139-1, 2140-1, 2141-1, 2142-1
		本今町字大曲	2143-1, 2143-2, 2155, 2155-2, 2155-3, 2172-2, 2175
35	大垣市	上石津町大字 牧田字上野	1880-1, 1881-1, 1882-1, 1883-1, 1884-1, 1885-1, 1886-1, 1887-1～2, 1888-1, 1889-1, 1890-1, 1828～1836, 1838～1844, 1847, 1854～1856, 1858～1862, 1864, 1875, 1877-1, 1891-1, 1895, 1930-2, 1971-4
36	大垣市	上石津町牧田 字上野	2715-1
		牧田字二又	2730-6, 2947-1, 2947-2, 2947-6
37	大垣市	上石津町乙坂	130-1, 131-1, 131-2, 132～138, 139-1, 139-2, 212-7～9, 215～218, 219-1, 220-1, 221-1, 222-1, 223-1, 224-1
38	大垣市	曾根町2丁目	195-1, 195-2
39	大垣市	上石津町牧田 字門前	740-30, 740-51～54, 741-17, 741-23, 782-7
40	大垣市	寿町	1-1～8, 3-1, 4-1, 5-1～10, 12, 14-1～19, 16-1～2, 22, 23, 24, 27, 28-1～2
41	大垣市	上石津町牧田 字一色	1535, 1537, 1528-1, 1528-3, 1529, 1530～1532, 1533-2～3, 1538-1～3, 1539, 1540-1～3, 1542-2～3, 1543～1546, 1547-1～3, 1549-1, 1550, 1551-1～2, 1552-1～3, 1553, 1555, 1555-2～3, 1556-2, 1557～1558, 1559-1～2, 1560-1, 1560-3, 1561-1～2, 1562-1～2, 1565-1～3, 1567～1568, 1569-1, 1569-3, 1570-1, 1570-2, 1570-4, 1571-2, 1574-1, 1575～1576, 1577-1, 1577-3, 1578-1～2, 1579-1, 1580-1, 1581, 1582-1, 1584-1, 1585-1～6, 1585-9, 1586-1, 1586-5, 1587-1, 1587-2, 5081
42	大垣市	上屋	2-77, 2-80, 2-81-1, 2-81-2, 2-81-3, 2-82
43	大垣市	南市橋町字猿 岩下	1294-1, 1295-1, 1296-1, 1296-2, 1296-3, 1297-1, 1298, 1299, 1300-1, 1302-1
		南市橋町字辻 り石	1163, 1164, 1165, 1165-2, 1166, 1167-1, 1167-2
		南市橋町字七 ツ成	1186, 1187
		南市橋町字下 山下藪	1723-1, 1724-1, 1725-1, 1726, 1727-1, 1728, 1729, 1731-1, 1731-2, 1732, 1734-1, 1734-3, 1735-1, 1735-2, 1736-1, 1738-1, 1738-2, 1739-1, 1740-1

44	大垣市	南市橋町字祖父ノ宮	1206, 1207, 1208, 1209, 1210, 1211, 1214-3, 1218, 1219-1, 1219-2, 1219-3, 1219-6, 1219-7, 1219-8
		南市橋町字野々分	1228, 1233-1, 1233-2, 1233-5, 1235, 1238, 1240-1
		南市橋町字虚空蔵下	1277-2, 1278-1, 1278-3, 1279-2, 1279-3, 1280-4, 1281-1, 1284-1
		南市橋町字下山下藪	1748-4, 1749-1, 1749-2, 1750
45	大垣市	昼飯町字花岡山	1238-12-1, 1238-12-2, 1238-12-3
		赤坂町字花岡山	4284-1, 4284-2, 4284-3, 4284-4
		昼飯町字寺之前	1235-3, 1235-4, 1235-5, 1235-6, 1235-7, 1235-8, 1235-9, 1235-14, 1235-15, 1235-16, 1235-17, 1235-18, 1235-19, 1235-20, 1235-21, 1235-22, 1235-23
46	大垣市	南市橋町字猿岩下	1304-2, 1305-1, 1307-2, 1307-3, 1308-1, 1309-4, 1312-2, 1313-2, 1313-3, 1315-1, 1315-6, 1315-7, 1318-1, 1318-4, 1319-3
		南市橋町字廻り戸	1146-1, 1146-2, 1146-3, 1146-4, 1146-5, 1146-6, 1146-7, 1146-8, 1146-9, 1146-10, 1146-11, 1154, 1156-1, 1156-2, 1158-1, 1158-2
		南市橋町字御所野	993-2, 1002, 1003-2, 1003-5, 1004-1, 1006-1, 1006-4, 1007-1, 1009-1, 1010-1, 1010-4, 1011, 1012, 1013, 1014, 1015-1, 1015-4, 1016-1, 1016-4, 1017-1, 1017-4, 1018-1, 1018-2, 1018-5, 1019, 1020, 1021, 1022, 1024-1, 1024-4, 1029-1, 1030-1, 1031-1, 1036-1
		南市橋町字野田	1003-1
		南市橋町字辻り石	1173, 1174-1
		南市橋町字御嶽田	1322-4, 1351
		赤坂町字下七曲	2348, 2371-8, 2371-9, 2371-11
		赤坂町字虚空蔵裏	4569, 4570, 4571, 4572, 4583
		赤坂町字猿岩	4568-1
		赤坂町字愛宕	4707
		赤坂町字櫻谷	4623-2, 4626, 4629
		赤坂町字広場	4839, 4868, 4873-1, 4906-1, 4906-2, 4906-3, 4907, 4908, 4909, 4910-1, 4910-2, 4911, 4913-1, 4913-2, 4914, 4916, 4960, 4961,

			4962-1, 4962-2, 4963-1, 4967
47	大垣市	赤坂町字広場	4943-1, 4943-2, 5064, 5065
		赤坂町字愛宕 裏	4759, 4760, 4761-1, 4761-2, 4762, 4763, 4764, 4765, 4766, 4767, 4768, 4769, 4770, 4771, 4772, 4773-2, 4774-1, 4774-2, 4774-3, 4775
		赤坂町字愛宕	4715, 4715-2, 4715-3, 4716-1, 4716-2, 4717, 4718, 4719, 4720, 4721-1, 4721-2, 4722, 4723, 4724, 4725-1, 4725-2, 4726-1, 4726-2, 4726-3, 4726-4, 4726-5, 4735, 4736, 4737, 4738, 4739, 4740, 4741, 4742, 4743, 4744, 4745, 4746, 4747, 4748, 4749, 4750, 4751-1, 4751-2, 4751-3, 4751-4, 4752, 4753, 4754-2, 4754-4
		赤坂町字ニツ ベリ	4463-2, 4464, 4464-2, 4465
		昼飯町字岩原	1239-1, 1240-1, 1241-1, 1241-2, 1242-1, 1243-1, 1244-2, 1245-2, 1245-4, 1246-2, 1246-4, 1246-5, 1247-3, 1248, 1290-1, 1290-2, 1290-4, 1292, 1292-2, 1293, 1294, 1294-2, 1295, 1296, 1297, 1298, 1299, 1300, 1301, 1302, 1303-1, 1303-2, 1303-3, 1304, 1304-2, 1305, 1305-2, 1306, 1307, 1308, 1308-2, 1309, 1310-1, 1310-2, 1310-3, 1310-4, 1310-5, 1310-7, 1310-8, 1310-9, 1310-10, 1310-11, 1310-12, 1310-13, 1310-14, 1310-15, 1310-16, 1310-17, 1310-18, 1311, 1312, 1313, 1314, 1315, 1316, 1317, 1318-1, 1318-2
48	大垣市	赤坂町字六町	3274-1, 3275, 3276-1, 3277, 3278, 3279-1, 3280-1, 3280-2, 3281-1, 3282-2, 3283, 3285, 3286, 3287, 3288, 3289, 3290, 3291, 3292, 3293
		南市橋町字 野々分	1240-2, 1241-1, 1242-1, 1243, 1244, 1245-1, 1246-1, 1246-2, 1247-1, 1247-2, 1247-3, 1248-1, 1248-2, 1248-3
		南市橋町字蔵 王下	1249, 1249-1, 1251-1, 1252-2, 1252-4, 1253, 1254-1, 1255-1, 1255-2, 1255-5, 1257-2, 1262-1, 1263-1, 1265-1, 1265-3, 1268-1
		赤坂町字乙女 坂	4565, 4566-1, 4566-2, 4566-3
		南市橋町字虚 空蔵下	1269, 1270-1, 1273-1, 1274, 1276-1
		南市橋町字下 山下藪	1751, 1753-1, 1754-1, 1754-2, 1754-3, 1754-4
49	大垣市	赤坂町字河原	1777, 1780

		赤坂町字中堀	1956, 1957, 1959-2, 1960, 1961, 1976, 1977, 1978, 1979-1, 1979-2, 1980-1, 1980-2, 1981, 1982-1, 1988, 1995-2, 1996-2, 2005-2, 2008, 2011, 2012, 2013, 2014, 2016, 2017-1, 2017-2, 2018-2, 2019-4, 2019-5, 2019-9, 2019-10, 2029, 2030, 2031, 2033, 2034, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059-1, 2059-2, 2060, 2061, 2061-2, 2063-1, 2063-3
		赤坂町字奈良ノ木	273-1, 274, 304, 306-1, 306-3, 308-2, 309-1, 309-2, 310, 319-2, 336-1, 336-3, 340-2, 343-2, 346-2, 347-2
		赤坂町字若王子	350, 351-1, 351-2, 352-1, 352-2, 353-1, 353-2, 361, 363, 391-1, 398-1
		赤坂新田	1-3, 1-6, 1-24
50	大垣市	大村 2 丁目	19-1, 19-4, 20-1, 20-6, 21-1
51	大垣市	美和町字南縄	1655, 1677-1, 1677-2, 1688, 1834-1
		世安町 3 丁目	31-3, 40, 46-2, 51-1
52	大垣市	大井 4 丁目	53-1, 53-2
53	大垣市	十六町	1037-1, 1050-1, 1050-3, 1050-6, 1050-7, 1062-5, 1063-5
54	海津市	南市橋町字下山下藪	1751, 1753-1, 1754-1, 1754-2, 1754-3, 1754-4
		南濃町徳田字大谷	408
55	海津市	南濃町駒野字赤札	1257-3, 1258-1, 1259-1~3, 1260-1, 1263-1, 1264-1
		字城山	224-3
		字本丸東	225-3, 226-1, 245-1, 245-4, 246-5, 246-7
		字山下	1265-1, 1266-1, 1267-1, 1268-1, 1269, 1270-1~3, 1271-1~3, 1272-1~3, 1273-1~3, 1274-1~4, 1275-1~3, 1276-1~7, 1277-1~9, 1278-1~6, 1279-1~5, 1280-1~9, 1291-1~6, 1292-1~8, 1293-1~10, 1294-1~6, 1295-1~4, 1296-1~4, 1297-1~2, 1298-1~2, 1299-3, 1299-1
		徳田字南見取	185-1
		庭田字口庭田	829-4~5, 830-1, 832-5, 891-1, 891-4~5, 892, 893, 894, 895, 896, 897, 898-2, 898-4, 899-3, 900-3, 901, 902-1, 902-3, 903-4, 903-6, 905-1, 906, 907, 908, 909, 910-1~2, 911, 912, 913-1~2, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 920-1~2, 921-1, 921-3, 922-3, 923-1, 924-1, 925-1~2, 926, 927, 928, 929, 930, 931, 932, 933, 934, 935, 936, 937, 938-1, 939, 940, 941-1, 942-1, 943, 944, 945, 946, 947-1, 948-1~2, 949, 950, 951-1~3, 955-1~2, 956, 957, 958, 959-1, 960
56	海津市	南濃町駒野字白檉	573-6
		字柚ノ木	754-2~3, 778-2

57	海津市	南濃町上野河 戸字山田	1028-7, 1034-16, 1034-17, 1034-38, 1034-40, 1034-44, 1036-1～10, 1036-14～15, 1037-1, 1037-3～8, 1037-10, 1037-12, 1038, 1039, 1040, 1041, 1043-1～2, 1043-5, 1045, 1050-4～5
		字官山	1236-4
		羽沢字前山通	1636
58	海津市	平田町幡長字 外畑	1334-1, 1351-2
		字小大須寺島 前	1325-1, 1325-4, 1619
59	海津市	海津町平原字 高須田	723, 724, 725, 726
		平田町高田字 蛭田	445-2
		西島字中沼	491-2, 492-1, 497-2, 531
60	海津市	南濃町津屋字 大堀	1610-4, 1611-2, 1612-1～3, 1613-15～16, 1614-1～2, 1614-4
		字山神	1928-4～5, 1929-3, 1930-1～3, 1930-5～7, 1931-1～4, 1932, 1933-1～2, 1934-1, 1935-1, 1936-1～2, 1936-4, 1937-2, 1943-1, 1943-3, 1943-5, 1944-1～2, 1945-3, 1947-3
		字河原添	2812-54
61	海津市	海津町平原字 貫川	1741, 1756-1, 1757-1
62	海津市	平田町土倉字 江東	560, 561, 562, 584, 585, 586, 587, 644-1, 644-2, 644-3, 644-4
63	海津市	南濃町吉田字 村合	246-1, 246-2, 247-1, 247-2, 247-3, 248, 266-1, 266-2, 266-3, 267, 268, 270, 271, 272-2
64	海津市	海津町松木字 村前	776-1、771
65	海津市	海津町駒ヶ江 字川田	147-4、147-5、159-1、165-1、166-2
		海津町駒ヶ江 字東引田	415
66	海津市	海津町古中島 字上村	175、204、205、206、207、208、209、220
67	海津市	海津町安田字 村中	72-1
		海津町安田新 田字大代	302-1、303-1、304、305、308-2、318-2、319、320

68	海津市	南濃町太田字出口	834-1、835、836-1、837-1、838-1、838-2、839-1、840-1、840-4、841-8、841-11
		南濃町吉田字一切	478-1、496-1、497、498、499
69	垂井町	栗原字大正	732～734、735-1、736-1、737-1、738～741、742-1、743-1、744-1、745-1、746-1、752-1、753～756、757-1、758、759-1、759-3、760-1、760-2、761-1、762-1、763-1、764、765、766-1、767～772、773-1、773-2、774-4、774-5、775～777、778-1、779-1、780、781-1、782-1、783、784、785-1、786～788、789-1、789-2、790-1、790-2、791-2、792-1、793-1、794-1、795-1、796-1、1161-1、1161-2、1162-1、1162-2、1163-1、1163-2、1164-1、1164-2、1165-1、1165-2、1166-1、1166-2、1167-1、1167-2、1168-1、1168-2、1169-1、1169-2、1170-2、1181、1182、1183、1184、1185、1186、1187、1188、1189、1190、1191-1、1192-1、1193-1、1194-1、1195-1、1195-2、1196-1、1197-1、1198-1、1199-1、1200-1、1206-1、1207-1、1208-1、1209-1、1210-1、1211-1、1212-1、1213-1、1214-1、1215-1、1216-1、1217-1、1218-1、1219-1、1220-1、1221～1250、1310-1、1310-2、1366、1367、1368、1416、1417、1418、1419、1420、1421、1422
70	垂井町	府中字岡田	738-1、738-2、738-3、738-4、738-6、738-7、738-10、738-11、765-2、765-5
		市之尾字離山	322-1、322-4、325-1、325-2、325-3、325-4、341-6、341-7
		市之尾字山之腰	350-1、350-2、350-3、350-5、350-7、350-8
		市之尾字米野	413-1、413-2
71	北方町	高屋石末3丁目	1-1、1-2、1-3、1-4、22
		柱本池之頭3丁目	1-1、1-2、4、10、11-1、12-1、12-2、12-3、12-4、13-2、14-2、15-2、16-2、17-2、18-2
		柱本池之頭2丁目	1-1、1-2、7
72	揖斐川町	極楽寺字持ヶ渚	4-1、4-5、6-1、10-1～2、10-4、11-1、19-1～2、19-4、20-2、21-1、24-1、29-1、30-1、30-2、30-3、31、32、33、34-1～2、35-1～2、37、38-2～3、43-1、45-1
73	揖斐川町	市場字御富所	1547-3
		市場字下川原	715-3
		市場字樋ノ川原	720-2
		黒田字村西	398-5
		黒田字村前	444-1

		黒田字岩井社	450-2, 450-63
--	--	--------	---------------